

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2023年6月28日提出
【発行者名】	野村アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	C E O兼代表取締役社長 小池 広靖
【本店の所在の場所】	東京都江東区豊洲二丁目2番1号
【事務連絡者氏名】	松井 秀仁
【電話番号】	03-6387-5000
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	ゴールベースラップ専用ファンド・レベル1 ゴールベースラップ専用ファンド・レベル2 ゴールベースラップ専用ファンド・レベル3 ゴールベースラップ専用ファンド・レベル4 ゴールベースラップ専用ファンド・レベル5
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	ゴールベースラップ専用ファンド・レベル1 1兆円を上限とします。 ゴールベースラップ専用ファンド・レベル2 1兆円を上限とします。 ゴールベースラップ専用ファンド・レベル3 1兆円を上限とします。 ゴールベースラップ専用ファンド・レベル4 1兆円を上限とします。 ゴールベースラップ専用ファンド・レベル5 1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

ゴールベーススラップ専用ファンド・レベル1
 ゴールベーススラップ専用ファンド・レベル2
 ゴールベーススラップ専用ファンド・レベル3
 ゴールベーススラップ専用ファンド・レベル4
 ゴールベーススラップ専用ファンド・レベル5

ファンドの名称については、正式名称ではなく略称等で記載する場合があります。

ファンドの正式名称	略称等
ゴールベーススラップ専用ファンド・レベル1	レベル1
ゴールベーススラップ専用ファンド・レベル2	レベル2
ゴールベーススラップ専用ファンド・レベル3	レベル3
ゴールベーススラップ専用ファンド・レベル4	レベル4
ゴールベーススラップ専用ファンド・レベル5	レベル5

(以上を総称して「ゴールベーススラップ専用ファンド」、「各ファンド」という場合、あるいは個別に「ファンド」という場合があります。)

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託・受益権(以下「受益権」といいます。)

■ 信用格付 ■

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託者である野村アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3) 【発行（売出）価額の総額】

各ファンドにつき1兆円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込日の翌営業日の基準価額 とします。

「基準価額」とは、純資産総額をその時の受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当たりの価額で表示されます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

（５）【申込手数料】

ありません。

（６）【申込単位】

1口単位または1円単位（当初元本1口＝1円）

なお、販売会社や申込形態によっては、申込単位が上記と異なる場合等があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

（７）【申込期間】

2023年6月29日から2024年6月27日まで

*なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（８）【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所（以下「販売会社」といいます。）については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

（９）【払込期日】

販売会社の定める期日までに申込代金を申込みの販売会社にお支払いください。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

各取得申込日の発行価額の総額は、各販売会社によって、追加信託が行なわれる日に、「委託者」（または

「委託会社」といいます。）の指定する口座を経由して、「受託者」（または「受託会社」といいます。）の指定するファンド口座に払い込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

申込代金は申込みの販売会社にお支払いください。払込取扱場所についてご不明の場合は、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

< 受付時間 > 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

（１１）【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権に係る振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

（１２）【その他】

当ファンドは、野村アセットマネジメント株式会社と投資一任契約を締結した投資者向けの専用ファンドですので、お申込みやお取引の詳細に関しては、投資一任契約の内容をご覧ください。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

野村アセットマネジメント株式会社が投資一任業者として提供する資産運用サービス「ゴールベースラップ」に関する投資一任契約に基づき、ご投資される資金を運用するためのファンドです。

別に定める上場投資信託証券（ETF）を主要投資対象とし、信託財産の成長を目的に運用を行なうことを基本とします。

別に定めるETFとは、後述の「2 投資方針（2）投資対象」に記載する「投資対象とする上場投資信託証券」を指します。

各々国内の株式、世界の株式（新興国の企業の発行する株式（新興国株式）を含みます。）、国内の債券、世界の債券（国債、政府機関債、地方債、国際機関債、社債など。世界の高利回り事業債（ハイ・イールド債）および新興国の政府、政府機関、もしくは企業の発行する債券（新興国債券）を含みます。）を実質的な投資対象とするETFおよび不動産や商品などに対するエクスポージャーを持つETFとします。

■ 信託金の限度額 ■

受益権の信託金限度額は、各ファンドにつき5,000億円です。ただし、受託者と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

< 商品分類 >

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。

なお、ファンドに該当する商品分類及び属性区分は下記の表中に**網掛け表示**しております。

(ゴールベースラップ専用ファンド・レベル1)
 (ゴールベースラップ専用ファンド・レベル2)
 (ゴールベースラップ専用ファンド・レベル3)
 (ゴールベースラップ専用ファンド・レベル4)
 (ゴールベースラップ専用ファンド・レベル5)

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
---------	--------	-------------------

単 位 型	国 内	株 式
		債 券
	海 外	不動産投信
追 加 型	内 外	その他資産 ()
		資産複合

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル (日本を含む)		
一般				
大型株	年2回			
中小型株	年4回	日本		
債券		北米	ファミリーファンド	あり (部分ヘッジ)
一般	年6回	欧州		
公債	(隔月)			
社債		アジア		
その他債券	年12回	オセアニア		
クレジット属性 ()	(毎月)			
不動産投信	日々	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
その他資産	その他	アフリカ		
(投資信託証券	()			
(資産複合(株式、債		中近東		
券、不動産投信、商		(中東)		
品)資産配分変更		エマージング		
型))				
資産複合				
()				
資産配分固定型				
資産配分変更型				

ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（資産複合）とが異なります。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。

なお、下記一般社団法人投資信託協会のホームページでもご覧頂けます。

《一般社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス》 <http://www.toushin.or.jp/>

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。（2013年2月21日現在）

< 商品分類表定義 >

[単位型投信・追加型投信の区分]

(1)単位型投信...当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドを

いう。

- (2)追加型投信...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

[投資対象地域による区分]

- (1)国内...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)海外...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)内外...目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資対象資産による区分]

- (1)株式...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)債券...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)不動産投信(リート)...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)その他資産...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5)資産複合...目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[独立した区分]

- (1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)...「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)...「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3)ETF...投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

[補足分類]

- (1)インデックス型...目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)特殊型...目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

< 属性区分表定義 >

[投資対象資産による属性区分]

株式

- (1)一般...次の大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- (2)大型株...目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- (3)中小型株...目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

債券

- (1)一般...次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- (2)公債...目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (3)社債...目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (4)その他債券...目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (5)格付等クレジットによる属性...目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記(1)から(4)に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

不動産投信...これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

その他資産...組入れている資産を記載するものとする。

資産複合...以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- (1)資産配分固定型...目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- (2)資産配分変更型...目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な

変更を行なう旨の記載があるもの若しくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

〔 決算頻度による属性区分 〕

- (1) 年 1 回...目論見書又は投資信託約款において、年 1 回決算する旨の記載があるものをいう。
- (2) 年 2 回...目論見書又は投資信託約款において、年 2 回決算する旨の記載があるものをいう。
- (3) 年 4 回...目論見書又は投資信託約款において、年 4 回決算する旨の記載があるものをいう。
- (4) 年 6 回(隔月)...目論見書又は投資信託約款において、年 6 回決算する旨の記載があるものをいう。
- (5) 年12回(毎月)...目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- (6) 日々...目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- (7) その他...上記属性にあてはまらないすべてのものをいう。

〔 投資対象地域による属性区分(重複使用可能) 〕

- (1) グローバル...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- (2) 日本...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 北米...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) 欧州...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (5) アジア...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (6) オセアニア...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7) 中南米...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8) アフリカ...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9) 中近東(中東)...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10) エマージング...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

〔 投資形態による属性区分 〕

- (1) ファミリーファンド...目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- (2) ファンド・オブ・ファンズ...「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

〔 為替ヘッジによる属性区分 〕

- (1) 為替ヘッジあり...目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2) 為替ヘッジなし...目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

〔 インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分 〕

- (1) 日経225
- (2) TOPIX
- (3) その他の指数...上記指数にあてはまらないすべてのものをいう。

〔 特殊型 〕

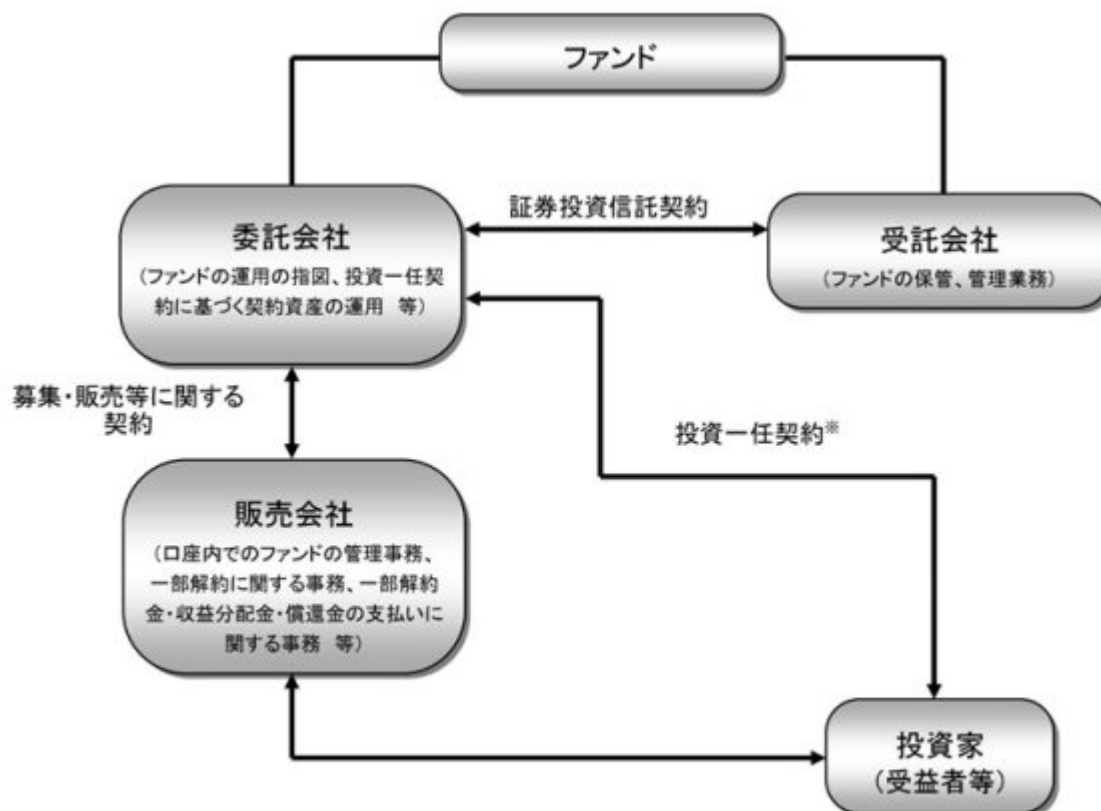
- (1) ブル・ベア型...目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 条件付運用型...目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資又はその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- (3) ロング・ショート型/絶対収益追求型...目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- (4) その他型...目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

(2) 【ファンドの沿革】

2022年4月28日

信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

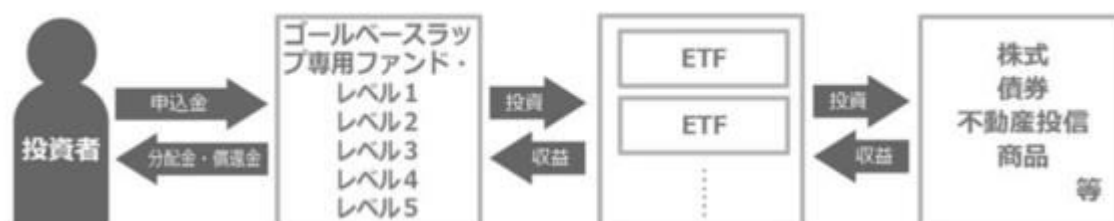
(3) 【ファンドの仕組み】



※投資一任契約の締結にあたっては、媒介業者（野村アセットマネジメント株式会社との間で投資一任契約の締結の媒介に係る業務委託契約を締結したもの）が締結の媒介を行なうものとします。

ファンド	ゴールベーススラップ専用ファンド・レベル1 ゴールベーススラップ専用ファンド・レベル2 ゴールベーススラップ専用ファンド・レベル3 ゴールベーススラップ専用ファンド・レベル4 ゴールベーススラップ専用ファンド・レベル5
委託会社(委託者)	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社(受託者)	三菱UFJ信託銀行株式会社 (再信託受託者：日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

●ファンドは、複数の上場投資信託証券（ETF）を投資対象とするファンド・オブ・ファンズです。



■ 委託会社の概況(2023年5月末現在) ■

・ 名称

野村アセットマネジメント株式会社

・ 資本金の額

17,180百万円

・ 会社の沿革

1959年12月 1 日

野村證券投資信託委託株式会社として設立

1997年10月 1 日

投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更

2000年11月 1 日

野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更

・ 大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋1-13-1	5,150,693株	100%

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

- 「ゴールベースラップ専用ファンド」は、想定するリスク水準が低い順に「レベル1」、「レベル2」、「レベル3」、「レベル4」、「レベル5」の5つのファンドで構成されています。
- 上場投資信託証券への投資を通じた株式および不動産投資信託証券への投資配分比率の合計は、信託財産の純資産総額に対して下記の比率を中心とすることを原則とします。

レベル 1	レベル 2	レベル 3	レベル 4	レベル 5
30%	45%	65%	75%	85%

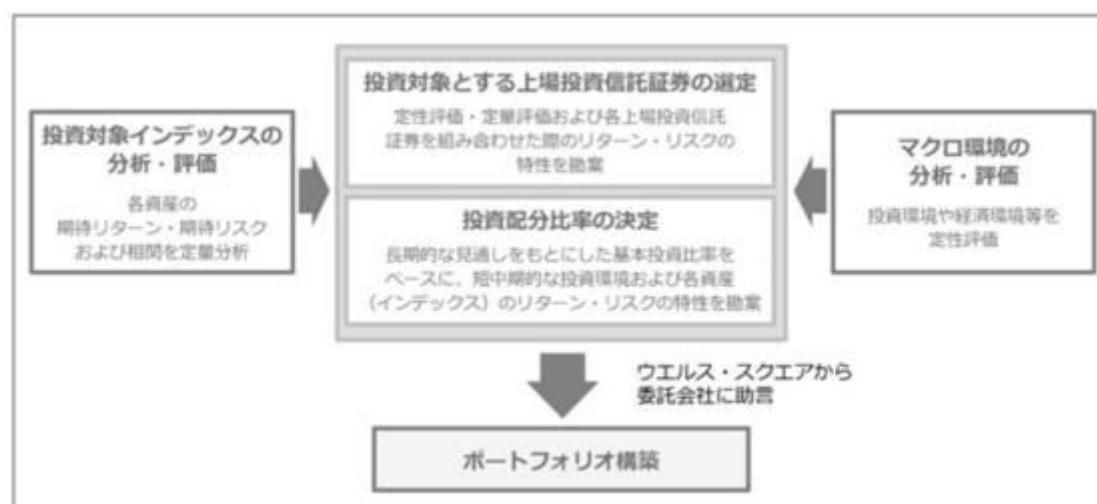
- 株式会社ウエルス・スクエア（ウエルス・スクエア）による以下のプロセスに従った助言に基づいて投資対象とする上場投資信託証券および各上場投資信託証券への投資配分比率を決定します。

ウエルス・スクエア独自の定量的な手法により、上場投資信託証券が連動することを目指すインデックス等（以下「インデックス」といいます。）を分析し、投資対象とする上場投資信託証券を選定します。なお、分析において為替ヘッジを行なう場合と為替ヘッジを行わない場合では異なるインデックスとして扱います。

長期的な見通しを基とした基本投資比率をベースに、短中期的な投資環境およびインデックスのリターン・リスクの特性を勘案して最終的な投資配分比率を決定します。なお、一部の上場投資信託証券への投資配分比率がゼロとなる場合があります。

投資対象とする上場投資信託証券については、定性評価・定量評価等を勘案し、適宜見直しを行います。

■ ポートフォリオ構築プロセス ■



* 上記ポートフォリオ構築プロセスは、今後変更となる場合があります。

- 組入上場投資信託証券とファンド全体のリスク特性の状況をモニターし、投資配分比率の見直しを定期的に行なうことを基本とします。なお、市況見通しの変化等によっては、適宜リバランスや投資配分比率の見直しを行なう場合があります。
- 外貨建ての上場投資信託証券に投資する場合は、当該上場投資信託証券に対して為替変動リスクを回避する目的で外国為替予約取引を用いる場合があります。

（参考）ウエルス・スクエアについて

■ ウエルス・スクエアの概要 ■

株式会社ウエルス・スクエアは、野村グループの資産運用会社で、主にファンドラップの投資運用サービス等の提供を行ないます。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

（２）【投資対象】

上場投資信託証券（上場投資信託の受益証券（投資法人の投資証券を含みます。））。以下同じ。）を主要投資対象とします。なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

ファンドは、以下に示す上場投資信託証券を主要投資対象とします。

投資対象とする上場投資信託証券
NEXT FUNDS TOPIX連動型上場投信
NEXT FUNDS 日経225連動型上場投信
NEXT FUNDS 外国株式・MSCI-KOKUSAI指数（為替ヘッジなし）連動型上場投信
NEXT FUNDS 外国株式・MSCI-KOKUSAI指数（為替ヘッジあり）連動型上場投信
NEXT FUNDS NASDAQ - 100 ^(R) （為替ヘッジなし）連動型上場投信
インベスコ QQQ信託シリーズ1＜外国籍投資信託＞

インベスコ NASDAQ 100 ETF＜外国籍投資信託＞
バンガード・バリュートETF＜外国籍投資信託＞
NEXT FUNDS 新興国株式・MSCIエマージング・マーケット・インデックス（為替ヘッジなし）連動型上場投信
NEXT FUNDS 国内債券・NOMURA-BPI総合連動型上場投信
NEXT FUNDS 外国債券・FTSE世界国債インデックス（除く日本・為替ヘッジなし）連動型上場投信
NEXT FUNDS 外国債券・FTSE世界国債インデックス（除く日本・為替ヘッジあり）連動型上場投信
iシェアーズ 米国国債 0-3カ月 ETF＜外国籍投資信託＞
バンガード・米国短期国債 ETF＜外国籍投資信託＞
NEXT FUNDS ブルームバーグ米国投資適格社債（1-10年）インデックス（為替ヘッジあり）連動型上場投信
iシェアーズ iBoxx 米ドル建て投資適格社債 ETF＜外国籍投資信託＞
iシェアーズ ブロード 米ドル建てハイイールド社債 ETF＜外国籍投資信託＞
SPDR ^(R) ブルームバーグ・ハイ・イールド債券ETF＜外国籍投資信託＞
SPDR ^(R) ポートフォリオ・ハイ・イールド債券ETF＜外国籍投資信託＞
エックス・トラッカーズ 米ドル建てハイイールド社債ETF＜外国籍投資信託＞
iシェアーズ 米ドル建てフォールン・エンジェル債券 ETF＜外国籍投資信託＞
ヴァンエック・フォールン・エンジェル・ハイイールド債ETF＜外国籍投資信託＞
iシェアーズ J.P.モルガン・米ドル建てエマージング・マーケット債券 ETF＜外国籍投資信託＞
バンガード・米ドル建て新興国政府債券ETF＜外国籍投資信託＞
NEXT FUNDS 東証REIT指数連動型上場投信
NEXT FUNDS 外国REIT・S&P先進国REIT指数（除く日本・為替ヘッジなし）連動型上場投信
NEXT FUNDS 金価格連動型上場投信
SPDR ^(R) ゴールド・トラスト＜外国籍投資信託＞
SPDR ^(R) ゴールド・ミニシェアーズ・トラスト＜外国籍投資信託＞
iシェアーズ ゴールド・トラスト＜外国籍投資信託＞

上記は2023年6月28日現在の投資対象とする上場投資信託証券の一覧です。今後、上記上場投資信託証券の一部が、名称変更となる場合、または繰上償還等により投資対象とする上場投資信託証券から除外される場合、あるいは、ここに記載された以外の上場投資信託証券が新たに投資対象とする上場投資信託証券に追加となる場合等があります。

投資対象とする上場投資信託証券には、ファミリーファンド方式で運用するもの、直接有価証券等に投資するものがあります。（ファミリーファンド方式とは、投資者から投資された資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、実質的な運用を行なうしくみです。）

投資の対象とする資産の種類(信託約款)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ハ．金銭債権（イ及びロに掲げるものに該当するものを除きます。）

２．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

有価証券および金融商品の指図範囲等(信託約款)

（ ）委託者は、信託金を、別に定める上場投資信託証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- １．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- ２．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
- ３．外国法人が発行する譲渡性預金証書
- ４．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
- ５．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第4号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

（ ）委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- １．預金
- ２．指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
- ３．コール・ローン
- ４．手形割引市場において売買される手形

(参考)投資対象とする上場投資信託証券について

以下はファンドが投資を行なう上場投資信託証券の投資方針、関係法人、信託報酬等について、2023年6月28日現在で委託会社が知りうる情報等を基に記載したものです（個別に時点の記載がある場合を除きます。）。

今後、上場投資信託証券の各委託会社(運用会社)の都合等により、記載の内容が変更となる場合があります。

また、ここに記載した投資対象とする上場投資信託証券は上記日付現在のものであり、今後、繰上償還等により投資対象とする上場投資信託証券から除外される場合、あるいは、ここに記載された以外の上場投資信託証券が新たに投資対象とする上場投資信託証券に追加となる場合等があります。

投資対象とする上場投資信託証券の一部の受託会社について、信託事務処理の一部を他の信託銀行に再信託する場合があります。

NEXT FUNDS TOPIX連動型上場投信

(A)ファンドの特色

ファンドは、TOPIXに連動する投資成果を目指します。

(B)信託期間

無期限（2001年7月11日設定）

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社

(D)管理報酬等**< 信託報酬 >**

信託報酬の総額は、により計算した額ににより計算した額を加えた額とします。ただし、により計算した額(税抜)に、により計算した額(税抜)を加えた額は、信託財産の純資産総額に年0.24%(税抜)の率を乗じて得た額から、ファンドの上場に係る費用および対象株価指数に係る商標使用料のうち受益者負担とした額を控除した額を超えないものとします。

日々のファンドの純資産総額に年0.24%(税抜)以内（2023年3月29日現在、年0.088%(税抜)以内）の信託報酬率を乗じて得た額。信託報酬率の配分は純資産総額の残高に応じて下記の通りとします。

ファンドの純資産総額	5兆円以下の部分	5兆円超10兆円以下の部分	10兆円超の部分
信託報酬率	年0.088%(税抜)	年0.060%(税抜)	年0.039%(税抜)

* 上記は、2023年3月29日現在の信託報酬率です。

日々の信託報酬率は純資産総額の残高に応じて、上記の適用される率により計算されます。

株式の貸付を行なった場合は、その品貸料の50%(税抜)以内の額。

< その他費用 >

ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。なお、ファンドの上場に係る費用および「商標使用料」ならびに当該上場に係る費用および当該商標使用料に係る消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支払うことができます。

ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引等に要する費用は信託財産から支払われます。

監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときに信託財産中から支払われます。

(E)投資方針等**(1)投資対象**

TOPIX に採用されているまたは採用が決定された銘柄の株式のみに投資を行ないます。

(2)投資態度

TOPIX に採用されているまたは採用が決定された銘柄の株式のみに投資を行ない、信託財産中に占める個別銘柄の株数の比率をTOPIX における個別銘柄の時価総額構成比率から算出される株数の比率に相当する比率に維持することを目的とした運用を行ない、TOPIX に連動する投資成果を目指します。

次の場合には、上記に沿うよう、信託財産の構成を調整するための指図を行なうことがあります。

ア． TOPIX の計算方法が変更された場合

イ． TOPIX の採用銘柄の変更または資本異動等TOPIX における個別銘柄の時価総額構成比率の修正が行なわれた場合

ウ． 追加信託または交換が行なわれた場合

エ． その他連動性を維持するために必要な場合

投資することを指図する株式は、金融商品取引所に上場している(上場予定を含みます。)銘柄のうち、TOPIX に採用されているまたは採用が決定された銘柄の株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当により取得する株式については、この限りではありません。

株式への投資割合には、制限を設けません。

にかかわらず、TOPIX に連動する投資成果を目指すため、当該指数に採用されているまたは採用が決定された銘柄の株式のみに投資を行なった場合と同様の損益を実現する目的で、補完的に当該指数を対象とした株価指数先物取引の買建を行なうことができます。

資金動向、市況動向等によっては、上記の から のような運用ができない場合があります。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

NEXT FUNDS 日経225連動型上場投信

(A)ファンドの特色

ファンドは、日経225に連動する投資成果を目指します。

(B)信託期間

無期限（2001年7月9日設定）

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社

(D)管理報酬等

< 信託報酬 >

信託報酬の総額は、 により計算した額に により計算した額を加えた額とします。ただし、 により計算した額(税抜)に、 により計算した額（税抜）を加えた額は、信託財産の純資産総額に年0.165%（税抜）の率を乗じて得た額から、ファンドの上場に係る費用および対象株価指数に係る商標使用料のうち受益者負担とした額を控除した額を超えないものとします。

日々のファンドの純資産総額に年0.165%（税抜）以内の信託報酬率を乗じて得た額。

信託報酬率については、毎年1月および7月の最終営業日のファンドの純資産総額の残高に応じて定められます。2023年3月29日現在の信託報酬率は年0.1175%（税抜）です。

株式の貸付を行なった場合は、その品貸料の40%（税抜）以内の額。

< その他費用 >

ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。なお、ファンドの上場に係る費用および「商標使用料」ならびに当該上場に係る費用および当該商標使用料に係る消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支払うことができます。

ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引等に要する費用は信託財産から支払われます。

監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときに信託財産中から支払われます。

(E)投資方針等

(1)投資対象

日経225に採用されているまたは採用が決定された銘柄の株式のみに投資を行ないます。

(2)投資態度

日経225に採用されているまたは採用が決定された銘柄の株式のみに投資を行ない、信託財産中に占める個別銘柄の

株数の比率を日経225における個別銘柄の株数の比率に維持することを目的とした運用を行ない、日経225に連動する投資成果を目指します。

次の場合には、上記に沿うよう、信託財産の構成を調整するための指図を行なうことがあります。

- ア．日経225の計算方法が変更された場合
- イ．日経225の除数の修正が行なわれた場合
- ウ．日経225の採用銘柄の変更が行なわれた場合
- エ．追加信託または交換が行なわれた場合
- オ．その他連動性を維持するために必要な場合

投資することを指図する株式は、日経225に採用されているまたは採用が決定された銘柄の株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当により取得する株式については、この限りではありません。

株式への投資割合には、制限を設けません。

にかかわらず、日経225に連動する投資成果を目指すため、当該指数に採用されているまたは採用が決定された銘柄の株式のみに投資を行なった場合と同様の損益を実現する目的で、補完的に当該指数を対象とした株価指数先物取引の買建を行なうことができます。

資金動向、市況動向等によっては、上記の から のような運用ができない場合があります。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

NEXT FUNDS 外国株式・MSCI-KOKUSAI指数(為替ヘッジなし)連動型上場投信

(A) ファンドの特色

ファンドは、親投資信託である外国株式MSCI-KOKUSAI マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券およびMSCI-KOKUSAI 指数（以下「対象株価指数」といいます。）の採用銘柄（採用が決定された銘柄を含みます。）の株式（DR（預託証書）を含みます。）を主要投資対象とし、日本円換算した対象株価指数に連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

(B) 信託期間

無期限（2017年12月7日設定）

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社

(D) 管理報酬等

< 信託報酬 >

信託報酬の総額は、により計算した額に、により計算した額を加えて得た額とします。ただし、により計算した額(税抜)に、により計算した額(税抜)を加えた額は、信託財産の純資産総額に年0.25%の率を乗じて得た額を超えないものとします。

信託財産の純資産総額に年0.17% (税抜) 以内で委託者が定める率（2023年5月30日現在、年0.17%（税抜））を乗じて得た額とします。

信託財産に属する有価証券の貸付を行なった場合は、その品貸料の40% (税抜) 以内の額。

< その他費用 >

ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、有価証券の貸付に係る事務の処理を第三者に委託した場合に要する費用および受託者の立替えた立替金の利息等は、受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。なお、ファンドの上場に係る費用および対象株価指数についての商標（これに類する商標を含みます。）の使用料（以下「商標使用料」といいます。）ならびに当該上場に係る費用および当該商標使用料に係る消費税等に相当する金額

は、受益者の負担とし、信託財産中から支払うことができます。

ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用は信託財産中から支払われます。監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときに信託財産中から支払われます。

(E)投資方針等

(1)投資対象

外国株式MSCI-KOKUSAI マザーファンド受益証券および対象株価指数の採用銘柄（採用が決定された銘柄を含みます。）の株式（DR（預託証書）を含みます。）を主要投資対象とします。なお、日本円換算した対象株価指数の動きに効率的に連動する投資成果を目指すため、株価指数先物取引等のデリバティブ取引および外国為替予約取引を利用することができます。

(2)投資態度

マザーファンド受益証券および対象株価指数の採用銘柄（採用が決定された銘柄を含みます。）の株式（DR（預託証書）を含みます。）を主要投資対象とし、日本円換算した対象株価指数に連動する投資成果を目指します。

運用にあたっては、効率性等を勘案の上、マザーファンド受益証券の投資比率を決定します。

日本円換算した対象株価指数の動きに効率的に連動する投資成果を目指すため、株価指数先物取引等のデリバティブ取引および外国為替予約取引を実質的に投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的または為替相場等の変動リスクを減じる目的で、ヘッジ目的外の利用も含め実質的に活用する場合があります。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3)主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定しません。

外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定しません。

投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

NEXT FUNDS 外国株式・MSCI-KOKUSAI指数(為替ヘッジあり)連動型上場投信

(A)ファンドの特色

ファンドは、親投資信託である外国株式為替ヘッジ型マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券およびMSCI-KOKUSAI指数（円ベース・為替ヘッジあり）（以下「対象株価指数」といいます。）の採用銘柄（採用が決定された銘柄を含みます。）の株式（DR（預託証書）を含みます。）を主要投資対象とし、対象株価指数に連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

(B)信託期間

無期限（2017年12月7日設定）

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社

(D)管理報酬等

< 信託報酬 >

信託報酬の総額は、により計算した額に、により計算した額を加えて得た額とします。ただし、により計算した額(税抜)に、により計算した額(税抜)を加えた額は、信託財産の純資産総額に年0.25%の率を乗じて得た額を超えないものとします。

信託財産の純資産総額に年0.17%(税抜)以内で委託者が定める率（2023年5月30日現在、年0.17%（税抜））を乗じて得た額とします。

信託財産に属する有価証券の貸付を行なった場合は、その品貸料の40%(税抜)以内の額。

< その他費用 >

ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、有価証券の貸付に係る事務の処理を第三者に委託した場合に要する費用および受託者の立替えた立替金の利息等は、受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。なお、ファンドの上場に係る費用および対象株価指数についての商標（これに類する商標を含みます。）の使用料（以下「商標使用料」といいます。）ならびに当該上場に係る費用および当該商標使用料に係る消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支払うことができます。

ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用は信託財産中から支払われます。

監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときに信託財産中から支払われます。

(E)投資方針等

(1)投資対象

外国株式為替ヘッジ型マザーファンド受益証券および対象株価指数の採用銘柄（採用が決定された銘柄を含みます。）の株式（DR（預託証書）を含みます。）を主要投資対象とします。なお、対象株価指数の動きに効率的に連動する投資成果を目指すため、株価指数先物取引等のデリバティブ取引および外国為替予約取引を利用することができます。

(2)投資態度

マザーファンド受益証券および対象株価指数の採用銘柄（採用が決定された銘柄を含みます。）の株式（DR（預託証書）を含みます。）を主要投資対象とし、対象株価指数に連動する投資成果を目指します。

運用にあたっては、効率性等を勘案の上、マザーファンド受益証券の投資比率を決定します。

対象株価指数の動きに効率的に連動する投資成果を目指すため、株価指数先物取引等のデリバティブ取引および外国為替予約取引を実質的に投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的または為替相場等の変動リスクを減じる目的で、ヘッジ目的外の利用も含め実質的に活用する場合があります。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3)主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定しません。

外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定しません。

投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

NEXT FUNDS NASDAQ - 100^(R) (為替ヘッジなし)連動型上場投信

(A)ファンドの特色

NASDAQ - 100 指数（以下「対象株価指数」といいます。）に採用されているまたは採用が決定された銘柄の株式（DR

（預託証書）を含みます。）を主要投資対象とし、日本円換算した対象株価指数に連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

(B)信託期間

無期限（2010年8月13日設定）

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社

(D)管理報酬等

< 信託報酬 >

信託報酬の総額は、により計算した額に、により計算した額を加えて得た額とします。

信託財産の純資産総額に年0.20%（税抜）以内で委託者が定める率（2023年4月27日現在、年0.20%（税抜））を乗じて得た額とします。

信託財産に属する有価証券の貸付を行なった場合は、その品賃料の40%（税抜）以内の額。

< その他費用 >

ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。なお、ファンドの上場に係る費用および対象株価指数についての商標（これに類する商標を含みます。）の使用料（これに類するものを含みます。以下「商標使用料等」といいます。）ならびに当該上場に係る費用および当該商標使用料等に係る消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

ファンドに関する組入る有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用は信託財産から支払われます。

監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。

(E)投資方針等

(1)投資対象

対象株価指数に採用されているまたは採用が決定された銘柄の株式（DR（預託証書）を含みます。）を主要投資対象とします。なお、日本円換算した対象株価指数に連動する投資成果を目指すため、株価指数先物取引の買建ておよび外国為替予約取引の利用を行なうことができます。

(2)投資態度

主として対象株価指数に採用されているまたは採用が決定された銘柄の株式（DR（預託証書）を含みます。）に投資し、日本円換算した対象株価指数に連動する投資成果を目指します。

当初設定時および追加設定時には、設定後の信託財産が上記に沿うよう、信託財産を組成します。

米ドルのエクスポージャーは、原則として信託財産の純資産総額と同程度となるように調整を行ないます。なお、米ドルのエクスポージャーの調整を目的として、外国為替予約取引等を適宜利用する場合があります。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

日本円換算した対象株価指数に連動する投資成果を目指すため、補完的に、株価指数先物取引の買建ておよび対象株価指数に連動することを目的として運用される投資信託証券の組入れを行なうことができます。

一部解約の実行の請求に応じる場合には、信託財産に属する有価証券その他の資産のうち当該一部解約に係る受益権の当該信託財産に対する持分に相当するものについて換価を行ないます。ただし、当該一部解約の実行の請求に対し、追加信託に係る金銭の引渡しをもって応じることができる場合を除きます。

上記のほか、次の場合には、信託財産の構成を調整するための運用指図を行なうことがあります。

イ．対象株価指数の計算方法が変更された場合または当該変更が公表された場合

ロ．対象株価指数における、その採用銘柄の変更もしくは資本異動等による対象株価指数における個別銘柄の時価総額構成比率の修正が行なわれた場合または当該変更もしくは修正が公表された場合

ハ．イおよびロのほか、基準価額と日本円換算した対象株価指数の連動性を維持する等のために必要な場合

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3)主な投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定しません。

外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定しません。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

インベスコ QQQ信託シリーズ1

(A)ファンドの特色

外国の株式を主要投資対象とし、NASDAQ-100 指数（ドルベース・為替ヘッジなし）（以下「対象指数」と言います。）の動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

(B)信託期間

無期限（設定日：1999年3月4日）

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
投資顧問会社	インベスコ・キャピタル・マネジメント・エル・エル・シー
受託会社	ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン

(D)管理報酬等

管理報酬は純資産総額の0.20%（年率）とします。

上記のほか、信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料等をファンドから支払います。

(E)投資方針等

(1)投資対象

外国の株式を主要投資対象とします。

(2)投資態度

主として外国の株式に投資することにより、対象指数の動きを概ね捉える投資成果を目指します。

対象指数のリバランスがあった場合には、適宜ポートフォリオをリバランスします。

同一株式への投資割合の対象指数における組入比率に対する乖離率が150%以上になった場合は、下記の表に定める許容誤差の範囲内に収まるように投資割合を日次ベースで調整します。

[乖離率] = [同一株式への投資割合] ÷ [対象指数における同一株式の組入比率] - 1

ファンドの純資産	投資割合（対純資産）の許容誤差
\$25,000,000以下	0.25%
\$25,000,000-\$99,999,999	0.20%
\$100,000,000-\$499,999,999	0.10%
\$500,000,000-\$999,999,999	0.05%
\$1,000,000,000以上	0.02%

同一株式への投資割合の対象指数における組入比率に対する乖離率が100%以上になった場合は、上記の表に定める許容誤差の範囲内に収まるように投資割合を月次ベースで調整します。

市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

本トラストは1940年投資信託法に準拠するユニット・インベストメント・トラストとして設立されているため、対象指数の構成銘柄の組み入れ比率を維持するための売買のみを行います。先物取引等のデリバティブ取引は活用しません。

インベスコ NASDAQ 100 ETF

(A) ファンドの特色

米国内外の企業の株式を主要投資対象とし、NASDAQ-100 指数（ドルベース・為替ヘッジなし）（以下「対象指数」と言います。）の動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行います。

(B) 信託期間

無期限（設定日：2020年10月13日）

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
投資顧問会社	インベスコ・キャピタル・マネジメント・エル・エル・シー
保管受託銀行 管理事務代行会社	ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン

(D) 管理報酬等

管理報酬は純資産総額の0.15%（年率）とします。

上記のほか、信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料等をファンドから支払います。

(E) 投資方針等

(1) 投資対象

米国内外の企業の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

主として米国内外の企業の株式に投資することにより、対象指数の動きを概ね捉える投資成果を目指します。

原則として、ファンドの総資産の90%以上を対象指数構成銘柄に投資し、完全法でポートフォリオを構築します。

市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

原則として、現物コモディティや不動産への投資は行いません。

原則として、現物コモディティや不動産への投資は行いません。

バンガード・バリュートフ

(A) ファンドの特色

米国の大型バリュートフ株式を主要投資対象とし、CRSP USラージキャップ・バリュートフ・インデックス（以下「対象指数」と言います。）の動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行います。

(B) 信託期間

無期限（設定日：2004年1月30日）

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
投資顧問会社	ザ・バンガード・グループ・インク
保管銀行	ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー

(D)管理報酬等

2023年4月末現在の経費率は0.04%です。

経費率とは、ファンドの平均資産残高に対する、運用その他の経費の比率（％）です。原則として毎年決算日に見直され、変動します。

(E)投資方針等

(1) 投資対象

米国の大型バリューストックを主要投資対象とします。

(2) 投資態度

主として米国の大型バリューストックに投資することにより、対象指数の動きを概ね捉える投資成果を目指します。

対象指数を構成する株式に資産の全てもしくは実質的に資産の全てを投資することにより、対象指数に連動する投資成果を目指します。各銘柄の保有比率は対象指数の構成比とほぼ同一とします。

市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

ファンドの資産の75%について、1発行体への投資はファンドの資産の5%以内とします。

対象指数の構成比に近づくために必要な場合を除き、主要な事業活動が同一もしくは同一業界の発行体への集中投資は行ないません。

投機目的または投資収益にレバレッジをかける目的でのデリバティブの利用を行ないません。

以下については米国1940年投資会社法あるいはSEC等のファンドを監督する監督機関の定めるルールに従います。

(i) 資金借り入れ

(ii) コモディティ

(iii) ローン

(iv) 優先証券

NEXT FUNDS新興国株式・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(為替ヘッジなし)連動型上場投信

(A)ファンドの特色

ファンドは、親投資信託である新興国株式マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券およびMSCIエマージング・マーケット・インデックス（以下「対象株価指数」といいます。）の採用銘柄（採用が決定された銘柄を含みます。）の株式（DR（預託証書）を含みます。）を主要投資対象とし、日本円換算した対象株価指数に連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

(B)信託期間

無期限（2018年7月6日設定）

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社

(D)管理報酬等

< 信託報酬 >

信託報酬の総額は、により計算した額に、により計算した額を加えて得た額とします。ただし、により計算した額(税抜)に、により計算した額(税抜)を加えた額は、信託財産の純資産総額に年0.25%の率を乗じて得た額を超えないものとします。

信託財産の純資産総額に年0.19%(税抜)以内で委託者が定める率（2023年5月30日現在、年0.19%（税抜））を乗じて得た額とします。

信託財産に属する有価証券の貸付を行なった場合は、その品貸料の40%(税抜)以内の額。

< その他費用 >

ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、有価証券の貸付に係る事務の処理を第三者に委託した場合に要する費用および受託者の立替えた立替金の利息等は、受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。なお、ファンドの上場に係る費用および対象株価指数についての商標（これに類する商標を含みます。）の使用料（以下「商標使用料」といいます。）ならびに当該上場に係る費用および当該商標使用料に係る消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支払うことができます。

ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用は信託財産中から支払われます。

監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときに信託財産中から支払われます。

(E)投資方針等

(1)投資対象

新興国株式マザーファンド受益証券および対象株価指数の採用銘柄（採用が決定された銘柄を含みます。）の株式（DR（預託証書）を含みます。）を主要投資対象とします。なお、日本円換算した対象株価指数の動きに効率的に連動する投資成果を目指すため、株価指数先物取引等のデリバティブ取引および外国為替予約取引を利用することができます。

(2)投資態度

マザーファンド受益証券および対象株価指数の採用銘柄（採用が決定された銘柄を含みます。）の株式（DR（預託証書）を含みます。）を主要投資対象とし、日本円換算した対象株価指数に連動する投資成果を目指します。

運用にあたっては、効率性等を勘案の上、マザーファンド受益証券の投資比率を決定します。

日本円換算した対象株価指数の動きに効率的に連動する投資成果を目指すため、株価指数先物取引等のデリバティブ取引および外国為替予約取引を実質的に投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的または為替相場等の変動リスクを減じる目的で、ヘッジ目的外の利用も含め実質的に活用する場合があります。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3)主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定しません。

外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定しません。

投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

NEXT FUNDS 国内債券・NOMURA-BPI総合連動型上場投信

(A)ファンドの特色

ファンドは、NOMURA-BPI総合（NOMURA-ボンド・パフォーマンス・インデックス総合）（対象指数）に連動する投資成果（基準価額の変動率が対象指数の変動率に一致することをいいます。）を目指します。

NOMURA-BPI総合は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する、国内で発行された公募利付債券の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された債券ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。

(B) 信託期間

無期限（2017年12月7日設定）

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社

(D) 管理報酬等

< 信託報酬 >

信託報酬の総額は、により計算した額ににより計算した額を加えた額とします。

日々のファンドの純資産総額に年0.12%（税抜）以内の率（信託報酬率）を乗じて得た額。信託報酬率については、毎計算期間開始日の前月の最終営業日における日本相互証券株式会社発表の新発10年国債の利回り（終値）に応じて、下記の通りとします。

新発10年国債の利回り（終値）	1.0%未満	1.0%以上
信託報酬率	年0.07%（税抜）	年0.12%（税抜）

* 2023年5月30日現在の信託報酬率は年0.07%（税抜）となっております。

有価証券の貸付を行なった場合は、その品賃料の40%（税抜）以内の額から、当該貸付に係る事務の処理を第三者に委託した場合に要する費用を控除した額。

< その他費用 >

ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、有価証券の貸付に係る事務の処理を第三者に委託した場合に要する費用および受託者の立替えた立替金の利息等は、受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。なお、ファンドの上場に係る費用および対象指数についての商標（これに類する商標を含みます。）の使用料（以下「商標使用料」といいます。）ならびに当該上場に係る費用および当該商標使用料に係る消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支払うことができます。

ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用は信託財産中から支払われます。

監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときに信託財産中から支払われます。

(E) 投資方針等

(1) 投資対象

国内債券NOMURA-BPI総合 マザーファンド受益証券およびわが国の公社債を主要投資対象とします。なお、対象指数の動きに効率的に連動する投資成果を目指すため、債券先物取引等のデリバティブ取引を利用することができます。

(2) 投資態度

マザーファンド受益証券およびわが国の公社債を主要投資対象とし、対象指数に連動する投資成果を目指します。

運用にあたっては、効率性等を勘案の上、マザーファンド受益証券の投資比率を決定します。

対象指数の動きに効率的に連動する投資成果を目指すため、債券先物取引等のデリバティブ取引を実質的に投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的または金利等の変動リスクを減じる目的で、ヘッジ目的外の利用も含め実質的に活用する場合があります。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

株式への直接投資は行ないません。株式への投資は、転換社債を転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）を行使したものに限り、株式への投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。

外貨建資産への投資は行ないません。

デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定しません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

NEXT FUNDS外国債券・FTSE世界国債インデックス(除く日本・為替ヘッジなし)連動型上場投信

(A)ファンドの特色

ファンドは、親投資信託である外国債券マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券および外国の公社債を主要投資対象とし、FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）（以下「対象指数」といいます。）に連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

(B)信託期間

無期限（2017年12月7日設定）

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社

(D)管理報酬等

< 信託報酬 >

信託報酬の総額は、により計算した額に、により計算した額を加えて得た額とします。

信託財産の純資産総額に年0.12% (税抜) 以内で委託者が定める率（2023年5月30日現在、年0.12%（税抜））を乗じて得た額とします。

信託財産に属する有価証券の貸付を行なった場合は、その品貸料の40% (税抜) 以内の額。

< その他費用 >

ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、有価証券の貸付に係る事務の処理を第三者に委託した場合に要する費用および受託者の立替えた立替金の利息等は、受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。なお、ファンドの上場に係る費用および対象指数についての商標(これに類する商標を含みます。)の使用料(以下「商標使用料」といいます。)ならびに当該上場に係る費用および当該商標使用料に係る消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支払うことができます。

ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用は信託財産中から支払われます。また、ファンドが投資するマザーファンドに関する有価証券の貸付に係る事務の処理に要する費用が、ファンドから実質的に支払われます。

監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときに信託財産中から支払われます。

(E)投資方針等

(1)投資対象

外国債券マザーファンド受益証券および外国の公社債を主要投資対象とします。なお、対象指数の動きに効率的に連動する投資成果を目指すため、債券先物取引等のデリバティブ取引および外国為替予約取引を利用することができます。

(2)投資態度

マザーファンド受益証券および外国の公社債を主要投資対象とし、対象指数に連動する投資成果を目指します。運用にあたっては、効率性等を勘案の上、マザーファンド受益証券の投資比率を決定します。

対象指数の動きに効率的に連動する投資成果を目指すため、債券先物取引等のデリバティブ取引および外国為替予約取引を実質的に投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的または為替相場等の変動リスクを減じる目的で、ヘッジ目的外の利用も含め実質的に活用する場合があります。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

株式への直接投資は行ないません。株式への投資は、転換社債を転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）を行使したものに限り、株式への投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定しません。

外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定しません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

NEXT FUNDS外国債券・FTSE世界国債インデックス(除く日本・為替ヘッジあり)連動型上場投信

(A) ファンドの特色

ファンドは、親投資信託である外国債券為替ヘッジ型マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券および外国の公社債を主要投資対象とし、FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ・円ベース）（以下「対象指数」といいます。）に連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

(B) 信託期間

無期限（2017年12月7日設定）

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社

(D) 管理報酬等

< 信託報酬 >

信託報酬の総額は、により計算した額に、により計算した額を加えて得た額とします。

信託財産の純資産総額に年0.12%（税抜）以内で委託者が定める率（2023年5月30日現在、年0.12%（税抜））を乗じて得た額とします。

信託財産に属する有価証券の貸付を行なった場合は、その品貸料の40%（税抜）以内の額。

< その他費用 >

ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、有価証券の貸付に係る事務の処理を第三者に委託した場合に要する費用および受託者の立替えた立替金の利息等は、受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。なお、ファンドの上場に係る費用および対象指数についての商標(これに類する商標を含みます。)の使用料(以下「商標使用料」といいます。)ならびに当該上場に係る費用および当該商標使用料に係る消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支払うことができます。

ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用は信託財産中から支払われます。

監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときに信託財産中から支払われます。

(E)投資方針等**(1)投資対象**

外国債券為替ヘッジ型マザーファンド受益証券および外国の公社債を主要投資対象とします。なお、対象指数の動きに効率的に連動する投資成果を目指すため、債券先物取引等のデリバティブ取引および外国為替予約取引を利用することができます。

(2)投資態度

マザーファンド受益証券および外国の公社債を主要投資対象とし、対象指数に連動する投資成果を目指します。

運用にあたっては、効率性等を勘案の上、マザーファンド受益証券の投資比率を決定します。

対象指数の動きに効率的に連動する投資成果を目指すため、債券先物取引等のデリバティブ取引および外国為替予約取引を実質的に投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的または為替相場等の変動リスクを減じる目的で、ヘッジ目的外の利用も含め実質的に活用する場合があります。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3)主な投資制限

株式への直接投資は行ないません。株式への投資は、転換社債を転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）を行使したものに限り、株式への投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定しません。

外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定しません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

iシェアーズ 米国国債 0-3カ月 ETF**(A)ファンドの特色**

残存期間が3カ月以内の米国国債を主要投資対象とし、ICE^(R) 0-3カ月米国国債インデックス（以下「対象指数」といいます。）の動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

(B)信託期間

無期限（設定日：2020年5月26日）

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
投資顧問会社	ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ
受託会社	ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー

(D)管理報酬等

管理報酬は純資産総額の0.05%（年率）とします。

(E)投資方針等**(1)投資対象**

残存期間が3カ月以内の米国国債を主要投資対象とします。

(2)投資態度

ファンドは、残存期間が3カ月以内の米国国債によって構成される対象指数に連動する運用成果を追求します。

ブラックロック・ファンド・アドバイザーズは、ファンドの運用につき代表サンプリング戦略を使用します。代表サンプリングとは、全体としてインデックスの代表サンプルと類似する投資プロファイルを有する証券の代表サンプルに投資する指数戦略をいいます。

市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

資産の少なくとも80%は対象指数に含まれる債券に投資します。

ファンドの資産の75%について、1発行体への投資はファンドの資産の5%以内とします。

バンガード・米国短期国債ETF

(A) ファンドの特色

米国の投資適格短期国債を主要投資対象とし、ブルームバーグ米国国債浮動調整（1-3年）インデックス（以下「対象指数」と言います。）の動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

(B) 信託期間

無期限（設定日：2009年11月19日）

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
投資顧問会社	ザ・バンガード・グループ・インク
保管銀行	JPモルガン・チェース・バンク

(D) 管理報酬等

2023年4月末現在の経費率は0.04%です。

経費率とは、ファンドの平均資産残高に対する、運用その他の経費の比率（％）です。原則として毎年決算日に見直され、変動します。

(E) 投資方針等

(1) 投資対象

米国の投資適格短期国債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

主として米国の投資適格短期国債に投資することにより、対象指数の動きを概ね捉える投資成果を目指します。

インデックス・サンプリング法を用いたパッシブ運用です。

市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

資産の少なくとも80%は対象指数に含まれる債券に投資します。

対象指数と同じ金額加重ベースの平均残存期間を保つことを目指します。

以下に掲げる投資については合計で20%を上限とします。

(i) 投資適格の私募債（所謂144A）

(ii) 小規模の発行体という理由により対象指数に含まれない債券

(iii) 対象指数に含まれない債券

(iv) 投資開始時には対象指数に含まれていて投資開始後に対象指数に含まれなくなった債券

以下については米国1940年投資会社法あるいはSEC等のファンドを監督する監督機関の定めるルールに従います。

(i) 資金借り入れ

(ii) コモディティ

(iii) ローン

(iv) 優先証券

NEXT FUNDS ブルームバーグ米国投資適格社債(1-10年)インデックス(為替ヘッジあり)連動型上場投信**(A)ファンドの特色**

ファンドは、親投資信託である米国投資適格社債1-10年インデックスマザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券および米ドル建ての投資適格社債を主要投資対象とし、ブルームバーグ米国投資適格社債（1-10年）インデックス（円ヘッジ・円ベース）（以下「対象指数」といいます。）に連動する投資成果を目指して運用を行いません。

(B)信託期間

無期限（2019年6月26日設定）

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社

(D)管理報酬等**< 信託報酬 >**

信託報酬の総額は、により計算した額に、により計算した額を加えて得た額とします。

信託財産の純資産総額に年0.27%（税抜）以内で委託者が定める率（2023年5月30日現在、年0.27%（税抜））を乗じて得た額とします。

信託財産に属する有価証券の貸付を行なった場合は、その品貸料の40%（税抜）以内の額。

< その他費用 >

ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、有価証券の貸付に係る事務の処理を第三者に委託した場合に要する費用および受託者の立替えた立替金の利息等は、受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。なお、ファンドの上場に係る費用および対象指数についての商標（これに類する商標を含みます。）の使用料（以下「商標使用料」といいます。）ならびに当該上場に係る費用および当該商標使用料に係る消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支払うことができます。

ファンドに関する組入る有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用は信託財産中から支払われます。

監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときに信託財産中から支払われます。

(E)投資方針等**(1)投資対象**

米国投資適格社債1-10年インデックスマザーファンド受益証券および米ドル建ての投資適格社債を主要投資対象とします。なお、債券先物取引等のデリバティブ取引、外国為替予約取引および上場投資信託証券を利用することができます。

(2)投資態度

マザーファンド受益証券および米ドル建ての投資適格社債を主要投資対象とし、対象指数に連動する投資成果を目指します。

運用にあたっては、効率性等を勘案の上、マザーファンド受益証券の投資比率を決定します。

対象指数に連動する投資成果を目指すため、補完的に、債券先物取引等の買建ておよび上場投資信託証券（ETF）の組入れを行なうことができます。また、対象指数の動きに効率的に連動する投資成果を目指すため、債券先物取引等のデリバティブ取引および外国為替予約取引を実質的に投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的または為替相場等の変動リスクを減じる目的で、ヘッジ目的外の利用も含め実質的に活用する場合があります。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

株式への直接投資は行ないません。株式への投資は、転換社債を転換したもの、新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）を行使したもの、および社債権者割当等により取得したものに限り、株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の20%以内とします。

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定しません。

外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定しません。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

iシェアーズ iBoxx 米ドル建て投資適格社債 ETF

(A) ファンドの特色

米ドル建ての投資適格社債を主要投資対象とし、Markit iBoxx 米ドル建てリキッド投資適格指数（以下「対象指数」といいます。）の動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

(B) 信託期間

無期限（設定日：2002年7月22日）

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
投資顧問会社	ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ
受託会社	ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー

(D) 管理報酬等

管理報酬は純資産総額の0.14%（年率）とします。

(E) 投資方針等

(1) 投資対象

米ドル建ての投資適格社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

ファンドは、米国で販売された流動性の高い投資適格の米ドル建て社債によって構成される対象指数に連動する運用成果を追求します。

ブラックロック・ファンド・アドバイザーズは、ファンドの運用につき代表サンプリング戦略を使用します。代表サンプリングとは、全体としてインデックスの代表サンプルと類似する投資プロファイルを有する証券の代表サンプルに投資する指数戦略をいいます。

市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

資産の少なくとも80%は対象指数に含まれる債券に投資します。

ファンドの資産の75%について、1発行体への投資はファンドの資産の5%以内とします。

iシェアーズ ブロード ミドル建てハイイールド社債 ETF

(A)ファンドの特色

ミドル建てのハイイールド社債を主要投資対象とし、ICE BofA 米国ハイイールド・コンストレインド・インデックス（以下「対象指数」といいます。）の動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

(B)信託期間

無期限（設定日：2017年10月25日）

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
投資顧問会社	ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ
受託会社	ステート・ストリート・アンド・トラスト・カンパニー

(D)管理報酬等

管理報酬は純資産総額の0.15%とします。

(E)投資方針等

(1)投資対象

ミドル建てのハイイールド社債を主要投資対象とします。

(2)投資態度

ファンドは、ミドル建てのハイイールド社債によって構成される対象指数に連動する運用成果を追求します。

ブラックロック・ファンド・アドバイザーズは、ファンドの運用につき代表サンプリング戦略を使用します。代表サンプリングとは、全体としてインデックスと類似する投資プロファイルを有する証券の代表サンプルに投資する指数戦略をいいます。

市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3)主な投資制限

資産の少なくとも80%は対象指数インデックスに含まれる債券に投資します。

ファンドの資産の75%について、1発行体への投資はファンドの資産の5%以内とします。

SPDR^(R) ブルームバーグ・ハイ・イールド債券ETF

(A)ファンドの特色

平均を上回る流動性を有するミドル建ての投資適格未満のハイイールド社債を主要投資対象とし、ブルームバーグ・ハイ・イールド・ベリー・リキッド指数（以下「対象指数」といいます。）の価格と利回りの動きに、経費控除前で概ね連動する投資成果を追求します。

(B)信託期間

無期限（設定日：2007年11月28日）

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
投資顧問会社	SSGAファンズ・マネジメント・インク
保管受託銀行 管理事務代行会社	ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー

(D)管理報酬等

管理報酬等（経費率）は純資産総額の0.40%（年率）です。

(E)投資方針等**(1)投資対象**

平均を上回る流動性を有する米ドル建ての投資適格未満のハイイールド社債を主要投資対象とします。

(2)投資態度

一般向けに発行された平均を上回る流動性を有する米ドル建ての投資適格未満のハイイールド社債によって構成される対象指数の価格と利回りの動きに、経費控除前で概ね連動する投資成果を追求します。

ファンドの運用につき、代表サンプリング戦略を使用します。代表サンプリング戦略は、対象指数と概ね同様のリスクとリターン特性を持つポートフォリオを保持するべく、ファンドが対象指数の構成銘柄の全てではなく部分的に投資する戦略です。

市場動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3)主な投資制限

通常の市場環境下において、資産の少なくとも80%は対象指数の構成銘柄があるいはそれらと基本的に同等の経済特性を持つ銘柄に投資します。

資産の75%について、1発行体への投資額が資産の5%を超えることとなるような有価証券の購入は行いません。

SPDR^(R) ポートフォリオ・ハイ・イールド債券ETF**(A)ファンドの特色**

米ドル建ての投資適格未満のハイイールド社債を主要投資対象とし、ICE BofA米国ハイ・イールド指数（以下「対象指数」といいます。）の価格と利回りの動きに、経費控除前で概ね連動する投資成果を追求します。

(B)信託期間

無期限（設定日：2012年6月18日）

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
投資顧問会社	SSGAファンズ・マネジメント・インク
保管受託銀行 管理事務代行会社	ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー

(D)管理報酬等

管理報酬等（経費率）は純資産総額の0.10%（年率）です。

(E)投資方針等**(1)投資対象**

米ドル建ての投資適格未満のハイイールド社債を主要投資対象とします。

(2)投資態度

米国市場で一般向けに発行された米ドル建ての投資適格未満のハイイールド社債によって構成される対象指数の価格と利回りの動きに、経費控除前で概ね連動する投資成果を追求します。

ファンドの運用につき、代表サンプリング戦略を使用します。代表サンプリング戦略は、対象指数と概ね同様のリスクとリターン特性を持つポートフォリオを保持するべく、ファンドが対象指数の構成銘柄の全てではなく部分的に投資する戦略です。

市場動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3)主な投資制限

通常の市場環境下において、資産の少なくとも80%は対象指数の構成銘柄があるいはそれらと基本的に同等の経済特性を持つ銘柄に投資します。

資産の75%について、1発行体への投資額が資産の5%を超えることとなるような有価証券の購入は行いません。

エックス・トラッカーズ 米ドル建てハイイールド社債ETF

(A)ファンドの特色

米ドル建てのハイイールド社債を主要投資対象とし、Solactive米ドル建てハイイールド・コーポレート・トータルマーケット指数（以下、「対象指数」と言います。）の動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行います。

(B)信託期間

無期限（設定日：2016年12月6日）

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
投資顧問会社	ディービーエックス・アドバイザーズ・エルエルシー
受託会社	バンク・オブ・ニューヨーク・メロン

(D)管理報酬等

管理報酬は純資産総額の 0.20%（年率）とします（ ）。

（ ）運用会社は2023年12月21日まで管理報酬を純資産総額の0.15%とすることに合意しております。なお、本合意に基づく契約は本ファンドの取締役会によってのみ、終了することがあります。

(E)投資方針等

(1)投資対象

米ドル建てのハイイールド社債を主要投資対象とします。

(2)投資態度

主として米ドル建てのハイイールド社債に投資することにより、対象指数の動きを概ね捉える投資成果を目指します。

インデックス・サンプリング法を用いたパッシブ戦略です。

(3)主な投資制限

ファンドは、対象指数を構成する銘柄の資産総額の少なくとも80%以上に投資を行います。

対象指数に含まれることのできる債券は、米ドル建てハイイールド社債のうち以下のものを含みます。

- (i) 対象指数の指数プロバイダが先進国に分類する国に籍を置く企業が発行する債券
- (ii) 格付機関であるムーディーズ・インベスターズ・サービス、フィッチ・インク、スタンダード・アンド・プアーズの3社から入手可能な格付けから計算される総合評価が非投資適格の格付けとなる企業が発行する債券
- (iii) 発行済み額面が10億米ドル以上の発行体による債券
- (iv) 発行済み額面が 4億米ドル以上の債券
- (v) 当初満期が15年以下の債券
- (vi) 満期まで1年以上（または、対象指数に新たに追加された債券については満期まで20か月以上）の債券

加えて、対象銘柄は1933年証券法のルール144Aに従い募集される債券につき、相当数を含むことがあります。

通常は純資産総額の少なくとも 80%はハイイールド社債に投資します。

iシェアーズ 米ドル建てフォールン・エンジェル債券 ETF

(A)ファンドの特色

米ドル建ての従前投資適格であった高利回り社債を主要投資対象とし、Bloomberg 米ドル建て高利回りフォールン・エンジェル 3% キャプット指数（以下「対象指数」といいます。）の動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ない

ます。

(B)信託期間

無期限（設定日：2016年6月14日）

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
投資顧問会社	ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ
受託会社	ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー

(D)管理報酬等

管理報酬は純資産総額の0.25%（年率）とします。

(E)投資方針等

(1)投資対象

米ドル建ての従前投資適格であった高利回り社債を主要投資対象とします。

(2)投資態度

ファンドは、米ドル建ての従前投資適格であった高利回り社債によって構成される対象指数に連動する運用成果を追求します。

ブラックロック・ファンド・アドバイザーズは、ファンドの運用につき代表サンプリング戦略を使用します。代表サンプリングとは、全体としてインデックスの代表サンプルと類似する投資プロファイルを有する証券の代表サンプルに投資する指数戦略をいいます。

市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3)主な投資制限

資産の少なくとも80%は対象指数に含まれる債券に投資します。

ファンドの資産の75%について、1発行体への投資はファンドの資産の5%以内とします。

ヴァンエック・フォールン・エンジェル・ハイイールド債ETF

(A)ファンドの特色

米ドル建ての発行時には投資適格に格付けされていた投資適格未満の社債を主要投資対象とし、ICE米国フォールン・エンジェル・ハイイールド10%コンストレインド・インデックス（以下「対象指数」といいます。）の動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

(B)信託期間

無期限（設定日：2012年4月10日）

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
投資顧問会社	ヴァンエック・アソシエイツ・コーポレーション
受託会社	ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー

(D)管理報酬等

管理報酬は純資産総額の0.35%（年率）とします。

(E)投資方針等

(1)投資対象

米ドル建ての発行時には投資適格に格付けされていた投資適格未満の社債を主要投資対象とします。

(2)投資態度

ファンドは、米ドル建ての発行時には投資適格に格付けされていた投資適格未満の社債によって構成される対象指数に連動する運用成果を追求します。

インデックス運用の手法を取ります。

市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3)主な投資制限

資産の少なくとも80%は対象指数に含まれる債券に投資します。

iシェアーズ J.P.モルガン・米ドル建てエマージング・マーケット債券 ETF**(A)ファンドの特色**

米ドル建ての新興国債券を主要投資対象とし、J.P. モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・コア・インデックス（以下「対象指数」といいます。）の動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行います。

(B)信託期間

無期限（設定日：2007年12月17日）

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
投資顧問会社	ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ
受託会社	ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー

(D)管理報酬等

管理報酬は純資産総額の0.39%（年率）とします。

(E)投資方針等

(1)投資対象

米ドル建ての新興国債券を主要投資対象とします。

(2)投資態度

ファンドは、米ドル建て新興国債券によって構成される対象指数に連動する運用成果を追求します。

ブラックロック・ファンド・アドバイザーズは、ファンドの運用につき代表サンプリング戦略を使用します。代表サンプリングとは、全体としてインデックスの代表サンプルと類似する投資プロファイルを有する証券の代表サンプルに投資する指数戦略をいいます。

市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3)主な投資制限

資産の少なくとも80%は対象指数に含まれる債券に投資します。

ファンドの資産の75%について、1発行体への投資はファンドの資産の5%以内とします。

パンガード・米ドル建て新興国政府債券ETF**(A)ファンドの特色**

新興国の政府または政府関係発行体により発行された米ドル建ての債券を主要投資対象とし、ブルームバーグ米ドル建て新興市場政府債RIC 基準インデックス（以下「対象指数」といいます。）の動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行います。

(B)信託期間

無期限（設定日：2013年5月31日）

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
投資顧問会社	ザ・バンガード・グループ・インク
保管銀行	ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー

(D)管理報酬等

2023年4月末現在の経費率は0.20%です。

経費率とは、ファンドの平均資産残高に対する、運用その他の経費の比率（％）です。原則として毎年決算日に見直され、変動します。

(E)投資方針等**(1)投資対象**

新興国の政府または政府関係発行体により発行された米ドル建ての債券を主要投資対象とします。

(2)投資態度

主として米ドル建ての新興国の国債、政府機関債券、国営企業社債に投資することにより、対象指数の動きを概ね捉える投資成果を目指します。

インデックス・サンプリング法を用いたパッシブ運用です。

市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3)主な投資制限

資産の少なくとも80%は対象指数に含まれる債券に投資します。

金額加重ベースで、対象指数と同じ平均残存期間を保つことを目指します。

以下に掲げる投資については合計で20%を上限とします。

(i) 投資適格の私募債（所謂144A）

(ii) 対象指数に含まれない債券

(iii) 投資開始時には対象指数に含まれていて投資開始後に対象指数に含まれなくなった債券

以下については米国1940年投資会社法あるいはSEC等のファンドを監督する監督機関の定めるルールに従います。

(i) 資金借り入れ

(ii) コモディティ

(iii) ローン

(iv) 優先証券

NEXT FUNDS 東証REIT指数連動型上場投信**(A)ファンドの特色**

ファンドは、東証REIT 指数を対象指数とし、対象指数に連動する投資成果を目指します。

(B)信託期間

無期限（2008年9月17日設定）

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社

(D)管理報酬等

< 信託報酬 >

信託報酬の総額は、 により計算した額に により計算した額を加えた額とします。

信託財産の純資産総額に年0.155% (税抜)以内(2023年4月27日現在、年0.155% (税抜))の率を乗じて得た額とします。

株式の貸付を行なった場合は、その品貸料の40% (税抜) 以内の額。

< その他費用 >

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。なお、ファンドの上場に係る費用および対象指数についての商標(これに類する商標を含みます。)の使用料(以下、「商標使用料」といいます。)ならびに当該上場に係る費用および当該商標使用料に係る消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引等に要する費用は信託財産から支払われます。

監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託報酬支払いのときに信託財産から支払われます。

(E)投資方針等

(1)投資対象

対象指数に採用されている銘柄または採用が決定された銘柄の不動産投資信託証券のみに投資を行ないます。

(2)投資態度

対象指数に採用されている銘柄または採用が決定された銘柄の不動産投資信託証券のみに投資を行ない、信託財産中に占める個別銘柄の口数の比率を対象指数における個別銘柄の時価総額構成比率から算出される口数の比率に相当する比率に維持することを目的とした運用を行ない、対象指数に連動する投資成果を目指します。

次の場合には、上記に沿うよう、信託財産の構成を調整するための指図を行なうことがあります。

ア． 対象指数の計算方法が変更された場合もしくは当該変更が公表された場合

イ． 対象指数における、その採用銘柄の変更または資本異動等、対象指数における個別銘柄の時価総額構成比率の修正が行なわれた場合もしくは当該修正が公表された場合

ウ． 追加信託または交換が行なわれた場合

エ． その他連動性を維持するために必要な場合

投資することを指図する不動産投資信託証券は、金融商品取引所に上場している（上場予定を含みます。）銘柄のうち、対象指数に採用されている銘柄の不動産投資信託証券または採用が決定された銘柄の不動産投資信託証券の投資法人の発行するものとします。ただし、投資主への割当により取得する不動産投資信託証券については、この限りではありません。なお、対象指数から除外された銘柄は、市場動向等を勘案し速やかに売却することを基本としますが、当該銘柄の流動性等によっては、速やかに売却できない場合があります。

不動産投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

同一銘柄の不動産投資信託証券への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の30%以内とします。ただし、東証REIT指数における時価の構成割合が30%を超える不動産投資信託証券がある場合には、当該不動産投資信託証券を東証REIT指数における構成割合の範囲で投資することができるものとします。

にかかわらず、対象指数に連動する投資成果を目指すため、補完的に不動産投信指数先物取引の買建を行なうことができます。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

上記にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(A)ファンドの特色

ファンドは、親投資信託である海外REITインデックスマザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券およびS&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み）（以下「対象指数」といいます。）の採用銘柄（採用が決定された銘柄を含みます。）の不動産投資信託証券（以下「REIT」といいます。）を主要投資対象とし、日本円換算した対象指数に連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

(B)信託期間

無期限（2017年12月7日設定）

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社

(D)管理報酬等

< 信託報酬 >

信託報酬の総額は、により計算した額に、により計算した額を加えて得た額とします。

信託財産の純資産総額に年0.17%（税抜）以内で委託者が定める率（2023年5月30日現在、年0.17%（税抜））を乗じて得た額とします。

信託財産に属する有価証券の貸付を行なった場合は、その品賃料の40%（税抜）以内の額。

< その他費用 >

ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、上場投資信託証券の貸付に係る事務の処理を第三者に委託した場合に要する費用および受託者の立替えた立替金の利息等は、受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。なお、ファンドの上場に係る費用および対象指数についての商標（これに類する商標を含みます。）の使用料（以下「商標使用料」といいます。）ならびに当該上場に係る費用および当該商標使用料に係る消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支払うことができます。

ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用は信託財産中から支払われます。

監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときに信託財産中から支払われます。

(E)投資方針等

(1)投資対象

海外REITインデックスマザーファンド受益証券および対象指数の採用銘柄（採用が決定された銘柄を含みます。）のREITを主要投資対象とします。なお、日本円換算した対象指数の動きに効率的に連動する投資成果を目指すため、有価証券先物取引等のデリバティブ取引および外国為替予約取引を利用することができます。

(2)投資態度

マザーファンド受益証券および対象指数の採用銘柄（採用が決定された銘柄を含みます。）のREITを主要投資対象とし、日本円換算した対象指数に連動する投資成果を目指します。

運用にあたっては、効率性等を勘案の上、マザーファンド受益証券の投資比率を決定します。

日本円換算した対象指数の動きに効率的に連動する投資成果を目指すため、有価証券先物取引等のデリバティブ取引および外国為替予約取引を実質的に投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的または為替相場等の変動リスクを減じる目的で、ヘッジ目的外の利用も含め実質的に活用する場合があります。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3)主な投資制限

投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定しません。

外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定しません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

NEXT FUNDS 金価格連動型上場投信

(A)ファンドの特色

ファンドは、内外の短期有価証券および日本円換算した1g（1グラム）当りの金価格（以下「対象指標」といいます。）に連動する投資成果を目的として発行された有価証券（以下「指標連動有価証券」といいます。）を主要投資対象とし、商品投資等取引のうち、金を対象とした先物取引や外国為替予約取引等を主要取引対象とし、対象指標に連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

対象指標は、下記 のロンドンにおけるロンドン渡し金価格に下記 の質量の定義に基づいて1g（1 グラム）当りの価格に換算して算出します。

「ロンドンにおけるロンドン渡し金価格」とは、ICE ベンチマーク・アドミニストレーション・リミテッド（ICE Benchmark Administration Limited）が、LBMA金価格午後（LBMA Gold Price PM）として公表する、1 トロイオンス当りの米ドル建ての金価格をいいます。

「質量の定義」は、計量単位令（平成4年11月18日政令第357号）に定める定義によるものとします（1トロイオンス＝31.1035 グラム）。

(B)信託期間

無期限（2007年8月2日設定）

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社

(D)管理報酬等

< 信託報酬 >

信託報酬の総額は、次の により計算した額に、次の により計算した額を加えて得た額とします。

信託財産の純資産総額に年0.50%（税抜）以内（2023年3月29日現在、年0.50%（税抜））の率を乗じて得た額とします。

公社債の貸付を行なった場合は、その品貸料の50%（税抜）以内の額。

< その他費用 >

ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息等は、受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。なお、ファンドの上場に係る費用および対象指標についての商標（これに類する商標を含みます。）の使用料（以下、「商標使用料」といいます。）ならびに当該上場に係る費用および当該商標使用料に係る消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。

ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用は信託財産中から支払われます。

監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときに信託財産中から支払われます。

(E)投資方針等

(1)投資対象

内外の短期有価証券および指標連動有価証券を主要投資対象とし、商品投資等取引（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条第10号に定めるものをいいます。以下同じ。）のうち、金（鉱業法第3条第1項に規定する鉱物のうち金鉱を製錬し、又は精製することにより得られる物品をいいます。以下同じ。）を対象とした先物取引（以下「金先

物取引」といいます。）や外国為替予約取引等を主要取引対象とします。

(2)投資態度

次のいずれかの運用方法、もしくは次の2つを組み合わせた運用方法により、日本円換算した対象指標に連動する投資成果を目指します。選択する運用方法、運用方法の組み合わせは、効率性等を勘案の上、決定します。

ア．内外の短期有価証券に投資するとともに、金先物取引や外国為替予約取引等を利用する方法

イ．指標連動有価証券に投資を行なう方法

次の場合には、信託財産の構成を調整するための指図を行なうことがあります。

ア．対象指標の計算方法が変更された場合もしくは当該変更が公表された場合

イ．信託財産に属する有価証券の発行体の信用度が低下し、基準価額と日本円換算した対象指標の連動性が失われるおそれがある場合

ウ．選択する運用方法、運用方法の組み合わせを変更する場合

エ．その他基準価額と日本円換算した対象指標の連動性を維持するために必要な場合

投資を行なう公社債は、原則としてA格相当以上の格付けを有する信用度の高いものとします。（格付けのない場合には、委託者が同等の信用度を有すると判断したものを含みます。）なお、内外の短期有価証券については、格付けに関わらず投資を行なえるものとします。

外貨のエクスポージャーは、原則として信託財産の純資産総額と同程度となるように調整を行ないます。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。なお、外貨エクスポージャーの調整を目的として、外国為替予約取引等を適宜活用する場合があります。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3)主な投資制限

有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）への投資割合は、信託財産の資産総額の50%超とします。

株式への投資は行ないません。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

デリバティブ取引および商品投資等取引の利用はヘッジ目的に限定しません。

外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定しません。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

SPDR^(R) ゴールド・トラスト

(A)ファンドの特色

金地金を主要投資対象とし、金地金の価格の動きを経費控除前で反映する投資成果を追求します。

(B)信託期間

無期限（設定日：2004年11月18日）

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
スポンサー	ワールド・ゴールド・トラスト・サービス・エルエルシー
受託会社	ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロンの一部門であるBNYメロン・アセット・サービシング
保管受託銀行	HSBCバンク・ピーエルシー、JPモルガン・チェース銀行

(D)管理報酬等

管理報酬等（経費率）は純資産総額の0.40%（年率）です。

(E)投資方針等

(1)投資対象

金地金を主要投資対象とします。

(2)投資態度

金の預託と引き換えに受益権を発行し、受益権の解約に関して金を分配することで、金地金の価格の動きを経費控除前で反映する投資成果を追求します。活動的な投資主体のような運営管理はなされません。

保有する金の価値は、原則として評価が行われる日のLBMA午後金価格を基準にして決定されます。

市場動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3)主な投資制限

資産は、金地金および計上された金の未収入金および適宜費用の支払いに充当される現金によってのみ構成されています。

SPDR^(R) ゴールド・ミニシェアーズ・トラスト

(A)ファンドの特色

金地金を主要投資対象とし、金地金の価格の動きを経費控除前で反映する投資成果を追求します。

(B)信託期間

無期限（設定日：2018年6月25日）

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
スポンサー	WGC USAアセット・マネジメント・カンパニー・エルエルシー
受託会社	デラウェア・トラスト・カンパニー
保管受託銀行（金地金）	ICBCスタンダード・バンク・ピーエルシー
保管受託銀行（現金） 管理事務代行会社	ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロンの一部門であるBNYメロン・アセット・サービシング

(D)管理報酬等

管理報酬等（経費率）は純資産総額の0.10%（年率）です。

(E)投資方針等

(1)投資対象

金地金を主要投資対象とします。

(2)投資態度

金の預託と引き換えに受益権を発行し、受益権の解約に関して金を分配することで、金地金の価格の動きを経費控除前で反映する投資成果を追求します。活動的な投資主体のような運営管理はなされません。

保有する金の価値は、原則として評価が行われる日のLBMA午後金価格を基準にして決定されます。

市場動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3)主な投資制限

資産は、金地金および計上された金の未収入金および適宜費用の支払いに充当される現金によってのみ構成されています。

iシェアーズ ゴールド・トラスト

(A)ファンドの特色

金を主要投資対象とし、金価格の動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

(B)信託期間

無期限（設定日：2005年1月21日）

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
スポンサー	iシェアーズ・デラウェア・トラスト・スポンサー・エルエルシー
受託会社	バンク・オブ・ニューヨーク・メロン
カストディアン	JP モルガン・チェース・バンク・エヌ・エイ ロンドン支店

(D)管理報酬等

管理報酬は純資産総額の0.25%（年率）とします。

(E)投資方針等**(1)投資対象**

金を主要投資対象とします。

(2)投資態度

トラストは、金価格に連動する運用成果を追求します。

市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3)主な投資制限

該当事項はありません。

■ 指数について ■**TOPIX**

TOPIXの指数値及びTOPIXに係る標章又は商標は、株式会社J P X 総研又は株式会社J P X 総研の関連会社（以下「J P X」という。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る標章又は商標に関するすべての権利はJ P X が有する。

J P X は、TOPIXの指数値の算出若しくは公表の方法の変更、TOPIXの指数値の算出若しくは公表の停止又はTOPIXに係る標章若しくは商標の変更若しくは使用の停止を行うことができる。

J P X は、TOPIXの指数値及びTOPIXに係る標章又は商標の使用に関して得られる結果並びに特定日のTOPIXの指数値について、何ら保証、言及をするものではない。

J P X は、TOPIXの指数値及びそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではない。また、J P X は、TOPIXの指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負わない。

本件商品は、J P X により提供、保証又は販売されるものではない。

J P X は、本件商品の購入者又は公衆に対し、本件商品の説明又は投資のアドバイスをする義務を負わない。

J P X は、当社又は本件商品の購入者のニーズをTOPIXの指数値を算出する銘柄構成及び計算に考慮するものではない。

以上の項目に限らず、J P X は本件商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても責任を有しない。

日経225

「日経平均株価」は、株式会社日本経済新聞社によって独自に開発された手法によって、算出される著作物であり、株式会社日本経済新聞社は、「日経平均株価」自体及び「日経平均株価」を算定する手法に対して、著作権その他一切の知的財産権を有している。

「日経」及び「日経平均株価」を示す標章に関する商標権その他の知的財産権は、全て株式会社日本経済新聞社に帰属している。

「NEXT FUNDS 日経225連動型上場投信」は、委託会社等の責任のもとで運用されるものであり、株式会社日本経済新聞社は、その運用及び「NEXT FUNDS 日経225連動型上場投信」の取引に関して、一切の責任を負わない。

株式会社日本経済新聞社は、「日経平均株価」を継続的に公表する義務を負うものではなく、公表の誤謬、遅延又は中断に関して、責任を負わない。

株式会社日本経済新聞社は、「日経平均株価」の構成銘柄、計算方法、その他「日経平均株価」の内容を変える権利及び公表を停止する権利を有している。

MSCI-KOKUSAI指数、MSCIエマージング・マーケット・インデックス

MSCI-KOKUSAI指数、MSCIエマージング・マーケット・インデックスの著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

本ファンドは、MSCI Inc.、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者が、保証、推奨、販売、または宣伝するものではありません。MSCI指数は、MSCIが独占的に所有しています。MSCI及びMSCI指数は、MSCI及びその関係会社のサービスマークであり、野村アセットマネジメント株式会社は特定の目的の為にその使用を許諾されています。MSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本ファンドの所有者または不特定多数の公衆に対して、ファンド全般的またはこの特定のファンドへの投資に関する当否あるいは一般的な株式市場のパフォーマンスをトラックしているMSCI指数の能力に関して、明示的であると黙示的であるとを問わず、一切の表明または保証を行いません。MSCIとその関連会社は、特定のトレードマーク、サービスマーク、トレードネームのライセンスの所有者であり、MSCI指数は、本ファンドまたは本ファンドの発行会社あるいは所有者に関わらず、MSCIにより決定、作成、及び計算されています。MSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、MSCI指数の決定、作成、あるいは計算において、本ファンドの発行者または所有者の要求を考慮にいれる義務は一切ありません。MSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本ファンドの発行時期、発行価格または発行数量の決定について、また、本ファンドを現金に償還する方程式の決定また計算について責任を負うものではなく、参加もしておりません。MSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本ファンドの所有者に対し、本ファンドの管理、マーケティングまたは募集に関連するいかなる義務または責任も負いません。

MSCIは、自らが信頼できると考える情報源から本件指数の計算に算入される情報またはその計算に使用するための情報を入手しますが、MSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本件指数またはそれに含まれるいかなるデータの独創性、正確性及び／または完全性について保証するものではありません。MSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、明示的にも黙示的にも、被許諾者、その顧客または相手方、本件ファンドの発行会社、本件ファンドの所有者その他の個人・法人が、本契約にもとづき許諾される権利またはその他使用のために許諾される権利に関連して本件指数またはそれに含まれるデータを使用することにより得られる結果について保証をおこなうものではありません。MSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本件指数及びそれに含まれるデータの、またはそれに関連する過誤、省略または中断に対してまたはそれらに関して責任を負うことはありません。本件指数及びそれに含まれるデータに関し、MSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、明示的、黙示的な保証を行うものでもなく、かつMSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、特定目的のための市場性または適切性について、何ら保証を行うものではないことを明記します。前記事項を制限することなく、たとえ直接的損害、間接的損害、特別損害、懲罰的損害、拡大的損害その他のあらゆる損害（逸失利益を含む。）につき、その可能性について知らせを受けていたとしても、MSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、いかなる場合においてもかかる損害について責任を負いません。

本証券の購入者、販売者、または所有者あるいはいかなる個人・法人は、MSCIの許諾が必要かどうかの決定をあらかじめMSCIに問い合わせることなく、本証券を保証、推奨、売買、又は宣伝するためにいかなるMSCIのトレードネーム、トレードマーク、又はサービスマークを使用または言及することはできません。いかなる場合においても、いかなる個人または法人は、事前にMSCIの書面による許諾を得ることなくMSCIとの関係を一切主張することはできません。

NASDAQ - 100指数

当ファンドは、Nasdaq, Inc.（以下、Nasdaqといいます）およびその関連会社（以下、「許諾者ら」と総称します。）によって、支援、推奨、販売または販売促進されるものではありません。許諾者らは、ファンドの合法性もしくは適合性について、または当ファンドに関する記述および開示の正確性もしくは妥当性について認定するものではありません。許諾者らは、当ファンドの保有者または公衆一般のいかなる者に対しても、一般的な証券投資または特に当ファンドへの投資についての妥当性や、Nasdaq-100 Indexの一般的な株式市況への追従可能性について、明示的か黙示的かを問わず、何らの表明もしくは保証も行ないません。

許諾者らと野村アセットマネジメント株式会社（以下、「被許諾者」）との関係は、Nasdaq^(R), NASDAQ-100^(R), NASDAQ-100 INDEX^(R)の登録商標ならびに許諾者らの一定の商号について使用を許諾すること、ならびに、被許諾者または当ファンドとは無関係に、Nasdaqが決定、構築および算出を行なうNasdaq-100 Indexの使用を許諾することに限られます。Nasdaqは、Nasdaq-100 Indexの決定、構築および計算に関し、野村アセットマネジメント株式会社または当ファンドの保有者の要望を考慮する義務を負いません。許諾者らは、当ファンドの発行に関してその時期、価格もしくはその数量の決定について、または当ファンドを換金する際の算式の決定もしくは計算についての責任を負っておらず、また関与をしていません。

許諾者らは、Nasdaq-100 Indexとそれに含まれるデータの正確性および中断されない算出を保証しません。許諾者らは、Nasdaq-100 Indexまたはそれに含まれるデータの利用により、被許諾者、当ファンドの保有者またはその他いかなる者もしくは組織に生じた結果についても、明示的か黙示的かを問わず、何らの保証も行ないません。許諾

者らは、明示的か黙示的かを問わず、何らの保証も行なわず、かつNasdaq-100 Index^(R)またはそれに含まれるデータの利用に関する、特定の目的または利用のための市場商品性または適合性については、いかなる保証についても明示的に否認します。上記に限らず、いかなる場合においても、許諾者らは、いかなる逸失利益または特別、付随的、懲罰的、間接的もしくは派生的損害や損失について、たとえもし当該損害等の可能性につき通知されていたとしても、何らの責任も負いません。

NASDAQ-100 指数（ドルベース・為替ヘッジなし）

Nasdaqとのライセンス契約に基づき、インベスコ・キャピタル・マネジメント・エル・エル・シー（以下、インベスコ）は当ファンドの構成を決定するための基準として当該指数を使用すること、および、当ファンドと関連して、Nasdaqの特定の商品名、商標、サービスマークを使用することの許諾を得ています。当該ライセンス契約は当ファンドの受益者の同意なく変更されることがあります。

当該ライセンス契約に基づき、インベスコは指数および特定の商標・サービスマークの使用に対してNasdaqに年間のライセンスフィーを支払います。ライセンスフィーは四半期毎に当ファンドの純資産の0.09%未満の額が支払われます。ライセンスフィーはファンドの純資産の額に基づきより低くなる可能性があります。インベスコは通常ライセンスフィーをファンド内から支払います。

当ファンド、受託会社、販売会社、DTC、当ファンドの受益者のいずれも、上記のライセンス契約のもとでいかなる権限もなく、「Nasdaq-100 Index（R）」、「Nasdaq-100（R）」、「Nasdaq（R）」、「The Nasdaq Stock Market（R）」、「Invesco QQQ ShareSM」、「QQQ（R）」、「Invesco QQQ SharesSM」、「Invesco QQQ TrustSM」の商標・サービスマークを使用することや、信託契約で定められている等、特に記載されている場合を除き、当該指数を使用する権限はありません。

当該指数はインベスコ、当ファンド、当ファンドの受益者と関係なく、Nasdaqによって決定、構成、計算されます。Nasdaqは指数の決定、構成、計算する権限、および、将来、指数の決定、構成、計算方法を修正する権限を持っています。

当ファンドはNasdaqおよびその関連会社（以下、「Nasdaq等」と総称します。）によって、支援、推奨、販売、販売促進されるものではありません。Nasdaq等は当ファンドの合法性、適合性、もしくは、当ファンドに関する記述や開示の正確性、妥当性を認めるものではありません。Nasdaq等は明示的にも黙示的にも、当ファンドの受益者や一般大衆に対して、一般的な証券もしくは特定の当ファンドに対する投資の当否、または、当該指数が一般的な株式市場のパフォーマンスを追従する能力を保証するものではありません。Nasdaq等とインベスコとの関係は、「Nasdaq-100 Index（R）」、「Nasdaq-100（R）」、「Nasdaq（R）」、「The Nasdaq Stock Market（R）」、「Invesco QQQ ShareSM」、「QQQ（R）」、「Invesco QQQ SharesSM」、「Invesco QQQ TrustSM」の商標・サービスマークの使用許諾、および、インベスコや当ファンドと関係なくNasdaqによって決定、構成、計算される当該指数の使用に限られます。Nasdaq等は当該指数の決定、構成、計算において、インベスコや当ファンドの受益者のニーズを考慮する義務はありません。Nasdaq等は当ファンドの発行のタイミング、評価、金額の決定や、現金との交換の計算式の決定に関与せず、責任を負いません。Nasdaq等は当ファンドの管理、販売、売買に関して一切責任を負いません。

Nasdaq等は当該指数、指数の計算や指数の構成の決定に使用されるいかなるデータについても正確性、完全性を保証するものではありません。Nasdaq等は指数の計算の継続性、適時性、指数の提供を保証するものではありません。Nasdaq等はそれらに関するいかなる間違い、欠落、停止に対しても一切責任を負いません。Nasdaq等は当該指数が過去、現在、将来の市場のパフォーマンスを正確に反映していることを保証するものではありません。Nasdaq等は明示または黙示を問わず、インベスコ、当ファンド、当ファンドの受益者、その他の個人もしくは法人が当該指数や指数に含まれるデータの使用によって得られる結果について保証するものではありません。Nasdaq等は明示的にも黙示的にも一切の保証を行わず、当該指数や指数に含まれるデータに関して、特定の目的または利用の商品性、適合性についていかなる保証も明示的に否認します。Nasdaq等は明示または黙示を問わず、一切の明言、保証を行わず、当ファンドに関して一切責任を負いません。上記に限らず、いかなる場合においても、Nasdaq等は逸失利益、もしくは間接的、懲罰的、特別的、付随的な損害（逸失利益を含みます。）に対して、当該損害等の可能性を通知させていたとしても、一切責任を負いません。

インベスコは当該指数や、指数に含まれるいかなるデータについても正確性、完全性を保証するものではなく、それらに関するいかなる間違い、欠落、修正、再計算、停止に対しても一切責任を負いません。インベスコは明示または黙示を問わず、当ファンド、当ファンドの保有者、その他の個人もしくは法人が当該指数や指数に含まれるデータの使用によって得られる結果について保証するものではありません。インベスコは明示的にも黙示的にも一切の保証を行わず、当該指数や指数に含まれるデータに関して、特定の目的または利用の商品性、適合性についていかなる保証も明示的に否認します。

上記に限らず、いかなる場合においても、インベスコは当該指数の使用に起因して発生するいかなる特別的、懲罰的、直接的、間接的、付随的な損害（逸失利益を含みます。）に対して、当該損害等の可能性を通知されていたとしても、一切責任を負いません。

CRSP USラージキャップ・パリュウ・インデックス

CRSP USラージキャップ・バリュー・インデックスは、シカゴ大学証券価格調査センター（CRSP）が開発した指数であり、米国大型バリュー株市場全体の動きを表す株価指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はCRSPに帰属します。

NOMURA-BPI総合

NOMURA-BPI総合の知的財産権およびその他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI総合の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、NOMURA-BPI総合を用いて運用される当ETFの運用成果等に関して一切責任を負いません。

FTSE世界国債インデックス

本ファンドは、FTSE Fixed Income LLC（以下FTSE）またはロンドン証券取引所グループ（以下LSEG）（以下、総称してライセンサーパーティー）、によって出資、保証、販売または販売促進をされるものではありません。ライセンサーパーティーは、（本ファンドが対象としている）インデックスを使用して得られた結果、特定の日にインデックスが得られる結果、本ファンドに対するインデックスの適合性について、明示的にも暗示的にも、何ら表明または保証するものではありません。

ライセンサーパーティーは過去に、そして今後もインデックスに関連した財務あるいは投資助言を野村アセットマネジメント株式会社あるいはその顧客に提供することはありません。インデックスは、FTSEもしくはその代理人によって計算されていますが、ライセンサーパーティーは、インデックスにおける瑕疵について、（過失か否かにかかわらず）何人にもその責任を負わず、また、その瑕疵を告知する義務を負いません。

インデックスにおけるすべての権利はFTSEに帰属します。「FTSE^(R)」はLSEGの商標であり、ライセンスに基づき、FTSEにより使用されています。

ICE^(R) 0-3カ月米国国債インデックス

iシェアーズ・ファンドは、その全体又は一部において、インターコンチネンタル・エクスチェンジ・インク又はその関係会社が保有するICE米国国債指数シリーズTMに基づいており、インターコンチネンタル・エクスチェンジ・インクの関係会社である、インタラクティブ・データ・プライシング・アンド・リファレンス・データLLC（以下「インタラクティブ・データ」といいます。）によるライセンスに基づく許可を得て、ブラックロック・インクにより使用されております。ICE米国国債指数シリーズTMは、インターコンチネンタル・エクスチェンジ・インク及びその関係会社の商標又はサービスマークであり、ライセンスに基づいて使用されております。

ブルームバーグ米国国債浮動調整（1-3年）インデックス、Bloomberg 米ドル建て高利回りフォールン・エンジェル 3% キャップト指数

「Bloomberg^(R)」は、Bloomberg Finance L.P.および、同インデックスの管理者であるBloomberg Index Services Limitedをはじめとする関連会社（以下、総称して「ブルームバーグ」）の商標およびサービスマークです。ブルームバーグまたはブルームバーグのライセンサーは、ブルームバーグ・インデックスに対する一切の独占的権利を有しています。

ブルームバーグ米国投資適格社債（1-10年）インデックス

「Bloomberg^(R)」およびブルームバーグ米国投資適格社債（1-10年）インデックスは、Bloomberg Finance L.P.、および同インデックスの管理者であるBloomberg Index Services Limited（以下「BISL」）をはじめとする関連会社（以下、総称して「ブルームバーグ」）のサービスマークであり、野村アセットマネジメント株式会社による特定の目的での使用のために使用許諾されています。

NEXT FUNDS ブルームバーグ米国投資適格社債（1-10年）インデックス（為替ヘッジあり）連動型上場投信について、ブルームバーグは後援、支持、販売、または宣伝するものではありません。ブルームバーグは、一般的な証券への投資の推奨可能性または特にNEXT FUNDS ブルームバーグ米国投資適格社債（1-10年）インデックス（為替ヘッジあり）連動型上場投信への投資の推奨可能性について、NEXT FUNDS ブルームバーグ米国投資適格社債（1-10年）インデックス（為替ヘッジあり）連動型上場投信の所有者もしくは相手先に、あるいは一般の人々に、明示、黙示を問わずいかなる表明、保証も行いません。野村アセットマネジメント株式会社とブルームバーグの唯一の関係は、特定の商標、商号、サービスマークの使用許諾、およびブルームバーグ米国投資適格社債（1-10年）インデックスの使用許諾であり、これは、野村アセットマネジメント株式会社またはNEXT FUNDS ブルームバーグ米国投資適格社債（1-10年）インデックス（為替ヘッジあり）連動型上場投信を考慮せずに、BISLが決定、構成、計算します。ブルームバーグはブルームバーグ米国投資適格社債（1-10年）インデックスを決定、構成、もしくは計算する際に、野村アセットマネジメント株式会社またはNEXT FUNDS ブルームバーグ米国投資適格社債（1-10年）インデックス（為替ヘッジあり）連動型上場投信の所有者のニーズを考慮する義務はありません。ブルームバーグはNEXT FUNDS ブルームバーグ米国投資適格社債（1-10年）インデックス（為替ヘッジあり）連動型上場投信の発行時期、発行価格、発行数について責任を負わず、それに関与していません。ブルームバーグは、NEXT FUNDS ブルームバーグ米国投資適格社債（1-10年）インデックス（為替ヘッジあり）連動型上場投信の管理、マーケティング、または取引に関して、NEXT FUNDS ブルームバーグ米国投資適格社債（1-10年）インデックス（為替ヘッジあり）連動型上場投信の顧客（これらに限定されません）に対し、いかなる義務、法的責任も負いません。

ブルームバーグは、ブルームバーグ米国投資適格社債（1-10年）インデックスもしくはそれらに関連するデータの正確性および／または完全性を保証するものではなく、それに関連する過誤、不作為、または中断に対して一切の責任を負いません。ブルームバーグは、野村アセットマネジメント株式会社、NEXT FUNDS ブルームバーグ米国投資適格社債（1-10年）インデックス（為替ヘッジあり）連動型上場投信の所有者、もしくはその他の個人または法人がブルームバーグ米国投資適格社債（1-10年）インデックス、またはそれに関連するデータを使用したことで、獲得する結果について、明示的にも黙示的にもいかなる保証も行いません。ブルームバーグは、ブルームバーグ米国投資適格社債（1-10年）インデックスもしくはそれらに関連するデータについて、特定の目的もしくは使用に対する商品性または適合性に関する明示的、黙示的な保証を行わず、あらゆる保証を明示的に否認します。上記を制限することなく、法律で最大限に許される限り、ブルームバーグ、そのライセンサー、およびそれぞれの従業員、請負業者、エージェント、サプライヤー、ベンダーは、NEXT FUNDS ブルームバーグ米国投資適格社債（1-10年）インデックス（為替ヘッジあり）連動型上場投信、ブルームバーグ米国投資適格社債（1-10年）インデックスまたはそれらに関するデータまたは値について、過失、その他によるかにかかわらずその可能性について知らされていた場合でも、直接的、間接的、結果的、偶発的、懲罰的、またはそれ以外の被害または損害について法的責任もしくは責任を負いません。

Markit iBoxx 米ドル建てリキッド投資適格指数

「Markit iBoxx」はMarkit Indices Limitedの登録商標であり、ブラックロック・アドバイザーズ（UK）リミテッドはその使用許諾を得ています。Markit Indices Limitedは、ブラックロック・アドバイザーズ（UK）リミテッドおよびiシェアーズplcのいずれに関しても、承認、保証、推奨はしていません。またMarkit Indices Limitedはiシェアーズ・ファンドに関して出資、保証、販売は行なっており、またiシェアーズ・ファンドへの投資の妥当性に関していかなる意見も表明していません。

ICE BofA 米国ハイイールド・コンストレインド・インデックス

ICE^(R) は、アイス・データ・インダイズLLC（「IDI」）の関係会社であるインターコンチネンタル・エクスチェンジ・インクの登録商標であり、ライセンスに基づく許可を得て使用されています。BofA^(R) は、バンク・オブ・アメリカ・コーポレーションおよびその関係会社（「BofA」）によってライセンス供与されたバンク・オブ・アメリカ・コーポレーションの登録商標であり、BofAの事前の書面による承認なしに使用することはできません。これらの商標は、「ICE BofA 米国ハイイールド・コンストレインド・インデックス」とともに、ブラックロック・ファンド・アドバイザーズまたはその関係会社がファンドに関連して特定の目的で使用するためにIDIからライセンス供与されています。

ブルームバーグ・ハイ・イールド・ベリー・リキッド指数

「Bloomberg^(R)」ならびに「Bloomberg High Yield Very Liquid Index」はブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピー及びその子会社の登録商標であり、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズはその使用許諾を受けています。ブルームバーグはステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズと関係がなく、当ファンドを支持・推奨・販売・販売促進するものではありません。また、ブルームバーグは当ファンドに関するデータ等の適時性、正確性、完全性を保証するものではありません。

ICE BofA米国ハイ・イールド指数

「ICE Data」および「ICE BofA US High Yield Index」は、ICE Data Indices, LLCまたはその関連会社の登録商標であり、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ（SSGA）はその使用許諾を受けています。当ファンドは、ICEデータによって支持・推奨・販売・販売促進されるものではなく、また、ICEデータは当ファンドに関して一切の責任を負いません。ICEデータは、当該指数の正確性、完全性を保証するものではなく、データのエラーや欠落、サービスの停止や中断について一切責任を負うものではありません。

Solactive米ドル建てハイイールド・コーポレート・トータルマーケット指数

Solactiveは本商品の保証、承認、販売及び推奨は行っておりません。Solactiveその他いかなる主体も、ファンドの保有者またはその他いかなる者に対しても、一般的なファンドへの投資の妥当性及びSolactive USD High Yield Corporates Total Market Index（本指数）による一般的な株式市場のパフォーマンスへの連動について代理、保証、表明または示唆を行っておりません。Solactiveは本商品や本商品の運用者またはファンドに関わらず、同社および同社が特定し組成し算出する指数の特定の商標やサービスマーク、名称についてライセンスを有します。Solactiveは本指数の特定、組成、算出に際し、運用者またはファンドの保有者の要望を考慮する義務を有しません。Solactiveはファンドが発行される時期や価格、数量に関する決定、またはファンドの現金による償還を行うための決定もしくは計算に関与してはならず、その責任も負いません。Solactiveその他いかなる主体も、ファンドの保有者に対してファンドの管理、マーケティングまたは取引に関する義務を負わず、責任を有しません。Solactiveは同社が信頼できると考える情報源から組入または計算に用いるための情報を入手しますが、Solactiveその他いかなる主体も、含まれるいかなるデータの正確性や完全性について保証していません。Solactiveは第三者（投資家、ファンドの金融仲介業者を含みますが、これに限られません）に対して本指数の過誤について通知する責任を負いません。Solactiveその他いかなる主体も、被許諾者もしくはその顧客及び取引先、ファンドの保有者またはその他いかなる者やエンティティが本指数または関連するデータの利用またはその他いかなる目的により得た結果についていかなる保証、表明または示唆を行いません。Solactiveその他いかなる主体も、いかなる表明も行わずまた保証の示唆を行っておらず、Solactiveは本指数やそこに含まれるいかなるデータに関しても、商品適格性や特定の目的への適合性に関するすべての保証についてここに明示的に否定します。上述のものに限らず、いかなる場合にもSolactiveその他いかなる主体も直接損害、間接損害、特別損害、懲罰的損害、結果的損害その他いかなる損害（損失を含む）について、当該損害の可能性について通知された場合であっても、責任を有しません。

ICE米国フォールン・エンジェル・ハイイールド10%コンストレインド・インデックス

ICE Data Indices, LLCとその関連会社（「ICE Data」）のインデックスおよび関連情報、「ICE Data」の名称ならびに関連商標はICE Dataの知的財産であり、ICE Dataの書面による事前承認なしにコピー、使用、提供することはできません。ICE Dataは使用を許諾された者が提供する商品の合法性、適合性を判断するものではなく、規制・支持・推奨・販売・保証・販売促進するものではありません。ICE Dataはインデックス、関連情報、商標、製品の品質、正確性、適合性、完全性等について保証するものではなく、一切の責任を負いません。

ICE米国フォールン・エンジェル・ハイイールド10%コンストレインド・インデックス（HOCF、インデックス）は、ICE BofA米国ハイイールド・インデックス（HOAO、広範囲のインデックス）のサブインデックスであり、発行時には投資適格に格付けされていた債券で構成されています。

ICE BofA米国ハイイールド・インデックス（HOAO、広範囲のインデックス）は、米ドル建ての（様々な格付機関の平均で）投資適格未満の社債で構成されています。

J.P. モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・コア・インデックス

J.P.モルガンは、JPモルガン・チェース・アンド・カンパニーの商標であり、ブラックロックはその使用許諾を得ています。iシェアーズ・ファンドは、JPモルガン・チェース・アンド・カンパニーが出資、保証、発行、販売、または販売促進を行うものではありません。また、同社は、iシェアーズ・ファンドへの投資の妥当性に関していかなる表明も行いません。ブラックロックは上記の会社の関連会社ではありません。

ブルームバーグ米ドル建て新興市場政府債RIC 基準インデックス

「Bloomberg」ならびに「Bloomberg USD Emerging Markets Government RIC Capped Index」はブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピー及びその子会社の登録商標であり、ザ・バンガード・グループ・インクはその使用許諾を受けています。ブルームバーグはザ・バンガード・グループ・インクと関係がなく、当ファンドを支持・推奨・販売・販売促進するものではありません。また、ブルームバーグは当ファンドに関するデータ等の適時性、正確性、完全性を保証するものではありません。

東証REIT指数

東証REIT指数の指数値及び東証REIT指数に係る標章又は商標は、株式会社ＪＰＸ総研又は株式会社ＪＰＸ総研の関連会社（以下「ＪＰＸ」という。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証REIT指数に関するすべての権利・ノウハウ及び東証REIT指数に係る標章又は商標に関するすべての権利はＪＰＸが有する。

ＪＰＸは、東証REIT指数の指数値の算出若しくは公表の方法の変更、東証REIT指数の指数値の算出若しくは公表の停止又は東証REIT指数に係る標章若しくは商標の変更若しくは使用の停止を行うことができる。

ＪＰＸは、東証REIT指数の指数値及び東証REIT指数に係る標章又は商標の使用に関して得られる結果並びに特定日の東証REIT指数の指数値について、何ら保証、言及をするものではない。

ＪＰＸは、東証REIT指数の指数値及びそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではない。また、ＪＰＸは、東証REIT指数の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負わない。

本件商品は、ＪＰＸにより提供、保証又は販売されるものではない。

ＪＰＸは、本件商品の購入者又は公衆に対し、本件商品の説明又は投資のアドバイスをする義務を負わない。

ＪＰＸは、当社又は本件商品の購入者のニーズを東証REIT指数の指数値を算出する銘柄構成及び計算に考慮するものではない。

以上の項目に限らず、ＪＰＸは本件商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても責任を有しない。

S&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み）

「S&P Developed ex Japan REIT Index (Total Return)」(S&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み）)（「当インデックス」）は、S&P Globalの一部門であるS&P Dow Jones Indices LLC（「SPDJI」）の商品であり、これを利用するライセンスが野村アセットマネジメント株式会社に付与されています。Standard & Poor's^(R) およびS&P^(R)は、S&P Globalの一部門であるStandard & Poor's Financial Services LLC（「S&P」）の登録商標で、Dow Jones^(R)はDow Jones Trademark Holdings LLC（「Dow Jones」）の登録商標であり、これらの商標を利用するライセンスがSPDJIに、特定目的での利用を許諾するサブライセンスが野村アセットマネジメント株式会社にそれぞれ付与されています。当ファンドは、SPDJI、Dow Jones、S&Pまたはそれぞれの関連会社（総称して「S&P Dow Jones Indices」）によってスポンサー、保証、販売、または販売促進されているものではありません。S&P Dow Jones Indicesは、当ファンドの所有者またはいかなる一般人に対して、株式全般または具体的に当ファンドへの投資の妥当性、あるいは全般的な市場のパフォーマンスを追従するS&P Developed ex Japan REIT Index (Total Return)の能力に関して、明示または黙示を問わず、いかなる表明または保証もしません。S&P Developed ex Japan REIT Index (Total Return)に関して、S&P Dow Jones Indicesと野村アセットマネジメント株式会社との間にある唯一の関係は、当インデックスとS&P Dow Jones Indicesまたはそのライセンサーの特定の商標、サービスマーク、および商標名のライセンス供与です。S&P Developed ex Japan REIT Index (Total Return)は野村アセットマネジメント株式会社または当ファンドに関係なく、S&P Dow Jones Indicesによって決定、構成、計算されます。S&P Dow Jones Indicesは、S&P Developed ex Japan REIT Index (Total Return)の決定、構成または計算において野村アセットマネジメント株式会社または当ファンドの所有者の要求を考慮する義務を負いません。S&P Dow Jones Indicesは、当ファンドの価格または数量、あるいは当ファンドの発行または販売のタイミングの決定、当ファンドが将来換金、譲渡、または償還される計算式の決定または計算に関して責任を負わず、またこれに関与したことはありません。S&P Dow Jones Indicesは、当ファンドの管理、マーケティング、または取引に関して、いかなる義務または責任も負いません。S&P Developed ex Japan REIT Index (Total Return)に基づく投資商品が、インデックスのパフォーマンスを正確に追従する、あるいはプラスの投資収益を提供する保証はありません。S&P Dow Jones Indices LLCは投資顧問会社ではありません。インデックスに証券が含まれることは、S&P Dow Jones Indicesがかかる証券の売り、買い、またはホールドの推奨を意味するものではなく、投資アドバイスとして見なしてはなりません。

S&P DOW JONES INDICESは、当インデックスまたはその関連データ、あるいは口頭または書面の通信（電子通信も含む）を含むがこれに限定されないあらゆる通信について、その妥当性、正確性、適時性、または完全性を保証しません。S&P DOW JONES INDICESは、これに含まれる誤り、欠落または中断に対して、いかなる義務または責任も負わないものとします。S&P DOW JONES INDICESは、明示的または黙示的を問わず、いかなる保証もせず、当インデックスまたはそれに関連するデータの商品性、特定の目的または使用への適合性、それらを使用することによって野村アセットマネジメント株式会社、当ファンドの所有者、またはその他の人物や組織が得られる結果について、一切の保証を明示的に否認します。上記を制限することなく、いかなる場合においても、S&P DOW JONES INDICESは、利益の逸失、営業損失、時間または信用の喪失を含むがこれらに限定されない、間接的、特別、懲罰的、または派生的損害に対して、たとえその可能性について知らされていたとしても、契約の記述、不法行為、または厳格責任の有無を問わず、一切の責任を負わないものとします。S&P DOW JONES INDICESのライセンサーを除き、S&P DOW JONES INDICESと野村アセットマネジメント株式会社との間の契約または取り決めの第三者受益者は存在しません。

LBMA金価格午後（LBMA Gold Price PM）

NEXT FUNDS 金価格連動型上場投信は、その全部もしくは一部について、プレシャス・メタル・プライス・リミテッド（Precious Metals Prices Limited）が権利を保有し、LBMA金価格（LBMA Gold Price）の管理者、運営者及び公表代理者として許諾を受けたICEベンチマーク・アドミニストレーション・リミテッド（ICE Benchmark Administration Limited）によって提供され、また、ICEベンチマーク・アドミニストレーション・リミテッドから再実施権の許諾を受けて野村アセットマネジメント株式会社が利用するLBMA金価格午後（LBMA Gold Price PM）に基づいています。

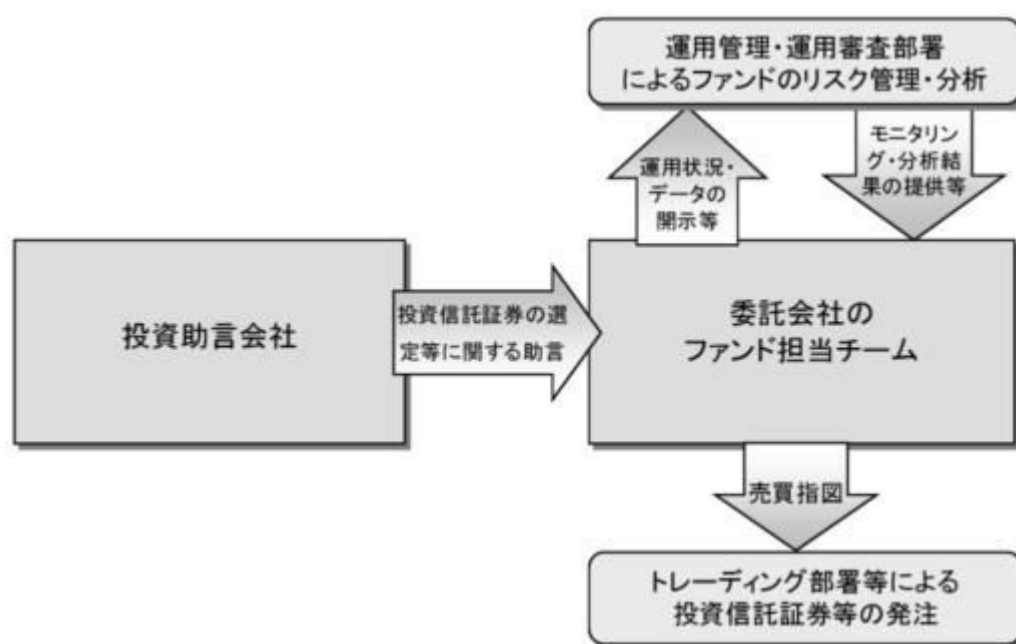
ICEベンチマーク・アドミニストレーション・リミテッド（ICE Benchmark Administration Limited）は、LBMA金価格及び／又はLBMA金価格が示す数値の使用により生じた結果について、いついかなる時においても、明示的にも暗示的にも、何ら保証するものではありません。ICEベンチマーク・アドミニストレーション・リミテッドは、NEXT FUNDS 金価格連動型上場投信での利用のための商品性や特定目的への適合性について、明示的にも暗示的にも、何ら保証するものではありません。

LBMA金価格

LBMA金価格へのすべての言及は、ICEベンチマーク・アドミニストレーション・リミテッド（「IBA」）の許可を得て使用されており、情報提供のみを目的として提供されています。IBAは、価格または価格が参照される可能性のある商品の正確性について、一切の責任を負いません。LBMA金価格は、プレシャス・メタル・プライス・リミテッドの商標であり、LBMA金価格の管理者としてIBAにライセンス供与されています。IBAは、IBAおよびその関係会社の商標です。LBMA金価格午前、LBMA金価格午後、およびLBMA金価格とIBAの商標は、IBAによるライセンスに基づく許可を得てブラックロックによって使用されています。IBAおよびその関係会社は、iシェアーズ ゴールド・トラストに関するものを含めて、LBMA金価格の使用により生じた結果、またはLBMA金価格の適切性または適合性について、明示的または黙示的を問わず、いかなる請求、予測、保証、表明をするものではありません。

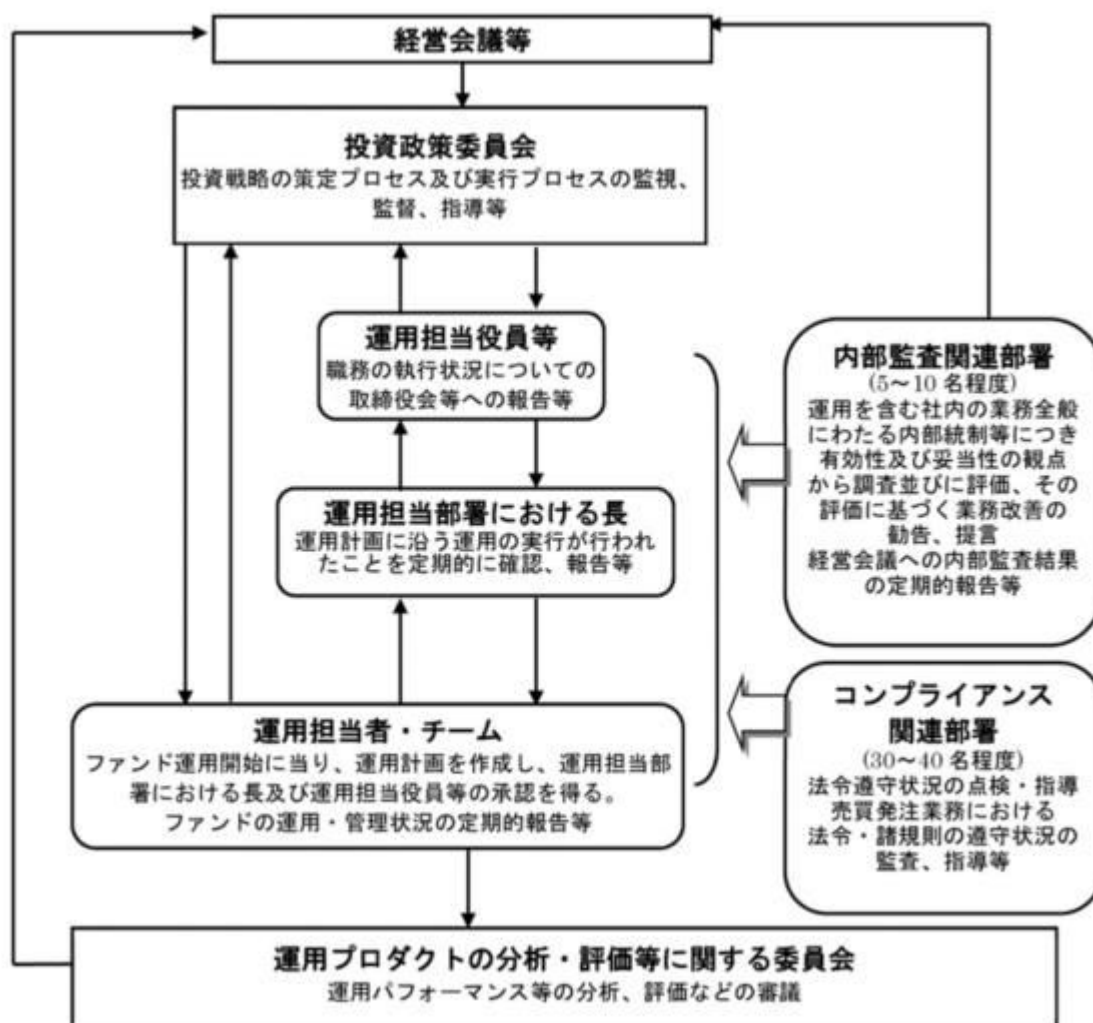
（３）【運用体制】

ファンドの運用体制は以下の通りです。



当社では、ファンドの運用に関する社内規程として、運用担当者に関する規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りです。



委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等

当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

運用の外部委託を行う場合、「運用の外部委託先」に対しては、外部委託先が行った日々の約定について、投資ガイドラインに沿ったものであるかを確認しています。また、コンプライアンスレポートの提出を義務付け、定期的に管理状況に関する報告を受けています。さらに、外部委託先の管理体制、コンプライアンス体制等について調査ならびに評価を行い、定期的に商品に関する委員会に報告しています。

ファンドの運用体制等は今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

収益分配金額は、上記の範囲内で、原則として基準価額水準等を勘案し、委託者が決定します。

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行

ないます。

* 委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

ファンドの決算日

原則として毎年3月29日（休業日の場合は翌営業日）を決算日とします。

（５）【投資制限】

運用の基本方針 ２ 運用方法 (3)投資制限(信託約款)

- ・ 株式への直接投資は行ないません。
- ・ 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ・ デリバティブの直接利用は行ないません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）

の実質的な利用は行ないません。

- ・ 外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定します。
- ・ 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ・ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

公社債の借入れ(信託約款)

- （ ）委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることが出来ます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。
- （ ）前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- （ ）信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- （ ）第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(信託約款)

外貨建有価証券（外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。）への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約取引の指図(信託約款)

- （ ）委託者は、信託財産に属する外貨建資産（外貨建有価証券、外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。以下同じ。）のヘッジを行なう場合に限り、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。
- （ ）委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

資金の借入れ(信託約款)

- ()委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
- ()一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ()収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ()借入金の利息は信託財産中より支弁します。

3【投資リスク】

基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様へに帰属します。

したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

[株価変動リスク]

ファンドは実質的に株式に投資を行ないますので、株価変動の影響を受けます。特にファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国の株価変動は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。

[REITの価格変動リスク]

REITは、保有不動産の状況、市場金利の変動、不動産市況や株式市場の動向等により、価格が変動します。ファンドは実質的にREITに投資を行ないますので、これらの影響を受けます。

[債券価格変動リスク]

債券（公社債等）は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは実質的に債券に投資を行ないますので、これらの影響を受けます。特にファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国の債券価格の変動は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。また、ファンドが実質的に投資を行なうハイ・イールド社債等の格付けの低い債券については、格付けの高い債券に比べ、価格が大きく変動する可能性や組入債券の元利金の支払遅延および支払不履行などが生じるリスクが高いと想定されます。

[金価格の変動リスク]

ファンドは、金価格に連動する投資成果を目的として発行された上場投資信託証券への投資を通じて、実質的に金に投資を行ないますので、金価格の変動の影響を受けます。

[為替変動リスク]

為替ヘッジを行わない実質組入外貨建資産については、為替変動の影響を受けます。為替ヘッジを行なう実質組入外貨建資産については、為替変動リスクが低減しますが、為替変動リスクを完全に排除できるわけではありません。円金利がヘッジ対象通貨の金利より低い場合、その金利差相当分のヘッジコストがかかるため、基準価額の変動要因となります。特にファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国の通貨については、先進国の通貨に比べ流動性が低い状況となる可能性が高いこと等から、当該通貨の為替変動は先進国以上に大きいものになることも想定されます。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

- ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止等となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性等があります。
- 資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが遅延する可能性があります。
- 有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。
- ファンドが投資する上場投資信託証券が投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- ファンドが投資する上場投資信託証券を、国内外の金融商品取引所において購入あるいは売却しようとする際に、市場の急変等による流動性の低下や、上場投資信託証券の設定交換不可日等による流動性の制約により、購入もしくは売却が困難または組入れに時間がかかる場合があります。また、流動性の低下等により、不利な条件での売却となった場合には、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- ファンドが実質的な投資対象とするREITの中には、流動性の低いものもあり、こうしたREITへの投資は、流動性の高い株式等に比べて制約を受けることが想定されます。
- REITに関する法律（税制度、会計制度等）、不動産を取り巻く規制が変更となった場合、REITの価格や配当に影響が及ぶことが想定されます。
- ファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国においては、政治、経済、社会情勢の変化が金融市場に及ぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、当局による海外からの投資規制などが緊急に導入されたり、あるいは政策の変更等により、金融市場が著しい悪影響を被る可能性や運用上の制約を大きく受ける可能性があります。
- 金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、投資信託約款の規定に従い、委託会社の判断でファンドの購入・換金の各受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた購入・換金の各受け付けを取り消す場合があります。

- ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

委託会社におけるリスクマネジメント体制

リスク管理関連の委員会

パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

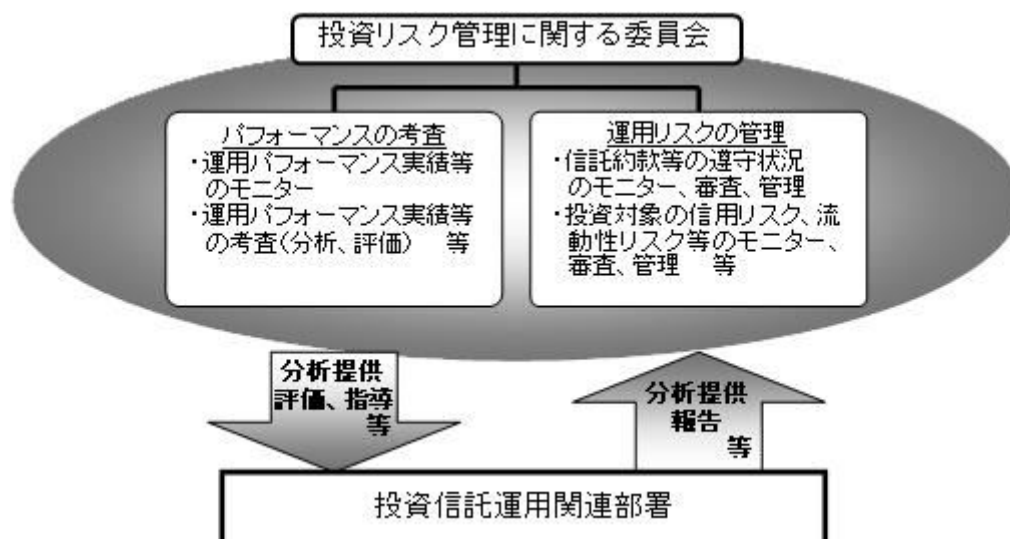
運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

流動性リスク管理について

流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。リスク管理関連の委員会が、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

リスク管理体制図

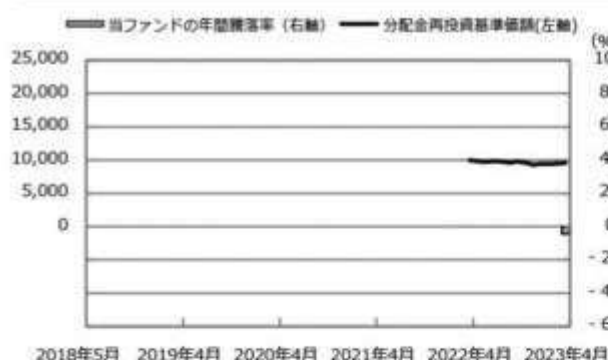


投資リスクに関する管理体制等は今後変更となる場合があります。

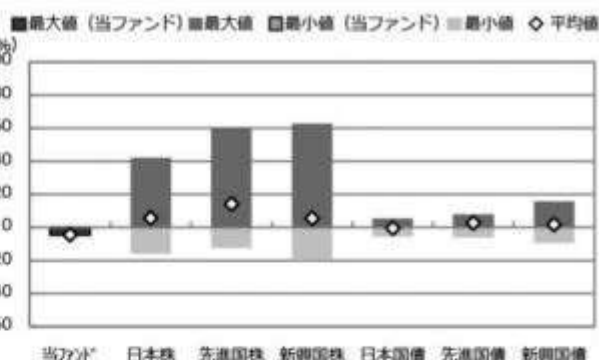
■ リスクの定量的比較（2018年5月末～2023年4月末：月次）

Ⅰ レベル1

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	△ 4.5	42.1	59.8	62.7	5.4	7.9	15.7
最小値 (%)	△ 4.5	△ 16.0	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 9.4
平均値 (%)	△ 4.5	5.8	14.2	5.5	△ 0.4	2.7	1.8

- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。
- * 年間騰落率は、2023年4月末における1年間の騰落率を表示したものです。

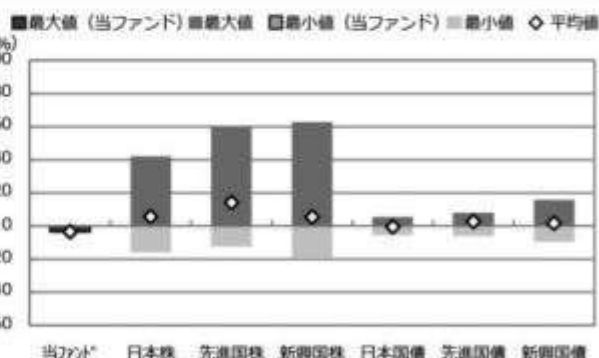
- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2018年5月から2023年4月の5年間（当ファンドは2023年4月）の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

Ⅱ レベル2

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



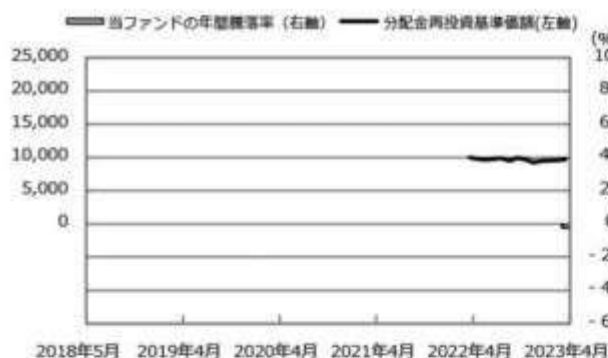
	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	△ 3.3	42.1	59.8	62.7	5.4	7.9	15.7
最小値 (%)	△ 3.3	△ 16.0	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 9.4
平均値 (%)	△ 3.3	5.8	14.2	5.5	△ 0.4	2.7	1.8

- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。
- * 年間騰落率は、2023年4月末における1年間の騰落率を表示したものです。

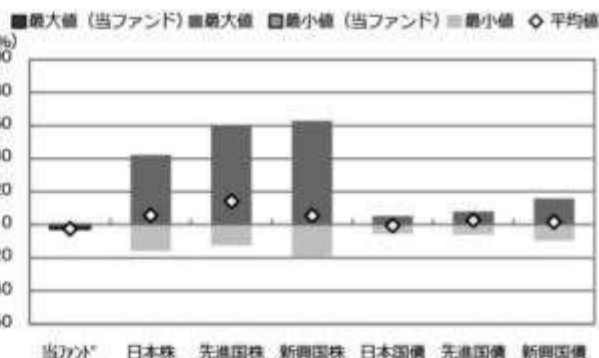
- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2018年5月から2023年4月の5年間（当ファンドは2023年4月）の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

レベル3

ファンドの年間総落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと代表的な資産クラスとの総落率の比較



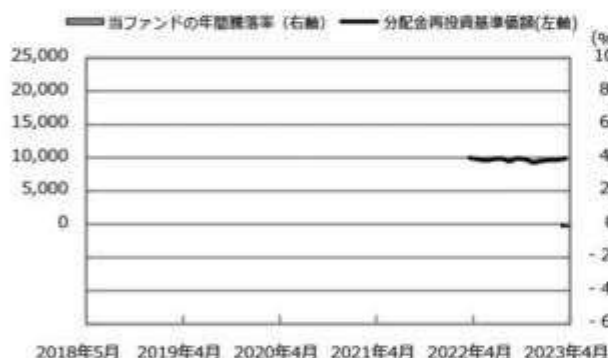
	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	△ 2.4	42.1	59.8	62.7	5.4	7.9	15.7
最小値 (%)	△ 2.4	△ 16.0	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 9.4
平均値 (%)	△ 2.4	5.8	14.2	5.5	△ 0.4	2.7	1.8

- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。
- * 年間総落率は、2023年4月末における1年間の総落率を表示したものです。

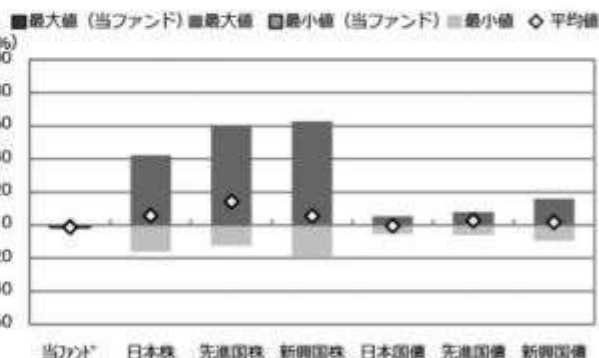
- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2018年5月から2023年4月の5年間（当ファンドは2023年4月）の各月末における1年間の総落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の総落率です。

レベル4

ファンドの年間総落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと代表的な資産クラスとの総落率の比較



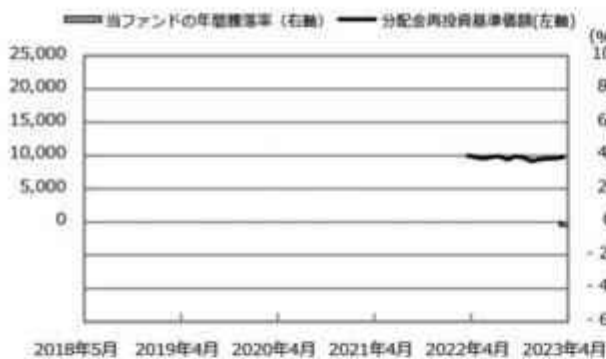
	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	△ 1.3	42.1	59.8	62.7	5.4	7.9	15.7
最小値 (%)	△ 1.3	△ 16.0	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 9.4
平均値 (%)	△ 1.3	5.8	14.2	5.5	△ 0.4	2.7	1.8

- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。
- * 年間総落率は、2023年4月末における1年間の総落率を表示したものです。

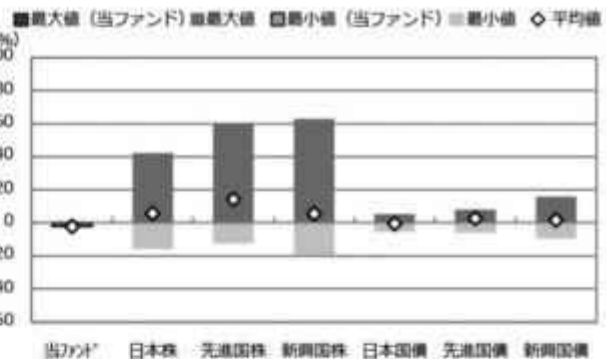
- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2018年5月から2023年4月の5年間（当ファンドは2023年4月）の各月末における1年間の総落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の総落率です。

レベル5

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値（%）	△ 2.2	42.1	59.8	62.7	5.4	7.9	15.7
最小値（%）	△ 2.2	△ 16.0	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 9.4
平均値（%）	△ 2.2	5.8	14.2	5.5	△ 0.4	2.7	1.8

- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。
- * 年間騰落率は、2023年4月末における1年間の騰落率を表示したものです。

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2018年5月から2023年4月の5年間（当ファンドは2023年4月）の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

<代表的な資産クラスの指数>

- 日本株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
- 先進国株：MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）
- 新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
- 日本国債：NOMURA-BPI国債
- 先進国債：FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし、円ベース）
- 新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）

■代表的な資産クラスの指数の著作権等について■

- 東証株価指数（TOPIX）（配当込み）・・・東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標準又は商標は、株式会社J P X総研又は株式会社J P X総研の関連会社（以下「J P X」という。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標準又は商標に関するすべての権利はJ P Xが有します。J P Xは、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、J P Xにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJ P Xは責任を負いません。
- MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）・・・MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）は、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- NOMURA-BPI国債・・・NOMURA-BPI国債の知的財産は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではありません。NOMURA-BPI国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。
- FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし、円ベース）・・・FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし、円ベース）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
- JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）（ここでは「指数」とよびます）についてここに提供された情報は、指数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファメーション、或いは指数に関連する何らかの商品の価格や値段を決めるものでもありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスは法的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JP Morgan Chase & Co. 及びその子会社（以下、JPM）がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPMやその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメイクを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、プレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または買主になっている可能性もあります。

（出所：株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC 他）

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料はありません。

(2) 【換金（解約）手数料】

換金手数料はありません。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、日々のファンドの純資産総額に信託報酬率を乗じて得た額とします。

ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

レベル1

信託報酬率	年2.013%（税抜年1.83%）以内 （2023年5月末現在 年1.930060%（税抜年1.75460%））
-------	--

信託報酬率の配分は下記の通りとします。

支払先の配分（税抜）	
< 委託会社 >	年1.60%以内 （2023年5月末現在 年1.5246%）
	投資一任に係る業務等 年1.30%
	ファンド運用に係る業務等 年0.30%以内 （2023年5月末現在 年0.2246%）
< 販売会社 >	年0.20%
< 受託会社 >	年0.03%

実質的な負担 ^{（注）}	年2.113% ± 年0.10%程度（税込）
-----------------------	------------------------

レベル2

信託報酬率	年2.013%（税抜年1.83%）以内 （2023年5月末現在 年1.910260%（税抜年1.73660%））
-------	--

信託報酬率の配分は下記の通りとします。

支払先の配分（税抜）	
< 委託会社 >	年1.60%以内 （2023年5月末現在 年1.5066%）
	投資一任に係る業務等 年1.30%
	ファンド運用に係る業務等 年0.30%以内 （2023年5月末現在 年0.2066%）
< 販売会社 >	年0.20%
< 受託会社 >	年0.03%

実質的な負担 ^{（注）}	年2.113% ± 年0.10%程度（税込）
-----------------------	------------------------

レベル3

信託報酬率	年2.013%（税抜年1.83%）以内 （2023年5月末現在 年1.891780%（税抜年1.71980%））
-------	--

信託報酬率の配分は下記の通りとします。

有価証券

支払先の配分（税抜）	
＜委託会社＞	年1.60%以内 （2023年5月末現在 年1.4898%）
	投資一任に係る業務等 年1.30%
	ファンド運用に係る業務等 年0.30%以内 （2023年5月末現在 年0.1898%）
＜販売会社＞	年0.20%
＜受託会社＞	年0.03%

実質的な負担 ^{（注）}	年2.113% ± 年0.10%程度（税込）
-----------------------	------------------------

レベル4

信託報酬率	年2.013%（税抜年1.83%）以内 （2023年5月末現在 年1.887160%（税抜年1.71560%））
-------	--

信託報酬率の配分は下記の通りとします。

支払先の配分（税抜）	
＜委託会社＞	年1.60%以内 （2023年5月末現在 年1.4856%）
	投資一任に係る業務等 年1.30%
	ファンド運用に係る業務等 年0.30%以内 （2023年5月末現在 年0.1856%）
＜販売会社＞ 年0.20%	
＜受託会社＞ 年0.03%	

実質的な負担 ^{（注）}	年2.113% ± 年0.10%程度（税込）
-----------------------	------------------------

レベル5

信託報酬率	年2.013%（税抜年1.83%）以内 （2023年5月末現在 年1.885730%（税抜年1.71430%））
-------	--

信託報酬率の配分は下記の通りとします。

支払先の配分（税抜）	
＜委託会社＞	年1.60%以内 （2023年5月末現在 年1.4843%）
	投資一任に係る業務等 年1.30%
	ファンド運用に係る業務等 年0.30%以内 （2023年5月末現在 年0.1843%）
＜販売会社＞ 年0.20%	
＜受託会社＞ 年0.03%	

実質的な負担 ^{（注）}	年2.113% ± 年0.10%程度（税込）
-----------------------	------------------------

（注）ファンドが投資対象とする上場投資信託証券の信託報酬を加味して、投資者が実質的に負担する信託報酬率について算出したものです。この値は、2023年6月28日現在のものであり、投資対象とする上場投資信託証券の変更等により今後変更となる場合があります。

* ファンドが実質的な投資対象とするREITは市場の需給により価格形成されるため、その費用は表示し

ておりません。

＊投資一任契約の締結の媒介、契約資産の運用状況についての定期的な報告、継続的なアフターフォロー等を行なう業者（野村アセットマネジメント株式会社との間で投資一任契約の締結の媒介に係る業務委託契約を締結したもの）が受ける報酬は、当該投資一任契約に基づく投資一任に係る業務等に対するものとして投資信託の委託会社が受ける報酬から、毎月ならびに信託終了のとき支払うものとし、その報酬額は、ファンドの平均純資産総額（日々の純資産総額の平均値）に、年0.80%の率を乗じて得た額とします。

委託会社が拠出する資金に対しては支払われません。

・各支払先が運用管理費用（信託報酬）の対価として提供する役務の内容は下記の通りです。

< 委託会社 >	投資一任に係る業務等	投資一任契約に基づく契約資産の運用および運用に伴う有価証券の売買、契約資産の運用状況についての定期的な報告および継続的なアフターフォロー等
	ファンド運用に係る業務等	ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等
< 販売会社 >		口座内でのファンドの管理、事務手続き等
< 受託会社 >		ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等

● 信託報酬率の調整について

信託報酬率の調整は以下の計算方法をもって行ないます。信託報酬率は毎月1回計算し、当月の第5営業日目以降で前日が営業日となる最初の営業日（「適用開始営業日」といいます。）から翌月の適用開始営業日の前日まで適用することとします。

信託報酬率=年1.83%（税抜）- 対象ETFの委託会社報酬率（税抜）×対象ETFの投資割合

なお、信託報酬率は、年1.83%（税抜）以内の範囲で委託会社が定めるものとします。

- ・対象ETFは、ファンドが投資するETFのうち、ファンドの委託会社が設定したETFとします。
- ・対象ETFの委託会社報酬率は、原則として、目論見書その他公表資料で開示されている当該各月の前月最終営業日時点の対象ETFの信託報酬率（税抜の年率値）のうち、純資産総額に応じて一定の率で委託会社が受取る部分（税抜の年率値）をいいます。
- ・対象ETFの投資割合は、当該各月の前月における対象ETFの投資割合の平均値とします。
- ・複数の対象ETFに投資する場合の「対象ETFの委託会社報酬率（税抜）×対象ETFの投資割合」は、各対象ETFについて算出した「当該各対象ETFの委託会社報酬率（税抜）×当該各対象ETFの投資割合」を合計した値とします。

（４）【その他の手数料等】

ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行なった場合、当該借入金の利息はファンドから支払われます。

ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息等は、受益者の負担とし、ファンドから支払われます。

ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、外貨建資産の保管等に要する費用はファンドから支払われます。

監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときにファンドから支払われます。

ファンドにおいて一部解約の実行に伴い、信託財産留保額 をご負担いただきます。信託財産留保額は、基準価額に0.1%の率を乗じて得た額を1口あたりに換算して、換金する口数に応じてご負担いただきます。

「信託財産留保額」とは、償還時まで投資を続ける投資家との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、クローズド期間の有無に関係なく、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。

* これらの費用等の中には、運用状況等により変動するものがあり、事前に料率、上限額等を表示することができないものがあります。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

■ 個人、法人別の課税について ■

個人の投資家に対する課税

< 収益分配金に対する課税 >

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315% (国税(所得税及び復興特別所得税) 15.315%および地方税5%)の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。

なお、配当控除は適用されません。

< 換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対する課税 >

換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）については、申告分離課税により20.315% (国税 15.315%および地方税5%)の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は20.315%の税率により源泉徴収が行なわれます。

損益通算について

以下の所得間で損益通算が可能です。上場株式等の配当所得については申告分離課税を選択したものに限りです。

《利子所得》	《上場株式等に係る譲渡所得等》 ^{（注2）}	《配当所得》
・ 特定公社債 ^{（注1）} の利子 ・ 公募公社債投資信託の収益分配金	特定公社債、公募公社債投資信託、上場株式、公募株式投資信託の ・ 譲渡益 ・ 譲渡損	・ 上場株式の配当 ・ 公募株式投資信託の収益分配金

（注1）「特定公社債」とは、国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債、2015年12月31日以前に発行された公社債（同族会社が発行した社債を除きます。）などの一定の公社債をいいます。

（注2）株式等に係る譲渡所得等について、上場株式等に係る譲渡所得等とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等に区分し、別々の分離課税制度とすることとされ、原則として、これら相互の通算等ができないこととされました。

法人の投資家に対する課税

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金（解約）時および償還時の個別元本超過額については、15.315% (国税15.315%)の税率で源泉徴収が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

■ 換金（解約）時および償還時の課税について ■

[個人の投資家の場合]

換金（解約）時および償還時の差益 については、譲渡所得とみなして課税が行われます。

換金（解約）時および償還時の価額から取得費（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益を譲渡益として課税対象となります。

[法人の投資家の場合]

換金（解約）時および償還時の個別元本超過額が源泉徴収の対象（配当所得）となります。

なお、買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

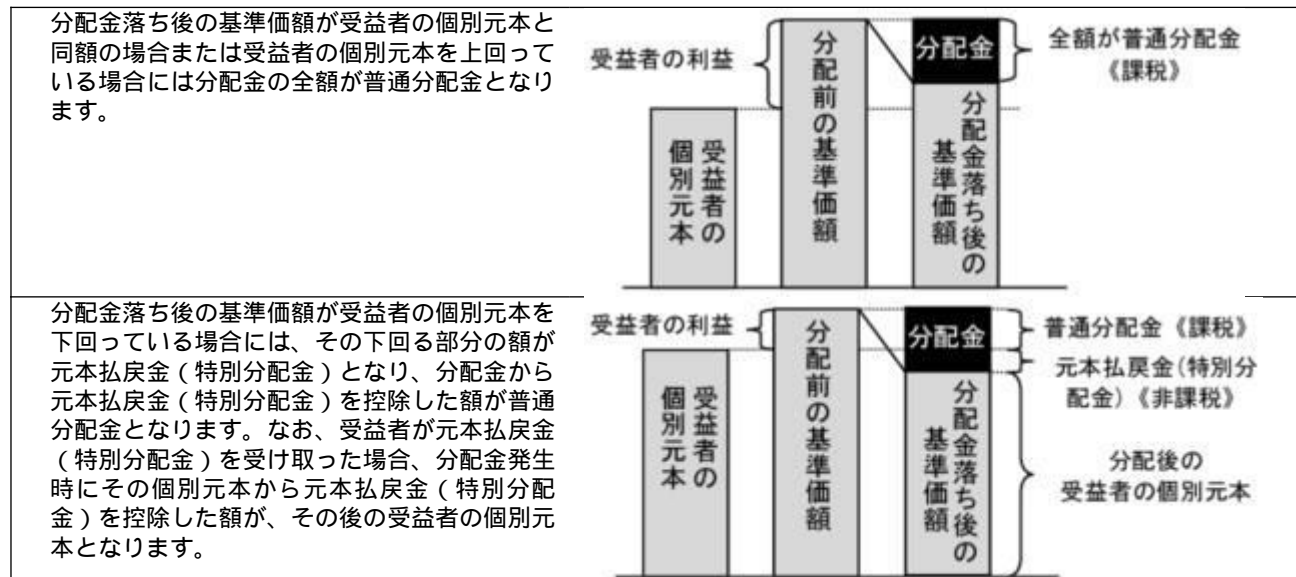
■ 個別元本について ■

追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

■ 分配金の課税について ■

分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）があります。



上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

* 外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

* 税法が改正された場合等は、上記「(5)課税上の取扱い」の内容（2023年4月末現在）が変更になる場合があります。

5【運用状況】

以下は2023年4月28日現在の運用状況であります。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）【投資状況】

ゴールベースラップ専用ファンド・レベル1

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	日本	28,221,235	71.49
	アメリカ	3,682,260	9.32
	小計	31,903,495	80.82
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	7,569,647	19.17
合計（純資産総額）		39,473,142	100.00

ゴールベースラップ専用ファンド・レベル2

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	日本	23,466,750	78.70
	アメリカ	2,387,432	8.00
	小計	25,854,182	86.71
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	3,962,449	13.28
合計（純資産総額）		29,816,631	100.00

ゴールベースラップ専用ファンド・レベル3

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	日本	8,545,195	87.48
	アメリカ	1,087,678	11.13
	小計	9,632,873	98.61
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	135,118	1.38
合計（純資産総額）		9,767,991	100.00

ゴールベースラップ専用ファンド・レベル4

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	日本	34,605,229	87.45
	アメリカ	4,580,834	11.57
	小計	39,186,063	99.03

現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	381,499	0.96
合計（純資産総額）		39,567,562	100.00

ゴールベースラップ専用ファンド・レベル5

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	日本	17,673,582	86.67
	アメリカ	2,523,355	12.37
	小計	20,196,937	99.05
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	192,538	0.94
合計（純資産総額）		20,389,475	100.00

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

ゴールベースラップ専用ファンド・レベル1

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 （円）	簿価 金額 （円）	評価 単価 （円）	評価 金額 （円）	投資 比率 （％）
1	日本	投資信託受益証券	NEXT FUNDS 国内債券・NOMURA-BPI 総合運動型上場投信	11,990	951	11,408,466	954	11,438,460	28.97
2	日本	投資信託受益証券	NEXT FUNDS 外国株式・MSCI- KOKUSAI 指数（為替ヘッジなし）連 動型上場投信	2,870	1,668	4,788,710	1,735	4,979,450	12.61
3	日本	投資信託受益証券	NEXT FUNDS ブルームバーグ米国投 資適格社債（1-10年）インデック ス（為替ヘッジあり）連動型上場 投信	3,690	848	3,130,657	848.5	3,130,965	7.93
4	日本	投資信託受益証券	NEXT FUNDS TOPIX連動型上場投信	1,100	2,104	2,315,151	2,174.5	2,391,950	6.05
5	アメリカ	投資信託受益証券	iシェアーズ ゴールド・トラスト	421	5,039	2,121,437	5,055.35	2,128,306	5.39
6	日本	投資信託受益証券	NEXT FUNDS 外国株式・MSCI- KOKUSAI 指数（為替ヘッジあり）連 動型上場投信	870	1,337	1,163,698	1,357	1,180,590	2.99
7	日本	投資信託受益証券	NEXT FUNDS 外国債券・FTSE世界国 債インデックス（除く日本・為替 ヘッジあり）連動型上場投信	1,400	837	1,171,971	830.7	1,162,980	2.94
8	日本	投資信託受益証券	NEXT FUNDS NASDAQ - 100（R） （為替ヘッジなし）連動型上場投 信	44	17,329	762,517	18,060	794,640	2.01
9	日本	投資信託受益証券	NEXT FUNDS 外国債券・FTSE世界国 債インデックス（除く日本・為替 ヘッジなし）連動型上場投信	800	967	773,730	981.9	785,520	1.99
10	日本	投資信託受益証券	NEXT FUNDS 外国REIT・S&P先進国 REIT指数（除く日本・為替ヘッジ なし）連動型上場投信	680	1,107	753,039	1,150.5	782,340	1.98
11	アメリカ	投資信託受益証券	SPDR(R) ブルームバーグ・ハイ・ イールド債券ETF	63	12,212	769,411	12,357.39	778,516	1.97
12	日本	投資信託受益証券	NEXT FUNDS 新興国株式・MSCIエ マージング・マーケット・イン デックス（為替ヘッジなし）連動 型上場投信	680	1,128	767,535	1,144	777,920	1.97

13	アメリカ	投資信託受益証券	iシェアーズ iBoxx 米ドル建て投資適格社債 ETF	53	14,610	774,363	14,630.90	775,438	1.96
14	日本	投資信託受益証券	NEXT FUNDS 東証REIT指数連動型上場投信	200	1,949	389,901	2,023	404,600	1.02
15	日本	投資信託受益証券	NEXT FUNDS 日経225連動型上場投信	13	29,190	379,478	30,140	391,820	0.99

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	80.82
合 計	80.82

ゴールドベースラップ専用ファンド・レベル2

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	投資信託受益証券	NEXT FUNDS 外国株式・MSCI-KOKUSAI指数（為替ヘッジなし）連動型上場投信	4,190	1,629	6,825,510	1,735	7,269,650	24.38
2	日本	投資信託受益証券	NEXT FUNDS 国内債券・NOMURA-BPI総合連動型上場投信	5,540	954	5,289,038	954	5,285,160	17.72
3	日本	投資信託受益証券	NEXT FUNDS TOPIX連動型上場投信	1,290	2,084	2,688,360	2,174.5	2,805,105	9.40
4	日本	投資信託受益証券	NEXT FUNDS ブルームバーク米国投資適格社債（1-10年）インデックス（為替ヘッジあり）連動型上場投信	2,700	844	2,281,428	848.5	2,290,950	7.68
5	日本	投資信託受益証券	NEXT FUNDS 外国株式・MSCI-KOKUSAI指数（為替ヘッジあり）連動型上場投信	950	1,318	1,252,538	1,357	1,289,150	4.32
6	アメリカ	投資信託受益証券	iシェアーズ ゴールド・トラスト	219	5,020	1,099,487	5,055.36	1,107,124	3.71
7	日本	投資信託受益証券	NEXT FUNDS 新興国株式・MSCIエマージング・マーケット・インデックス（為替ヘッジなし）連動型上場投信	770	1,123	864,710	1,144	880,880	2.95
8	日本	投資信託受益証券	NEXT FUNDS 外国債券・FTSE世界国債インデックス（除く日本・為替ヘッジあり）連動型上場投信	1,000	837	837,107	830.7	830,700	2.78
9	日本	投資信託受益証券	NEXT FUNDS 外国REIT・S&P先進国REIT指数（除く日本・為替ヘッジなし）連動型上場投信	650	1,083	704,275	1,150.5	747,825	2.50
10	日本	投資信託受益証券	NEXT FUNDS 日経225連動型上場投信	21	28,825	605,325	30,140	632,940	2.12
11	日本	投資信託受益証券	NEXT FUNDS 外国債券・FTSE世界国債インデックス（除く日本・為替ヘッジなし）連動型上場投信	600	957	574,680	981.9	589,140	1.97
12	アメリカ	投資信託受益証券	SPDR(R) ブルームバーク・ハイ・イールド債券ETF	47	12,082	567,874	12,357.40	580,798	1.94
13	アメリカ	投資信託受益証券	iシェアーズ iBoxx 米ドル建て投資適格社債 ETF	39	14,483	564,851	14,630.89	570,605	1.91
14	日本	投資信託受益証券	NEXT FUNDS NASDAQ-100(R)（為替ヘッジなし）連動型上場投信	30	17,010	510,300	18,060	541,800	1.81
15	日本	投資信託受益証券	NEXT FUNDS 東証REIT指数連動型上場投信	150	1,918	287,775	2,023	303,450	1.01
16	アメリカ	投資信託受益証券	インベスコ QQQ信託シリーズ1	3	41,193	123,581	42,968.33	128,905	0.43

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	86.71
合 計	86.71

グローバルスラップ専用ファンド・レベル3

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	投資信託受益証券	NEXT FUNDS 外国株式・MSCI-KOKUSAI指数（為替ヘッジなし）連動型上場投信	1,800	1,630	2,934,922	1,735	3,123,000	31.97
2	日本	投資信託受益証券	NEXT FUNDS 国内債券・NOMURA-BPI総合連動型上場投信	1,290	954	1,231,563	954	1,230,660	12.59
3	日本	投資信託受益証券	NEXT FUNDS TOPIX連動型上場投信	500	2,084	1,042,000	2,174.5	1,087,250	11.13
4	日本	投資信託受益証券	NEXT FUNDS ブルームバーク米国投資適格社債（1-10年）インデックス（為替ヘッジあり）連動型上場投信	910	845	769,224	848.5	772,135	7.90
5	アメリカ	投資信託受益証券	iシェアーズ ゴールド・トラスト	98	5,020	492,007	5,055.35	495,425	5.07
6	日本	投資信託受益証券	NEXT FUNDS 外国REIT・S&P先進国REIT指数（除く日本・為替ヘッジなし）連動型上場投信	380	1,092	415,014	1,150.5	437,190	4.47
7	日本	投資信託受益証券	NEXT FUNDS 外国株式・MSCI-KOKUSAI指数（為替ヘッジあり）連動型上場投信	320	1,318	421,889	1,357	434,240	4.44
8	日本	投資信託受益証券	NEXT FUNDS 新興国株式・MSCIエマージング・マーケット・インデックス（為替ヘッジなし）連動型上場投信	280	1,123	314,440	1,144	320,320	3.27
9	日本	投資信託受益証券	NEXT FUNDS 外国債券・FTSE世界国債インデックス（除く日本・為替ヘッジあり）連動型上場投信	340	836	284,549	830.7	282,438	2.89
10	アメリカ	投資信託受益証券	iシェアーズ iBoxx 米ドル建て投資適格社債 ETF	19	14,483	275,184	14,630.89	277,987	2.84
11	日本	投資信託受益証券	NEXT FUNDS 外国債券・FTSE世界国債インデックス（除く日本・為替ヘッジなし）連動型上場投信	280	957	268,184	981.9	274,932	2.81
12	日本	投資信託受益証券	NEXT FUNDS NASDAQ-100(R)（為替ヘッジなし）連動型上場投信	15	17,010	255,150	18,060	270,900	2.77
13	日本	投資信託受益証券	NEXT FUNDS 日経225連動型上場投信	7	28,825	201,775	30,140	210,980	2.15
14	アメリカ	投資信託受益証券	SPDR(R) ブルームバーク・ハイ・イールド債券ETF	15	12,082	181,237	12,357.40	185,361	1.89
15	アメリカ	投資信託受益証券	インベスコ QQQ信託シリーズ1	3	41,193	123,581	42,968.33	128,905	1.31
16	日本	投資信託受益証券	NEXT FUNDS 東証REIT指数連動型上場投信	50	1,918	95,925	2,023	101,150	1.03

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98.61

合 計	98.61
-----	-------

ゴールベースラップ専用ファンド・レベル4

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	投資信託受益証券	NEXT FUNDS 外国株式・MSCI - KOKUSAI 指数（為替ヘッジなし）連動型上場投信	8,960	1,630	14,606,049	1,735	15,545,600	39.28
2	日本	投資信託受益証券	NEXT FUNDS TOPIX連動型上場投信	2,460	2,084	5,126,640	2,174.5	5,349,270	13.51
3	日本	投資信託受益証券	NEXT FUNDS ブルームバーグ米国投資適格社債（1-10年）インデックス（為替ヘッジあり）連動型上場投信	2,740	844	2,314,551	848.5	2,324,890	5.87
4	日本	投資信託受益証券	NEXT FUNDS 国内債券・NOMURA-BPI 総合連動型上場投信	2,390	954	2,281,733	954	2,280,060	5.76
5	アメリカ	投資信託受益証券	iシェアーズ ゴールド・トラスト	398	5,020	1,998,153	5,055.35	2,012,033	5.08
6	日本	投資信託受益証券	NEXT FUNDS 外国REIT・S&P先進国REIT指数（除く日本・為替ヘッジなし）連動型上場投信	1,700	1,092	1,856,735	1,150.5	1,955,850	4.94
7	日本	投資信託受益証券	NEXT FUNDS 新興国株式・MSCI エマージング・マーケット・インデックス（為替ヘッジなし）連動型上場投信	1,440	1,123	1,617,120	1,144	1,647,360	4.16
8	アメリカ	投資信託受益証券	iシェアーズ iBoxx 米ドル建て投資適格社債 ETF	80	14,483	1,158,669	14,630.90	1,170,472	2.95
9	日本	投資信託受益証券	NEXT FUNDS 外国株式・MSCI - KOKUSAI 指数（為替ヘッジあり）連動型上場投信	860	1,322	1,137,252	1,357	1,167,020	2.94
10	日本	投資信託受益証券	NEXT FUNDS NASDAQ - 100 (R)（為替ヘッジなし）連動型上場投信	60	17,010	1,020,600	18,060	1,083,600	2.73
11	日本	投資信託受益証券	NEXT FUNDS 外国債券・FTSE世界国債インデックス（除く日本・為替ヘッジなし）連動型上場投信	1,090	957	1,044,002	981.9	1,070,271	2.70
12	日本	投資信託受益証券	NEXT FUNDS 日経225連動型上場投信	27	28,825	778,275	30,140	813,780	2.05
13	日本	投資信託受益証券	NEXT FUNDS 外国債券・FTSE世界国債インデックス（除く日本・為替ヘッジあり）連動型上場投信	940	833	783,490	830.7	780,858	1.97
14	アメリカ	投資信託受益証券	SPDR(R) ブルームバーグ・ハイ・イールド債券ETF	61	12,082	737,028	12,357.39	753,801	1.90
15	アメリカ	投資信託受益証券	インベスコ QQQ信託シリーズ1	15	41,194	617,910	42,968.53	644,528	1.62
16	日本	投資信託受益証券	NEXT FUNDS 東証REIT指数連動型上場投信	290	1,918	556,365	2,023	586,670	1.48

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	99.03
合 計	99.03

ゴールベースラップ専用ファンド・レベル5

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 （円）	簿価 金額 （円）	評価 単価 （円）	評価 金額 （円）	投資 比率 （％）
1	日本	投資信託受益証券	NEXT FUNDS 外国株式・MSCI-KOKUSAI指数（為替ヘッジなし）連動型上場投信	5,140	1,629	8,376,649	1,735	8,917,900	43.73
2	日本	投資信託受益証券	NEXT FUNDS TOPIX連動型上場投信	1,320	2,084	2,751,179	2,174.5	2,870,340	14.07
3	日本	投資信託受益証券	NEXT FUNDS 外国REIT・S&P先進国REIT指数（除く日本・為替ヘッジなし）連動型上場投信	1,060	1,091	1,156,722	1,150.5	1,219,530	5.98
4	アメリカ	投資信託受益証券	iシェアーズ ゴールド・トラスト	234	5,020	1,174,794	5,055.35	1,182,954	5.80
5	日本	投資信託受益証券	NEXT FUNDS 新興国株式・MSCIエマージング・マーケット・インデックス（為替ヘッジなし）連動型上場投信	880	1,123	988,240	1,144	1,006,720	4.93
6	日本	投資信託受益証券	NEXT FUNDS ブルームバーグ米国投資適格社債（1-10年）インデックス（為替ヘッジあり）連動型上場投信	920	842	775,284	848.5	780,620	3.82
7	日本	投資信託受益証券	NEXT FUNDS NASDAQ - 100（R）（為替ヘッジなし）連動型上場投信	34	17,026	578,897	18,060	614,040	3.01
8	日本	投資信託受益証券	NEXT FUNDS 外国債券・FTSE世界国債インデックス（除く日本・為替ヘッジなし）連動型上場投信	600	957	574,680	981.9	589,140	2.88
9	アメリカ	投資信託受益証券	iシェアーズ iBoxx 米ドル建て投資適格社債 ETF	39	14,483	564,851	14,630.89	570,605	2.79
10	日本	投資信託受益証券	NEXT FUNDS 外国株式・MSCI-KOKUSAI指数（為替ヘッジあり）連動型上場投信	300	1,313	394,126	1,357	407,100	1.99
11	日本	投資信託受益証券	NEXT FUNDS 日経225連動型上場投信	13	28,825	374,725	30,140	391,820	1.92
12	アメリカ	投資信託受益証券	インベスコ QQQ信託シリーズ1	9	41,194	370,746	42,968.55	386,717	1.89
13	アメリカ	投資信託受益証券	SPDR(R) ブルームバーグ・ハイ・イールド債券ETF	31	12,082	374,555	12,357.38	383,079	1.87
14	日本	投資信託受益証券	NEXT FUNDS 外国債券・FTSE世界国債インデックス（除く日本・為替ヘッジあり）連動型上場投信	460	833	383,410	830.7	382,122	1.87
15	日本	投資信託受益証券	NEXT FUNDS 東証REIT指数連動型上場投信	150	1,918	287,775	2,023	303,450	1.48
16	日本	投資信託受益証券	NEXT FUNDS 国内債券・NOMURA-BPI総合連動型上場投信	200	954	190,940	954	190,800	0.93

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	99.05
合 計	99.05

【投資不動産物件】

ゴールベースラップ専用ファンド・レベル1

該当事項はありません。

ゴールベースラップ専用ファンド・レベル2

該当事項はありません。

ゴールベースラップ専用ファンド・レベル3
該当事項はありません。

ゴールベースラップ専用ファンド・レベル4
該当事項はありません。

ゴールベースラップ専用ファンド・レベル5
該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

ゴールベースラップ専用ファンド・レベル1

該当事項はありません。

ゴールベースラップ専用ファンド・レベル2

該当事項はありません。

ゴールベースラップ専用ファンド・レベル3

該当事項はありません。

ゴールベースラップ専用ファンド・レベル4

該当事項はありません。

ゴールベースラップ専用ファンド・レベル5

該当事項はありません。

（ 3 ）【運用実績】

【純資産の推移】

ゴールベースラップ専用ファンド・レベル1

2023年4月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）

第1計算期間	(2023年 3月29日)	19	19	0.9407	0.9407
	2022年 4月末日	10	—	1.0001	—
	5月末日	9	—	0.9822	—
	6月末日	9	—	0.9748	—
	7月末日	9	—	0.9827	—
	8月末日	9	—	0.9807	—
	9月末日	19	—	0.9579	—
	10月末日	19	—	0.9777	—
	11月末日	19	—	0.9573	—
	12月末日	18	—	0.9293	—
	2023年 1月末日	19	—	0.9431	—
	2月末日	19	—	0.9412	—
	3月末日	19	—	0.9494	—
	4月末日	39	—	0.9554	—

ゴールベースラップ専用ファンド・レベル2

2023年4月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間	(2023年 3月29日)	29	29	0.9415	0.9415
	2022年 4月末日	10	—	1.0005	—
	5月末日	9	—	0.9812	—
	6月末日	9	—	0.9696	—
	7月末日	30	—	0.9766	—
	8月末日	30	—	0.9811	—
	9月末日	29	—	0.9500	—
	10月末日	30	—	0.9828	—
	11月末日	29	—	0.9638	—
	12月末日	28	—	0.9276	—
	2023年 1月末日	29	—	0.9474	—
	2月末日	29	—	0.9486	—
	3月末日	29	—	0.9553	—
	4月末日	29	—	0.9670	—

ゴールベースラップ専用ファンド・レベル3

2023年4月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間	(2023年 3月29日)	9	9	0.9432	0.9432

2022年 4月末日	10	—	1.0010	—
5月末日	9	—	0.9801	—
6月末日	9	—	0.9665	—
7月末日	9	—	0.9812	—
8月末日	9	—	0.9885	—
9月末日	9	—	0.9490	—
10月末日	9	—	0.9936	—
11月末日	9	—	0.9714	—
12月末日	9	—	0.9258	—
2023年 1月末日	9	—	0.9512	—
2月末日	9	—	0.9555	—
3月末日	9	—	0.9615	—
4月末日	9	—	0.9768	—

ゴールベースラップ専用ファンド・レベル4

2023年4月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間 (2023年 3月29日)	37	37	0.9478	0.9478
2022年 4月末日	10	—	1.0012	—
5月末日	9	—	0.9786	—
6月末日	9	—	0.9625	—
7月末日	9	—	0.9803	—
8月末日	19	—	0.9908	—
9月末日	37	—	0.9442	—
10月末日	39	—	0.9969	—
11月末日	39	—	0.9746	—
12月末日	37	—	0.9257	—
2023年 1月末日	38	—	0.9555	—
2月末日	38	—	0.9639	—
3月末日	38	—	0.9699	—
4月末日	39	—	0.9881	—

ゴールベースラップ専用ファンド・レベル5

2023年4月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間 (2023年 3月29日)	19	19	0.9359	0.9359
2022年 4月末日	10	—	1.0014	—

5月末日	9	—	0.9768	—
6月末日	9	—	0.9577	—
7月末日	9	—	0.9782	—
8月末日	9	—	0.9910	—
9月末日	9	—	0.9386	—
10月末日	9	—	0.9928	—
11月末日	9	—	0.9683	—
12月末日	9	—	0.9171	—
2023年 1月末日	9	—	0.9476	—
2月末日	9	—	0.9573	—
3月末日	19	—	0.9594	—
4月末日	20	—	0.9794	—

【分配の推移】

ゴールベースラップ専用ファンド・レベル1

	計算期間	1口当たりの分配金
第1計算期間	2022年 4月28日～2023年 3月29日	0.0000円

ゴールベースラップ専用ファンド・レベル2

	計算期間	1口当たりの分配金
第1計算期間	2022年 4月28日～2023年 3月29日	0.0000円

ゴールベースラップ専用ファンド・レベル3

	計算期間	1口当たりの分配金
第1計算期間	2022年 4月28日～2023年 3月29日	0.0000円

ゴールベースラップ専用ファンド・レベル4

	計算期間	1口当たりの分配金
第1計算期間	2022年 4月28日～2023年 3月29日	0.0000円

ゴールベースラップ専用ファンド・レベル5

	計算期間	1口当たりの分配金
--	------	-----------

第1計算期間	2022年 4月28日～2023年 3月29日	0.0000円
--------	-------------------------	---------

【収益率の推移】

ゴールベースラップ専用ファンド・レベル1

	計算期間	収益率
第1計算期間	2022年 4月28日～2023年 3月29日	5.9%

各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

ゴールベースラップ専用ファンド・レベル2

	計算期間	収益率
第1計算期間	2022年 4月28日～2023年 3月29日	5.9%

各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

ゴールベースラップ専用ファンド・レベル3

	計算期間	収益率
第1計算期間	2022年 4月28日～2023年 3月29日	5.7%

各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

ゴールベースラップ専用ファンド・レベル4

	計算期間	収益率
第1計算期間	2022年 4月28日～2023年 3月29日	5.2%

各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

ゴールベースラップ専用ファンド・レベル5

	計算期間	収益率
第1計算期間	2022年 4月28日～2023年 3月29日	6.4%

各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

（４）【設定及び解約の実績】

ゴールベースラップ専用ファンド・レベル１

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1計算期間	2022年 4月28日～2023年 3月29日	20,234,367	—	20,234,367

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

ゴールベースラップ専用ファンド・レベル２

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1計算期間	2022年 4月28日～2023年 3月29日	30,835,504	—	30,835,504

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

ゴールベースラップ専用ファンド・レベル３

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1計算期間	2022年 4月28日～2023年 3月29日	10,000,000	—	10,000,000

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

ゴールベースラップ専用ファンド・レベル４

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1計算期間	2022年 4月28日～2023年 3月29日	40,042,678	—	40,042,678

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

ゴールベースラップ専用ファンド・レベル５

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1計算期間	2022年 4月28日～2023年 3月29日	20,818,998	—	20,818,998

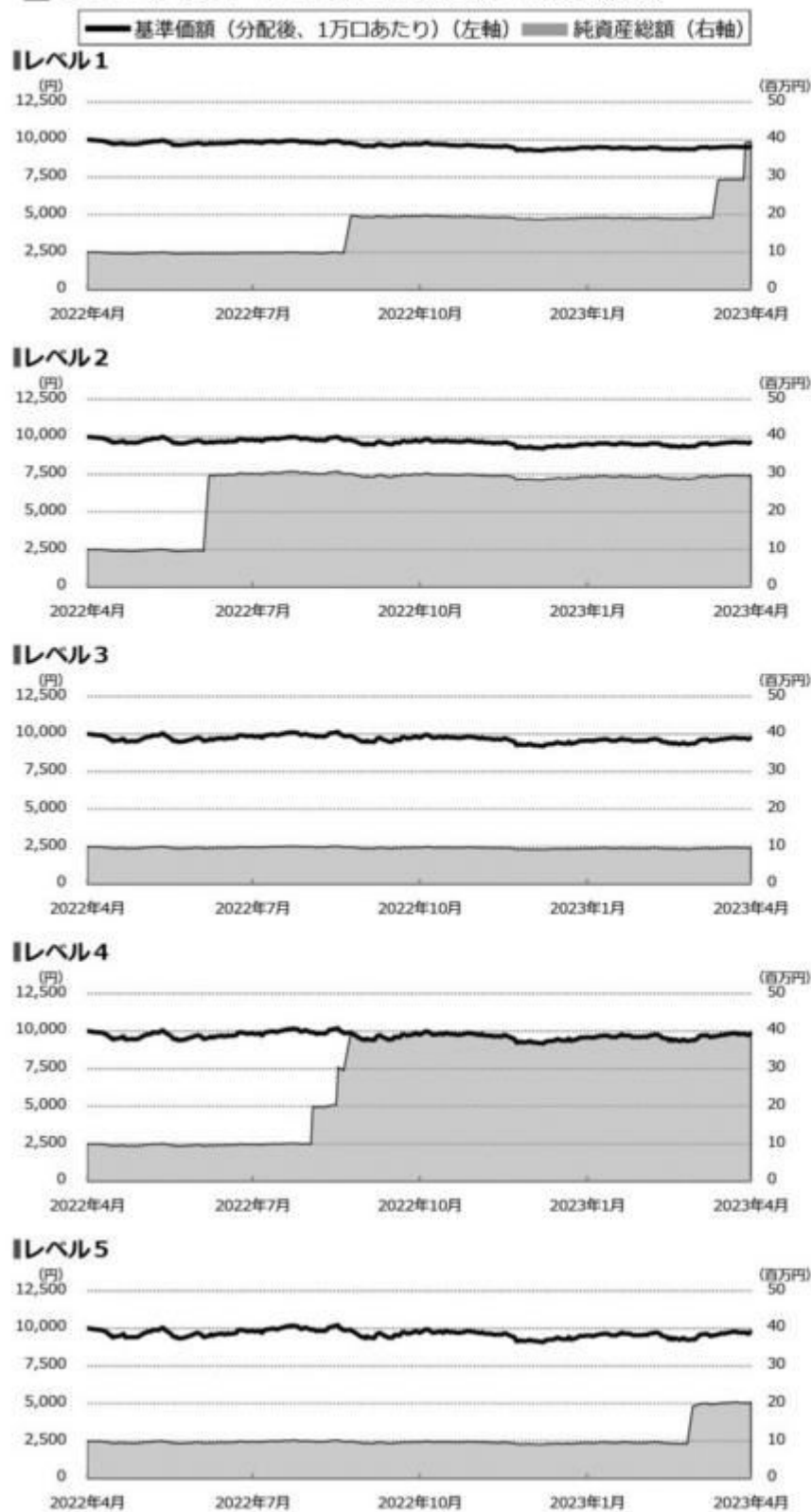
本邦外における設定及び解約の実績はありません。

参考情報



運用実績（2023年4月28日現在）

■ 基準価額・純資産の推移（日次：設定来）



■ 分配の推移

（1万口あたり、課税前）

レベル1	
2023年3月	0 円
--	--
--	--
--	--
--	--
設定来累計	0 円

レベル2	
2023年3月	0 円
--	--
--	--
--	--
--	--
設定来累計	0 円

レベル3	
2023年3月	0 円
--	--
--	--
--	--
--	--
設定来累計	0 円

レベル4	
2023年3月	0 円
--	--
--	--
--	--
--	--
設定来累計	0 円

レベル5	
2023年3月	0 円
--	--
--	--
--	--
--	--
設定来累計	0 円

■ 主要な資産の状況

銘柄別投資比率（上位）

Ⅰレベル1

順位	銘柄	投資比率（%）
1	NEXT FUNDS 国内債券・NOMURA-BPI総合連動型上場投信	29.0
2	NEXT FUNDS 外国株式・MSCI-KOKUSAI指数（為替ヘッジなし）連動型上場投信	12.6
3	NEXT FUNDS ブルームバーク米国投資適格社債（1-10年）インデックス（為替ヘッジあり）連動型上場投信	7.9
4	NEXT FUNDS TOPIX連動型上場投信	6.1
5	iシェアーズゴールド・トラスト	5.4
6	NEXT FUNDS 外国株式・MSCI-KOKUSAI指数（為替ヘッジあり）連動型上場投信	3.0
7	NEXT FUNDS 外国債券・FTSE世界国債インデックス（除く日本・為替ヘッジあり）連動型上場投信	2.9
8	NEXT FUNDS NASDAQ-100（R）（為替ヘッジなし）連動型上場投信	2.0
9	NEXT FUNDS 外国債券・FTSE世界国債インデックス（除く日本・為替ヘッジなし）連動型上場投信	2.0
10	NEXT FUNDS 外国REIT・S&P先進国REIT指数（除く日本・為替ヘッジなし）連動型上場投信	2.0

Ⅰレベル2

順位	銘柄	投資比率（%）
1	NEXT FUNDS 外国株式・MSCI-KOKUSAI指数（為替ヘッジなし）連動型上場投信	24.4
2	NEXT FUNDS 国内債券・NOMURA-BPI総合連動型上場投信	17.7
3	NEXT FUNDS TOPIX連動型上場投信	9.4
4	NEXT FUNDS ブルームバーク米国投資適格社債（1-10年）インデックス（為替ヘッジあり）連動型上場投信	7.7
5	NEXT FUNDS 外国株式・MSCI-KOKUSAI指数（為替ヘッジあり）連動型上場投信	4.3
6	iシェアーズゴールド・トラスト	3.7
7	NEXT FUNDS 新興国株式・MSCIエマージング・マーケット・インデックス（為替ヘッジなし）連動型上場投信	3.0
8	NEXT FUNDS 外国債券・FTSE世界国債インデックス（除く日本・為替ヘッジあり）連動型上場投信	2.8
9	NEXT FUNDS 外国REIT・S&P先進国REIT指数（除く日本・為替ヘッジなし）連動型上場投信	2.5
10	NEXT FUNDS 日経225連動型上場投信	2.1

Ⅰレベル3

順位	銘柄	投資比率（%）
1	NEXT FUNDS 外国株式・MSCI-KOKUSAI指数（為替ヘッジなし）連動型上場投信	32.0
2	NEXT FUNDS 国内債券・NOMURA-BPI総合連動型上場投信	12.6
3	NEXT FUNDS TOPIX連動型上場投信	11.1
4	NEXT FUNDS ブルームバーク米国投資適格社債（1-10年）インデックス（為替ヘッジあり）連動型上場投信	7.9
5	iシェアーズゴールド・トラスト	5.1
6	NEXT FUNDS 外国REIT・S&P先進国REIT指数（除く日本・為替ヘッジなし）連動型上場投信	4.5
7	NEXT FUNDS 外国株式・MSCI-KOKUSAI指数（為替ヘッジあり）連動型上場投信	4.4
8	NEXT FUNDS 新興国株式・MSCIエマージング・マーケット・インデックス（為替ヘッジなし）連動型上場投信	3.3
9	NEXT FUNDS 外国債券・FTSE世界国債インデックス（除く日本・為替ヘッジあり）連動型上場投信	2.9
10	iシェアーズ iBoxx 米ドル建て投資適格社債 ETF	2.8

Ⅰレベル4

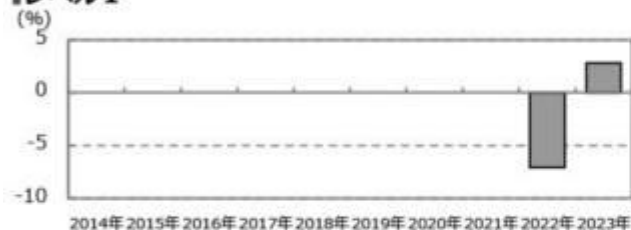
順位	銘柄	投資比率（%）
1	NEXT FUNDS 外国株式・MSCI-KOKUSAI指数（為替ヘッジなし）連動型上場投信	39.3
2	NEXT FUNDS TOPIX連動型上場投信	13.5
3	NEXT FUNDS ブルームバーク米国投資適格社債（1-10年）インデックス（為替ヘッジあり）連動型上場投信	5.9
4	NEXT FUNDS 国内債券・NOMURA-BPI総合連動型上場投信	5.8
5	iシェアーズゴールド・トラスト	5.1
6	NEXT FUNDS 外国REIT・S&P先進国REIT指数（除く日本・為替ヘッジなし）連動型上場投信	4.9
7	NEXT FUNDS 新興国株式・MSCIエマージング・マーケット・インデックス（為替ヘッジなし）連動型上場投信	4.2
8	iシェアーズ iBoxx 米ドル建て投資適格社債 ETF	3.0
9	NEXT FUNDS 外国株式・MSCI-KOKUSAI指数（為替ヘッジあり）連動型上場投信	2.9
10	NEXT FUNDS NASDAQ-100（R）（為替ヘッジなし）連動型上場投信	2.7

レベル5

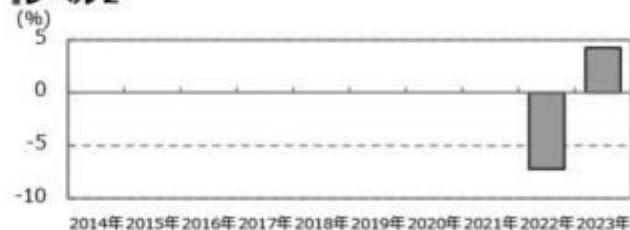
順位	銘柄	投資比率 (%)
1	NEXT FUNDS 外国株式・MSCI-KOKUSAI指数（為替ヘッジなし）連動型上場投信	43.7
2	NEXT FUNDS TOPIX連動型上場投信	14.1
3	NEXT FUNDS 外国REIT・S&P先進国REIT指数（除く日本・為替ヘッジなし）連動型上場投信	6.0
4	iシェアーズゴールド・トラスト	5.8
5	NEXT FUNDS 新興国株式・MSCIエマージング・マーケット・インデックス（為替ヘッジなし）連動型上場投信	4.9
6	NEXT FUNDS ブルームバーク米国投資適格社債（1-10年）インデックス（為替ヘッジあり）連動型上場投信	3.8
7	NEXT FUNDS NASDAQ-100（R）（為替ヘッジなし）連動型上場投信	3.0
8	NEXT FUNDS 外国債券・FTSE世界国債インデックス（除く日本・為替ヘッジなし）連動型上場投信	2.9
9	iシェアーズ iBoxx 米ドル建て投資適格社債 ETF	2.8
10	NEXT FUNDS 外国株式・MSCI-KOKUSAI指数（為替ヘッジあり）連動型上場投信	2.0

年間収益率の推移（暦年ベース）

レベル1



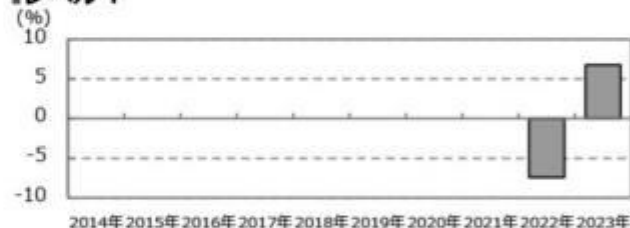
レベル2



レベル3



レベル4



レベル5



- ・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・ファンドにベンチマークはありません。
- ・2022年は設定日（2022年4月28日）から年末までの収益率。
- ・2023年は年初から運用実績作成基準日までの収益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。●グラフの縦軸の目盛りはファンドごとに異なる場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

野村アセットマネジメント株式会社が投資一任業者として提供する資産運用サービス「ゴールベース

ラップ」に関する投資一任契約に基づき、ご投資される資金を運用するためのファンドです。

ファンドの買付けの申込みを行なう投資家は、野村アセットマネジメント株式会社との間で「ゴールベースラップ」に関する投資一任契約を締結した投資者等に限るものとします。

(1) 受益権の募集

申込期間中の各営業日に受益権の募集が行なわれます。

(2) 申込締切時間

午後3時までに取得申込みが行なわれかつ当該取得申込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込み分とします。

(3) 申込不可日

販売会社の営業日であっても、下記の条件に該当する日（「申込不可日」といいます。）には、原則として取得の申込みができません。（申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。）

申込日当日が以下のいずれかの休業日と同日の場合

・ ニューヨークの銀行 ・ ニューヨーク証券取引所

(4) 販売単位

1口単位または1円単位（当初元本1口＝1円）とします。

(5) 販売価額

取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

(6) 申込代金の支払い

販売会社の定める期日までに支払うものとします。

(7) 申込受け付けの中止および取り消し

金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消す場合があります。

(8) 申込手続等に関する照会先

ファンドの申込（販売）手続等についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

< 受付時間 > 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

当ファンドは、野村アセットマネジメント株式会社と投資一任契約を締結した投資者向けの専用ファンドです。お申込みやお取引の詳細に関しては、投資一任契約の内容をご覧ください。

2【換金（解約）手続等】

(1)解約の請求

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

(2)解約請求の締切時間

一部解約の実行の請求の受け付けについては、午後3時までに解約請求の申込みが行われ、かつ、その解約請求の申込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込み分とします。

(3)申込不可日

販売会社の営業日であっても、申込不可日には原則として受益権の一部解約の実行の請求ができません。（申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。）

(4)換金単位

1口単位または1円単位で一部解約の実行を請求することができます。

(5)換金価額

換金のお申込み日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額となります。

(6)換金制限

信託財産の資金管理を円滑に行なうため、大口換金には制限を設ける場合があります。

(7)換金代金の支払い

原則として一部解約の実行の請求日から起算して6営業日目から販売会社において支払います。

ただし、金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）により、投資対象資産の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、一部解約金の支払いを延期する場合があります。

(8)解約請求の受け付けの中止および取り消し

金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト

ト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消す場合があります。

また、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、信託約款の規定に準じて計算された価額とします。

(9)換金手続等に関する照会先

ファンドの換金（解約）手続等についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

当ファンドは、野村アセットマネジメント株式会社と投資一任契約を締結した投資者向けの専用ファンドです。お申込みやお取引の詳細に関しては、投資一任契約の内容をご覧ください。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

<基準価額の計算方法>

基準価額とは、計算日において、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
上場投資信託証券 (ETF)	原則として、基準価額計算日の金融商品取引所の最終相場で評価します。
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値で円換算を行ないます。

外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

< 受付時間 > 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

（２）【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

（３）【信託期間】

無期限とします(2022年4月28日設定)。

（４）【計算期間】

原則として、毎年3月30日から翌年3月29日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

（a）ファンドの繰上償還条項

委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより各ファンドにつき受益権の口数が30億口を下回った場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

（b）信託期間の終了

（ ）委託者は、上記「（a）ファンドの繰上償還条項」に従い信託期間を終了させるには、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

（ ）上記（ ）の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

（ ）上記（ ）の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

（ ）上記（ ）から（ ）までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じて

いる場合であって、上記()から()までに規定するこの信託契約の解約の行なうことが困難な場合には適用しません。

- () 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- () 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「(d)信託約款の変更等」の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(c) 運用報告書

ファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に対して交付します。

(d) 信託約款の変更等

- () 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- () 委託者は、上記()の事項（上記()の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- () 上記()の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- () 上記()の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- () 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- () 上記()から()までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- () 上記()から()の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(e) 公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(f) 受託者の辞任および解任に伴う取扱い

() 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、上記「(d) 信託約款の変更等」にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

() 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(g) 反対受益者の受益権買取請求の不適用

この信託は、受益者が一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(h) 他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所

2. 他の受益者が有する受益権の内容

(i) 関係法人との契約の更新に関する手続

委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

なお、運用の外部委託を行なう場合は、委託者と運用の委託先との間で締結する「運用指図に関する権限の委託契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から更新しない旨を書面によって通知がない限り、1年毎に自動的に更新されるものとします。但し、当該契約はファンドの償還日に終了するものとします。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

収益分配金に対する請求権

■ 収益分配金の支払い開始日 ■

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。販売会社でお受取りください。

累積投資契約を結んでいる場合には、税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。この場合の受益権の価額は、各計算期間終了日(決算日)の基準価額とします。

なお、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

■ 収益分配金請求権の失効 ■

受益者は、収益分配金を支払開始日から5年間支払請求しないと権利を失います。

償還金に対する請求権

■ 償還金の支払い開始日 ■

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までに支払いを開始します。

■ 償還金請求権の失効 ■

受益者は、償還金を支払開始日から10年間支払請求しないと権利を失います。

換金(解約)請求権

受益者は、一部解約の実行を請求することができます。詳しくは、前述の「2 換金（解約）手続等」をご参照下さい。

第3【ファンドの経理状況】

ゴールベーススラップ専用ファンド・レベル1
ゴールベーススラップ専用ファンド・レベル2
ゴールベーススラップ専用ファンド・レベル3
ゴールベーススラップ専用ファンド・レベル4
ゴールベーススラップ専用ファンド・レベル5

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期計算期間(2022年4月28日から2023年3月29日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【ゴールベースラップ専用ファンド・レベル１】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

第1期 (2023年 3月29日現在)	
資産の部	
流動資産	
預金	13,664
コール・ローン	4,275,804
投資信託受益証券	14,838,279
未収配当金	61,870
流動資産合計	19,189,617
資産合計	19,189,617
負債の部	
流動負債	
未払受託者報酬	2,646
未払委託者報酬	152,844
未払利息	2
その他未払費用	202
流動負債合計	155,694
負債合計	155,694
純資産の部	
元本等	
元本	20,234,367
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	1,200,444
元本等合計	19,033,923
純資産合計	19,033,923
負債純資産合計	19,189,617

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1期 自 2022年 4月28日 至 2023年 3月29日
営業収益	
受取配当金	164,671
受取利息	4,840
有価証券売買等損益	652,846
為替差損益	85,387
営業収益合計	568,722
営業費用	
支払利息	601
受託者報酬	4,602
委託者報酬	265,097
その他費用	127,054
営業費用合計	397,354
営業利益又は営業損失（ ）	966,076
経常利益又は経常損失（ ）	966,076
当期純利益又は当期純損失（ ）	966,076
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	-
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	234,368
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	234,368
分配金	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	1,200,444

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.運用資産の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 市場価格のない有価証券については基準価額で評価しております。
2.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3.費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
5.その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2022年 4月28日から2023年 3月29日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

第1期 2023年 3月29日現在	
1. 計算期間の末日における受益権の総数	20,234,367口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額	
元本の欠損	1,200,444円
3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	0.9407円
(10,000口当たり純資産額)	(9,407円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第1期 自 2022年 4月28日 至 2023年 3月29日	
1.分配金の計算過程	

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	0円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	0円
分配準備積立金額	D	0円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	0円
当ファンドの期末残存口数	F	20,234,367口
10,000口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	0円
10,000口当たり分配金額	H	0円
収益分配金金額	$I=F \times H/10,000$	0円

2. その他費用

その他費用のうち118,981円は、外貨建資産の保管等に要する費用であります。

3. 追加情報

2016年1月29日の日本銀行による「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入発表後、国内短期金融市場では利回り水準が低下しております。この影響により、利息に相当する額を当ファンドが実質的に負担する場合には受取利息のマイナスまたは支払利息として表示しております。

（金融商品に関する注記）

(1) 金融商品の状況に関する事項

第1期 自 2022年 4月28日 至 2023年 3月29日
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。 これらは、株価変動リスク、REITの価格変動リスク、金利変動リスク、金価格の変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

第1期 2023年 3月29日現在	
1．貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ ん。
2．時価の算定方法	投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としており ます。

（関連当事者との取引に関する注記）

第1期 自 2022年 4月28日 至 2023年 3月29日	
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていない ため、該当事項はございません。	

（その他の注記）

1 元本の移動

第1期 自 2022年 4月28日 至 2023年 3月29日	
期首元本額	- 円
期中追加設定元本額	20,234,367円
期中一部解約元本額	0円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第1期 自 2022年 4月28日 至 2023年 3月29日
	損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	95,679
合計	95,679

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2023年3月29日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2023年3月29日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考	
投資信託受益証券	日本円	NEXT FUNDS TOPIX連動型上場投信	590	1,229,560		
		NEXT FUNDS 日経225連動型上場投信	6	172,950		
		NEXT FUNDS 東証REIT指数連動型上場投信	90	172,665		
		NEXT FUNDS NASDAQ - 100 (R) (為替ヘッジなし) 連動型上場投信	20	340,200		
		NEXT FUNDS 国内債券・NOMURA-BPI総合連動型上場投信	5,870	5,604,089		
		NEXT FUNDS 外国債券・FTSE世界国債インデックス (除く日本・為替ヘッジなし) 連動型上場投信	400	383,120		
		NEXT FUNDS 外国債券・FTSE世界国債インデックス (除く日本・為替ヘッジあり) 連動型上場投信	470	391,745		
		NEXT FUNDS 外国株式・MSCI-KOKUSAI指数 (為替ヘッジなし) 連動型上場投信	1,500	2,443,500		
		NEXT FUNDS 外国株式・MSCI-KOKUSAI指数 (為替ヘッジあり) 連動型上場投信	290	380,770		
		NEXT FUNDS 外国REIT・S&P先進国REIT指数 (除く日本・為替ヘッジなし) 連動型上場投信	350	379,225		
		NEXT FUNDS 新興国株式・MSCIエマージング・マーケット・インデックス (為替ヘッジなし) 連動型上場投信	330	370,590		
		NEXT FUNDS ブルームバーグ米国投資適格社債 (1-10年) インデックス (為替ヘッジあり) 連動型上場投信	1,380	1,162,926		
	小計	銘柄数：12 組入時価比率：68.5%	11,296	13,031,340 87.8%		
	米ドル	iシェアーズ iBoxx 米ドル建て投資適格社債 ETF	25	2,699.50		
		iシェアーズ ゴールド・トラスト	221	8,272.03		
		SPDR(R) ブルームバーグ・ハイ・イールド債券ETF	31	2,792.48		
		小計	銘柄数：3 組入時価比率：9.5%	277	13,764.01 (1,806,939) 12.2%	
		合計			14,838,279	

		(1,806,939)	
--	--	-------------	--

- (注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。
- (注2)外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。
- (注3)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。
- (注4)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第 2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ゴールベースラップ専用ファンド・レベル２】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

第1期 (2023年 3月29日現在)	
資産の部	
流動資産	
預金	10,592
コール・ローン	4,954,010
投資信託受益証券	24,192,111
未収配当金	112,248
流動資産合計	29,268,961
資産合計	29,268,961
負債の部	
流動負債	
未払受託者報酬	4,060
未払委託者報酬	231,559
未払利息	2
その他未払費用	341
流動負債合計	235,962
負債合計	235,962
純資産の部	
元本等	
元本	30,835,504
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	1,802,505
元本等合計	29,032,999
純資産合計	29,032,999
負債純資産合計	29,268,961

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1期 自 2022年 4月28日 至 2023年 3月29日
営業収益	
受取配当金	388,937
受取利息	6,326
有価証券売買等損益	845,795
為替差損益	63,193
営業収益合計	387,339
営業費用	
支払利息	730
受託者報酬	7,782
委託者報酬	444,935
その他費用	126,215
営業費用合計	579,662
営業利益又は営業損失（ ）	967,001
経常利益又は経常損失（ ）	967,001
当期純利益又は当期純損失（ ）	967,001
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	-
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	835,504
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	835,504
分配金	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	1,802,505

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 市場価格のない有価証券については基準価額で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
5. その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2022年 4月28日から2023年 3月29日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

第1期 2023年 3月29日現在	
1. 計算期間の末日における受益権の総数	30,835,504口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額	
元本の欠損	1,802,505円
3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	0.9415円
(10,000口当たり純資産額)	(9,415円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第1期 自 2022年 4月28日 至 2023年 3月29日	
1. 分配金の計算過程	

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	0円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	0円
分配準備積立金額	D	0円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	0円
当ファンドの期末残存口数	F	30,835,504口
10,000口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	0円
10,000口当たり分配金額	H	0円
収益分配金金額	$I=F \times H/10,000$	0円

2. その他費用

その他費用のうち117,856円は、外貨建資産の保管等に要する費用であります。

3. 追加情報

2016年1月29日の日本銀行による「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入発表後、国内短期金融市場では利回り水準が低下しております。この影響により、利息に相当する額を当ファンドが実質的に負担する場合には受取利息のマイナスまたは支払利息として表示しております。

（金融商品に関する注記）

(1) 金融商品の状況に関する事項

第1期 自 2022年 4月28日 至 2023年 3月29日
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。 これらは、株価変動リスク、REITの価格変動リスク、金利変動リスク、金価格の変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

第1期 2023年 3月29日現在	
1．貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ ん。
2．時価の算定方法	投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としており ます。

（関連当事者との取引に関する注記）

第1期 自 2022年 4月28日 至 2023年 3月29日	
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていない ため、該当事項はございません。	

（その他の注記）

1 元本の移動

第1期 自 2022年 4月28日 至 2023年 3月29日	
期首元本額	- 円
期中追加設定元本額	30,835,504円
期中一部解約元本額	0円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第1期 自 2022年 4月28日 至 2023年 3月29日
	損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	125,477
合計	125,477

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2023年3月29日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2023年3月29日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	NEXT FUNDS TOPIX連動型上場投信	1,290	2,688,360	
		NEXT FUNDS 日経225連動型上場投信	21	605,325	
		NEXT FUNDS 東証REIT指数連動型上場投信	150	287,775	
		NEXT FUNDS NASDAQ - 100 (R) (為替ヘッジなし) 連動型上場投信	30	510,300	
		NEXT FUNDS 国内債券・NOMURA-BPI総合連動型上場投信	5,540	5,289,038	
		NEXT FUNDS 外国債券・FTSE世界国債インデックス(除く日本・為替ヘッジなし) 連動型上場投信	600	574,680	
		NEXT FUNDS 外国債券・FTSE世界国債インデックス(除く日本・為替ヘッジあり) 連動型上場投信	720	600,120	
		NEXT FUNDS 外国株式・MSCI-KOKUSAI指数(為替ヘッジなし) 連動型上場投信	4,270	6,955,830	
		NEXT FUNDS 外国株式・MSCI-KOKUSAI指数(為替ヘッジあり) 連動型上場投信	770	1,011,010	
		NEXT FUNDS 外国REIT・S&P先進国REIT指数(除く日本・為替ヘッジなし) 連動型上場投信	650	704,275	
		NEXT FUNDS 新興国株式・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(為替ヘッジなし) 連動型上場投信	770	864,710	
		NEXT FUNDS ブルームバーグ米国投資適格社債(1-10年)インデックス(為替ヘッジあり) 連動型上場投信	2,130	1,794,951	
	小計	銘柄数：12 組入時価比率：75.4%	16,941	21,886,374 90.5%	
	米ドル	iシェアーズ iBoxx 米ドル建て投資適格社債 ETF	39	4,211.22	
		iシェアーズ ゴールド・トラスト	219	8,197.17	
		SPDR(R) ブルームバーグ・ハイ・イールド債券ETF	47	4,233.76	
		インベスコ QQQ信託シリーズ1	3	921.36	
	小計	銘柄数：4	308	17,563.51 (2,305,737)	

		組入時価比率：7.9%		9.5%	
合計				24,192,111	
				(2,305,737)	

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注3)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注4)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ゴールベースラップ専用ファンド・レベル3】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

第1期 (2023年 3月29日現在)	
資産の部	
流動資産	
預金	4,210
コール・ローン	399,871
投資信託受益証券	9,060,726
未収配当金	43,237
流動資産合計	9,508,044
資産合計	9,508,044
負債の部	
流動負債	
未払受託者報酬	1,330
未払委託者報酬	74,854
その他未払費用	127
流動負債合計	76,311
負債合計	76,311
純資産の部	
元本等	
元本	10,000,000
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金 ()	568,267
元本等合計	9,431,733
純資産合計	9,431,733
負債純資産合計	9,508,044

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1期	
	自 2022年 4月28日	至 2023年 3月29日
営業収益		
受取配当金		159,913
受取利息		1,867
有価証券売買等損益		511,033
為替差損益		73,141
営業収益合計		276,112
営業費用		
支払利息		101
受託者報酬		2,955
委託者報酬		166,744
その他費用		122,355
営業費用合計		292,155
営業利益又は営業損失（ ）		568,267
経常利益又は経常損失（ ）		568,267
当期純利益又は当期純損失（ ）		568,267
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		-
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		-
剰余金増加額又は欠損金減少額		-
剰余金減少額又は欠損金増加額		-
分配金		-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		568,267

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 市場価格のない有価証券については基準価額で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
5. その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2022年 4月28日から2023年 3月29日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

第1期 2023年 3月29日現在	
1. 計算期間の末日における受益権の総数	10,000,000口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額	
元本の欠損	568,267円
3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	0.9432円
(10,000口当たり純資産額)	(9,432円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第1期 自 2022年 4月28日 至 2023年 3月29日	
1. 分配金の計算過程	

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	0円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	0円
分配準備積立金額	D	0円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	0円
当ファンドの期末残存口数	F	10,000,000口
10,000口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	0円
10,000口当たり分配金額	H	0円
収益分配金金額	$I=F \times H/10,000$	0円

2. その他費用

その他費用のうち114,374円は、外貨建資産の保管等に要する費用であります。

3. 追加情報

2016年1月29日の日本銀行による「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入発表後、国内短期金融市場では利回り水準が低下しております。この影響により、利息に相当する額を当ファンドが実質的に負担する場合には受取利息のマイナスまたは支払利息として表示しております。

（金融商品に関する注記）

(1) 金融商品の状況に関する事項

第1期 自 2022年 4月28日 至 2023年 3月29日
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。 これらは、株価変動リスク、REITの価格変動リスク、金利変動リスク、金価格の変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

第1期 2023年 3月29日現在	
1．貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2．時価の算定方法	投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（関連当事者との取引に関する注記）

第1期 自 2022年 4月28日 至 2023年 3月29日	
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	

（その他の注記）

1 元本の移動

第1期 自 2022年 4月28日 至 2023年 3月29日	
期首元本額	- 円
期中追加設定元本額	10,000,000円
期中一部解約元本額	0円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第1期 自 2022年 4月28日 至 2023年 3月29日
	損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	158,332
合計	158,332

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2023年3月29日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2023年3月29日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	NEXT FUNDS TOPIX連動型上場投信	500	1,042,000	
		NEXT FUNDS 日経225連動型上場投信	7	201,775	
		NEXT FUNDS 東証REIT指数連動型上場投信	50	95,925	
		NEXT FUNDS NASDAQ - 100 (R) (為替ヘッジなし) 連動型上場投信	15	255,150	
		NEXT FUNDS 国内債券・NOMURA-BPI総合連動型上場投信	1,290	1,231,563	
		NEXT FUNDS 外国債券・FTSE世界国債インデックス(除く日本・為替ヘッジなし) 連動型上場投信	280	268,184	
		NEXT FUNDS 外国債券・FTSE世界国債インデックス(除く日本・為替ヘッジあり) 連動型上場投信	250	208,375	
		NEXT FUNDS 外国株式・MSCI-KOKUSAI指数(為替ヘッジなし) 連動型上場投信	1,890	3,078,810	
		NEXT FUNDS 外国株式・MSCI-KOKUSAI指数(為替ヘッジあり) 連動型上場投信	260	341,380	
		NEXT FUNDS 外国REIT・S&P先進国REIT指数(除く日本・為替ヘッジなし) 連動型上場投信	300	325,050	
		NEXT FUNDS 新興国株式・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(為替ヘッジなし) 連動型上場投信	340	381,820	
		NEXT FUNDS ブルームバーグ米国投資適格社債(1-10年)インデックス(為替ヘッジあり) 連動型上場投信	690	581,463	
	小計	銘柄数：12 組入時価比率：84.9%	5,872	8,011,495 88.4%	
	米ドル	iシェアーズ iBoxx 米ドル建て投資適格社債 ETF	19	2,051.62	
		iシェアーズ ゴールド・トラスト	98	3,668.14	
		SPDR(R) ブルームバーグ・ハイ・イールド債券ETF	15	1,351.20	
		インベスコ QQQ信託シリーズ1	3	921.36	
	小計	銘柄数：4	135	7,992.32 (1,049,231)	

		組入時価比率：11.1%		11.6%	
合計				9,060,726	
				(1,049,231)	

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注3)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注4)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ゴールベースラップ専用ファンド・レベル4】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

第1期 (2023年 3月29日現在)	
資産の部	
流動資産	
預金	7,837
コール・ローン	513,082
投資信託受益証券	37,331,469
未収入金	225,483
未収配当金	180,172
流動資産合計	38,258,043
資産合計	38,258,043
負債の部	
流動負債	
未払受託者報酬	5,311
未払委託者報酬	300,064
その他未払費用	483
流動負債合計	305,858
負債合計	305,858
純資産の部	
元本等	
元本	40,042,678
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	2,090,493
元本等合計	37,952,185
純資産合計	37,952,185
負債純資産合計	38,258,043

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1期 自 2022年 4月28日 至 2023年 3月29日
営業収益	
受取配当金	443,848
受取利息	7,085
有価証券売買等損益	1,665,755
為替差損益	222,119
営業収益合計	1,436,941
営業費用	
支払利息	236
受託者報酬	8,154
委託者報酬	460,802
その他費用	141,682
営業費用合計	610,874
営業利益又は営業損失（ ）	2,047,815
経常利益又は経常損失（ ）	2,047,815
当期純利益又は当期純損失（ ）	2,047,815
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	-
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	42,678
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	42,678
分配金	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	2,090,493

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.運用資産の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 市場価格のない有価証券については基準価額で評価しております。
2.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3.費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
5.その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2022年 4月28日から2023年 3月29日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

第1期 2023年 3月29日現在	
1. 計算期間の末日における受益権の総数	40,042,678口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額	
元本の欠損	2,090,493円
3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	0.9478円
(10,000口当たり純資産額)	(9,478円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第1期 自 2022年 4月28日 至 2023年 3月29日	
1.分配金の計算過程	

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	0円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	84,096円
分配準備積立金額	D	0円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	84,096円
当ファンドの期末残存口数	F	40,042,678口
10,000口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	21円
10,000口当たり分配金額	H	0円
収益分配金金額	$I=F \times H/10,000$	0円

2. その他費用

その他費用のうち133,244円は、外貨建資産の保管等に要する費用であります。

3. 追加情報

2016年1月29日の日本銀行による「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入発表後、国内短期金融市場では利回り水準が低下しております。この影響により、利息に相当する額を当ファンドが実質的に負担する場合には受取利息のマイナスまたは支払利息として表示しております。

（金融商品に関する注記）

(1) 金融商品の状況に関する事項

第1期 自 2022年 4月28日 至 2023年 3月29日
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。 これらは、株価変動リスク、REITの価格変動リスク、金利変動リスク、金価格の変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

第1期 2023年 3月29日現在	
1．貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2．時価の算定方法	投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（関連当事者との取引に関する注記）

第1期 自 2022年 4月28日 至 2023年 3月29日	
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	

（その他の注記）

1 元本の移動

第1期 自 2022年 4月28日 至 2023年 3月29日	
期首元本額	- 円
期中追加設定元本額	40,042,678円
期中一部解約元本額	0円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第1期 自 2022年 4月28日 至 2023年 3月29日
	損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	861,785
合計	861,785

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2023年3月29日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2023年3月29日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	NEXT FUNDS TOPIX連動型上場投信	2,460	5,126,640	
		NEXT FUNDS 日経225連動型上場投信	27	778,275	
		NEXT FUNDS 東証REIT指数連動型上場投信	290	556,365	
		NEXT FUNDS NASDAQ - 100 (R) (為替ヘッジなし) 連動型上場投信	60	1,020,600	
		NEXT FUNDS 国内債券・NOMURA-BPI総合連動型上場投信	2,390	2,281,733	
		NEXT FUNDS 外国債券・FTSE世界国債インデックス(除く日本・為替ヘッジなし) 連動型上場投信	1,090	1,044,002	
		NEXT FUNDS 外国債券・FTSE世界国債インデックス(除く日本・為替ヘッジあり) 連動型上場投信	940	783,490	
		NEXT FUNDS 外国株式・MSCI-KOKUSAI指数(為替ヘッジなし) 連動型上場投信	9,370	15,263,730	
		NEXT FUNDS 外国株式・MSCI-KOKUSAI指数(為替ヘッジあり) 連動型上場投信	580	761,540	
		NEXT FUNDS 外国REIT・S&P先進国REIT指数(除く日本・為替ヘッジなし) 連動型上場投信	1,340	1,451,890	
		NEXT FUNDS 新興国株式・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(為替ヘッジなし) 連動型上場投信	1,700	1,909,100	
		NEXT FUNDS ブルームバーグ米国投資適格社債(1-10年)インデックス(為替ヘッジあり) 連動型上場投信	2,300	1,938,210	
	小計	銘柄数：12 組入時価比率：86.7%	22,547	32,915,575 88.2%	
	米ドル	iシェアーズ iBoxx 米ドル建て投資適格社債 ETF	80	8,638.40	
		iシェアーズ ゴールド・トラスト	398	14,897.14	
		SPDR(R) ブルームバーグ・ハイ・イールド債券ETF	61	5,494.88	
		インベスコ QQQ信託シリーズ1	15	4,606.80	
	小計	銘柄数：4	554	33,637.22 (4,415,894)	

		組入時価比率：11.6%		11.8%	
合計				37,331,469	
				(4,415,894)	

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注3)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注4)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ゴールベースラップ専用ファンド・レベル5】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

第1期 (2023年 3月29日現在)	
資産の部	
流動資産	
預金	1,055,923
コール・ローン	1,869,806
投資信託受益証券	19,171,789
未収配当金	45,798
流動資産合計	22,143,316
資産合計	22,143,316
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	565
未払金	2,581,767
未払受託者報酬	1,341
未払委託者報酬	75,242
その他未払費用	127
流動負債合計	2,659,042
負債合計	2,659,042
純資産の部	
元本等	
元本	20,818,998
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	1,334,724
元本等合計	19,484,274
純資産合計	19,484,274
負債純資産合計	22,143,316

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1期 自 2022年 4月28日 至 2023年 3月29日
営業収益	
受取配当金	182,440
受取利息	1,499
有価証券売買等損益	428,619
為替差損益	15,153
営業収益合計	229,527
営業費用	
支払利息	34
受託者報酬	2,957
委託者報酬	166,110
その他費用	117,097
営業費用合計	286,198
営業利益又は営業損失（ ）	515,725
経常利益又は経常損失（ ）	515,725
当期純利益又は当期純損失（ ）	515,725
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	-
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	818,999
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	818,999
分配金	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	1,334,724

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.運用資産の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 市場価格のない有価証券については基準価額で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3.費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。
5.その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2022年 4月28日から2023年 3月29日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

第1期 2023年 3月29日現在	
1. 計算期間の末日における受益権の総数	20,818,998口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額	
元本の欠損	1,334,724円
3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	0.9359円
(10,000口当たり純資産額)	(9,359円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第1期

自 2022年 4月28日

至 2023年 3月29日

1. 分配金の計算過程

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	0円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	0円
分配準備積立金額	D	0円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	0円
当ファンドの期末残存口数	F	20,818,998口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	0円
10,000口当たり分配金額	H	0円
収益分配金金額	I=F × H/10,000	0円

2. その他費用

その他費用のうち109,116円は、外貨建資産の保管等に要する費用であります。

3. 追加情報

2016年1月29日の日本銀行による「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入発表後、国内短期金融市場では利回り水準が低下しております。この影響により、利息に相当する額を当ファンドが実質的に負担する場合には受取利息のマイナスまたは支払利息として表示しております。

（金融商品に関する注記）

(1) 金融商品の状況に関する事項

第1期

自 2022年 4月28日

至 2023年 3月29日

1. 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。

当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。

これらは、株価変動リスク、REITの価格変動リスク、金利変動リスク、金価格の変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。

当ファンドは、信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。

3. 金融商品に係るリスク管理体制

委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。

○市場リスクの管理

市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。

○信用リスクの管理

信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。

○流動性リスクの管理

流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

第1期 2023年 3月29日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。
派生商品評価勘定	デリバティブ取引については、(その他の注記)の 3 デリバティブ取引関係に記載しております。
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(関連当事者との取引に関する注記)

第1期 自 2022年 4月28日 至 2023年 3月29日	
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	

(その他の注記)

1 元本の移動

第1期 自 2022年 4月28日 至 2023年 3月29日	
期首元本額	- 円
期中追加設定元本額	20,818,998円
期中一部解約元本額	0円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第1期 自 2022年 4月28日 至 2023年 3月29日
	損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	120,453
合計	120,453

3 デリバティブ取引関係

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

種類	第1期(2023年 3月29日現在)			
	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
		うち1年超		
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
買建	185,642	-	185,077	565
米ドル	185,642	-	185,077	565
合計	185,642	-	185,077	565

（注）時価の算定方法

1 為替予約取引

1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

（４）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2023年3月29日現在)

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券(2023年3月29日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	NEXT FUNDS TOPIX連動型上場投信	1,310	2,730,040	
		NEXT FUNDS 日経225連動型上場投信	13	374,725	
		NEXT FUNDS 東証REIT指数連動型上場投信	150	287,775	
		NEXT FUNDS NASDAQ - 100 (R) (為替ヘッジなし) 連動型上場投信	33	561,330	
		NEXT FUNDS 国内債券・NOMURA-BPI総合連動型上場投信	200	190,940	
		NEXT FUNDS 外国債券・FTSE世界国債インデックス(除く日本・為替ヘッジなし) 連動型上場投信	600	574,680	
		NEXT FUNDS 外国債券・FTSE世界国債インデックス(除く日本・為替ヘッジあり) 連動型上場投信	460	383,410	
		NEXT FUNDS 外国株式・MSCI-KOKUSAI指数(為替ヘッジなし) 連動型上場投信	5,200	8,470,800	
		NEXT FUNDS 外国株式・MSCI-KOKUSAI指数(為替ヘッジあり) 連動型上場投信	290	380,770	
		NEXT FUNDS 外国REIT・S&P先進国REIT指数(除く日本・為替ヘッジなし) 連動型上場投信	860	931,810	
		NEXT FUNDS 新興国株式・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(為替ヘッジなし) 連動型上場投信	960	1,078,080	
		NEXT FUNDS ブルームバーグ米国投資適格社債(1-10年)インデックス(為替ヘッジあり) 連動型上場投信	920	775,284	
	小計	銘柄数：12 組入時価比率：85.9%	10,996	16,739,644 87.3%	
	米ドル	iシェアーズ iBoxx 米ドル建て投資適格社債 ETF	39	4,211.22	
		iシェアーズ ゴールド・トラスト	234	8,758.62	
		SPDR(R) ブルームバーグ・ハイ・イールド債券ETF	31	2,792.48	
		インベスコ QQQ信託シリーズ1	9	2,764.08	
	小計	銘柄数：4 組入時価比率：12.5%	313	18,526.40 (2,432,145) 12.7%	
合計				19,171,789 (2,432,145)	

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注3)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注4)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

財務諸表における注記事項として記載しているため省略しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

ゴールベースラップ専用ファンド・レベル1

2023年4月28日現在

資産総額	39,514,703円
負債総額	41,561円
純資産総額（ - ）	39,473,142円
発行済口数	41,317,123口
1口当たり純資産額（ / ）	0.9554円

ゴールベースラップ専用ファンド・レベル2

2023年4月28日現在

資産総額	29,862,856円
負債総額	46,225円
純資産総額（ - ）	29,816,631円
発行済口数	30,835,504口
1口当たり純資産額（ / ）	0.9670円

ゴールベースラップ専用ファンド・レベル3

2023年4月28日現在

資産総額	9,850,843円
負債総額	82,852円
純資産総額（ - ）	9,767,991円
発行済口数	10,000,000口
1口当たり純資産額（ / ）	0.9768円

ゴールベースラップ専用ファンド・レベル4

2023年4月28日現在

資産総額	39,882,492円
負債総額	314,930円
純資産総額（ - ）	39,567,562円
発行済口数	40,042,678口
1口当たり純資産額（ / ）	0.9881円

ゴールベースラップ専用ファンド・レベル5

2023年4月28日現在

資産総額	20,488,397円
負債総額	98,922円
純資産総額（ - ）	20,389,475円
発行済口数	20,818,998口
1口当たり純資産額（ / ）	0.9794円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換えの事務等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

委託者は、上記の振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(5) 受益権の再分割

委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載又は記録の受益権の取扱い

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

2023年5月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数 20,000,000株

発行済株式総数 5,150,693株

過去5年間ににおける主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2)会社の機構

(a)会社の意思決定機構

当社は監査等委員会設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表取締役および監査等委員会を設けております。各機関の権限は以下のとおりです。

株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の重要事項の承認等を行います。

取締役会

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また代表取締役等を選任し、取締役の職務の執行を監督します。

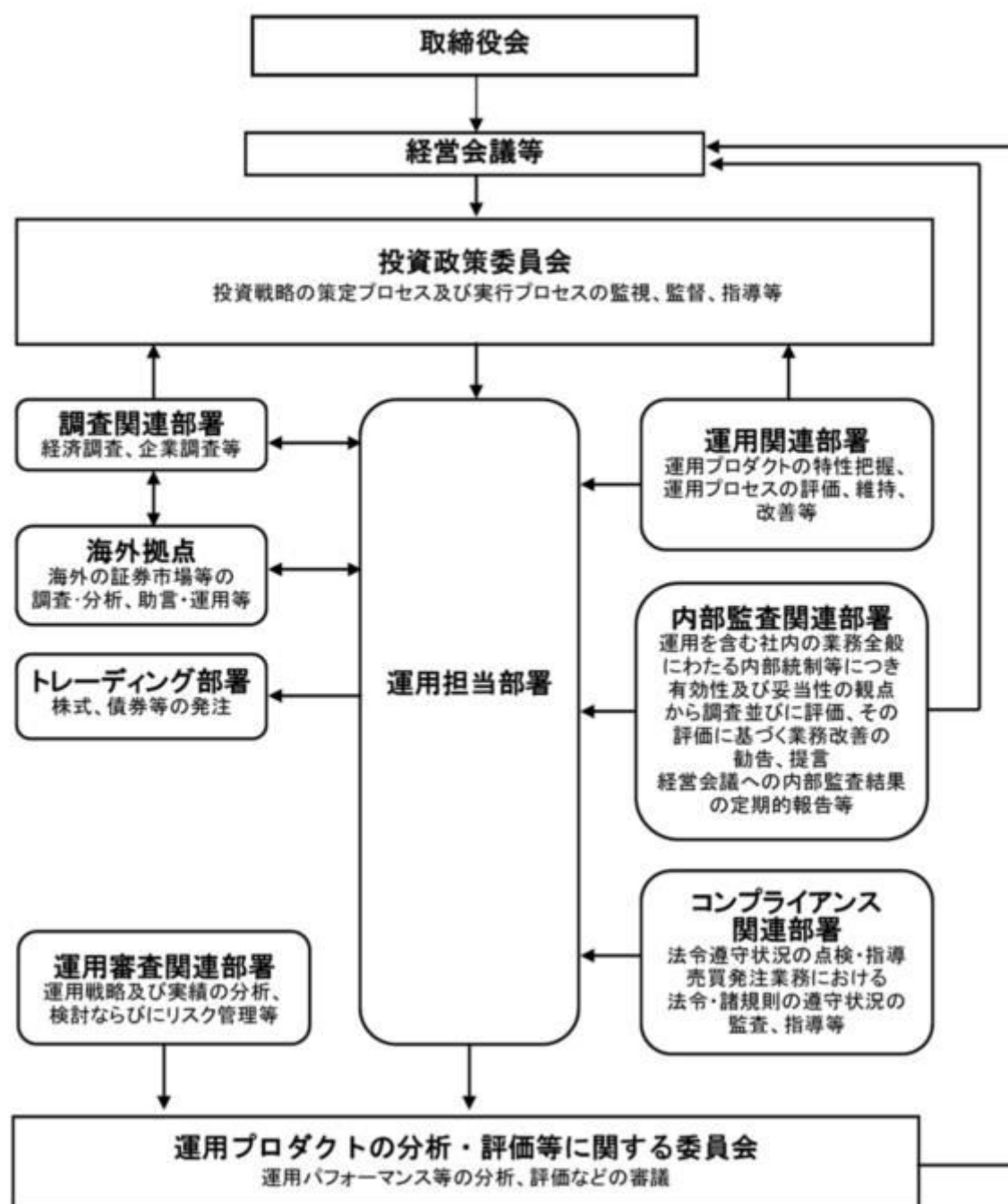
代表取締役・業務執行取締役

代表取締役を含む各業務執行取締役は、当社の業務の執行を行います。代表取締役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表取締役を含む業務執行取締役で構成される経営会議が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役員が含まれます。

監査等委員会

監査等委員である取締役3名以上（但し、過半数は社外取締役）で構成され、取締役の職務執行の適法性および妥当性に関する監査を行うとともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容や監査等委員である取締役以外の取締役の選任・解任・辞任および報酬等についての監査等委員会としての意見を決定します。

(b)投資信託の運用体制



2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は2023年4月28日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)。

種類	本数	純資産総額(百万円)
----	----	------------

追加型株式投資信託	1,000	40,866,776
単位型株式投資信託	195	825,196
追加型公社債投資信託	14	6,189,308
単位型公社債投資信託	476	1,059,426
合計	1,685	48,940,707

３【委託会社等の経理状況】

１．委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

２．財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

３．委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2021年4月1日から2022年3月31日まで)の財務諸表ならびに中間会計期間(2022年4月1日から2022年9月30日まで)の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査及び中間監査を受けております。

(１)【貸借対照表】

		前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)
(資産の部)			
流動資産			
現金・預金		4,281	2,006
金銭の信託		35,912	35,894
有価証券		30,400	29,300
前払金		-	11
前払費用		167	454
未収入金		632	694
未収委託者報酬		24,499	27,176
未収運用受託報酬		4,347	4,002
短期貸付金		-	1,835
その他		268	57
貸倒引当金		14	15
流動資産計		100,496	101,417
固定資産			
有形固定資産		2,666	1,744

建物	2	1,935		1,219	
器具備品	2	731		525	
無形固定資産			5,429		5,210
ソフトウェア		5,428		5,209	
その他		0		0	
投資その他の資産			16,487		16,067
投資有価証券		1,767		2,201	
関係会社株式		9,942		9,214	
長期差入保証金		330		443	
長期前払費用		15		13	
前払年金費用		1,301		1,297	
繰延税金資産		3,008		2,784	
その他		122		112	
固定資産計			24,583		23,023
資産合計			125,080		124,440

		前事業年度 (2021年3月31日)		当事業年度 (2022年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
(負債の部)					
流動負債					
預り金			123		120
未払金			16,948		17,615
未払収益分配金		0		0	
未払償還金		8		17	
未払手数料		7,256		8,357	
関係会社未払金		8,671		8,149	
その他未払金		1,011		1,089	
未払費用	1		9,171		9,512
未払法人税等			2,113		1,319
前受収益			22		22
賞与引当金			3,795		4,416
その他			-		121
流動負債計			32,175		33,127
固定負債					
退職給付引当金			3,299		3,194
時効後支払損引当金			580		588
資産除去債務			1,371		1,123
固定負債計			5,250		4,905
負債合計			37,425		38,033
(純資産の部)					
株主資本			87,596		86,232
資本金			17,180		17,180
資本剰余金			13,729		13,729
資本準備金		11,729		11,729	
その他資本剰余金		2,000		2,000	
利益剰余金			56,686		55,322
利益準備金		685		685	
その他利益剰余金		56,001		54,637	
別途積立金		24,606		24,606	

繰越利益剰余金		31,395		30,030	
評価・換算差額等			57		174
その他有価証券評価差額金			57		174
純資産合計			87,654		86,407
負債・純資産合計			125,080		124,440

(2) 【損益計算書】

		前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)		当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業収益					
委託者報酬			106,355		115,733
運用受託報酬			16,583		17,671
その他営業収益			428		530
営業収益計			123,367		133,935
営業費用					
支払手数料			34,739		39,087
広告宣伝費			1,005		804
公告費			0		0
調査費			24,506		26,650
調査費		5,532		4,867	
委託調査費		18,974		21,783	
委託計算費			1,358		1,384
営業雑経費			4,149		3,094
通信費		73		72	
印刷費		976		918	
協会費		88		79	
諸経費		3,011		2,023	
営業費用計			65,760		71,021
一般管理費					
給料			10,985		12,033
役員報酬		147		229	
給料・手当		7,156		7,375	
賞与		3,682		4,427	
交際費			35		47
旅費交通費			64		65
租税公課			1,121		1,049
不動産賃借料			1,147		1,432
退職給付費用			1,267		1,212
固定資産減価償却費			2,700		2,525
諸経費			10,739		11,190
一般管理費計			28,063		29,556
営業利益			29,542		33,357

		前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)		当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業外収益					
受取配当金	1	4,540		3,530	
受取利息		0		10	
金銭の信託運用益		1,698		-	
その他		447		1,268	
営業外収益計			6,687		4,809
営業外費用					
金銭の信託運用損		-		1,387	
時効後支払損引当金繰入額		13		12	
為替差損		26		23	
その他		32		266	
営業外費用計			72		1,689
経常利益			36,157		36,477
特別利益					
投資有価証券等売却益		71		26	
株式報酬受入益		48		53	
固定資産売却益		-		9	
資産除去債務履行差額		-		141	
移転補償金		2,077		-	
特別利益計			2,197		230
特別損失					
投資有価証券等売却損		-		0	
投資有価証券等評価損		36		-	
関係会社株式評価損		582		727	
固定資産除却損	2	105		374	
資産除去債務履行差額		-		0	
事務所移転費用		406		54	
特別損失計			1,129		1,158
税引前当期純利益			37,225		35,549
法人税、住民税及び事業税			11,239		10,474
法人税等調整額			290		171
当期純利益			26,276		24,904

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2020年4月 1 日 至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

株主資本								
資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本合計	
	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
					別途積立金	繰越利益		

							剰余金		
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	29,069	54,360	85,270
当期変動額									
剰余金の配当							23,950	23,950	23,950
当期純利益							26,276	26,276	26,276
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	2,326	2,326	2,326
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	31,395	56,686	87,596

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	10	10	85,281
当期変動額			
剰余金の配当			23,950
当期純利益			26,276
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	46	46	46
当期変動額合計	46	46	2,372
当期末残高	57	57	87,654

当事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株 主 資 本 合 計
		資 本 準備金	その他 資 本 剰余金	資 本 剰余金 合 計	利 益 準備金	その他利益剰余金		利 益 剰余金 合 計	
						別 途 積立金	繰 越 利 益 剰余金		
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	31,395	56,686	87,596
当期変動額									
剰余金の配当							26,268	26,268	26,268
当期純利益							24,904	24,904	24,904

株主資本以外の 項目の当期 変動額（純 額）									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	1,364	1,364	1,364
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	30,030	55,322	86,232

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	57	57	87,654
当期変動額			
剰余金の配当			26,268
当期純利益			24,904
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）	116	116	116
当期変動額合計	116	116	1,247
当期末残高	174	174	86,407

[重要な会計方針]

1．有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 ... 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 時価のあるもの ... 決算期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、 売却原価は移動平均法により算定しております。) 時価のないもの ... 移動平均法による原価法						
2．金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法						
3．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	時価法						
4．外貨建の資産又は負債の本邦通貨 への換算基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。						
5．固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下の通りであります。 <table> <tr> <td>建物</td> <td>6年</td> </tr> <tr> <td>附属設備</td> <td>6～15年</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>4～15年</td> </tr> </table>	建物	6年	附属設備	6～15年	器具備品	4～15年
建物	6年						
附属設備	6～15年						
器具備品	4～15年						

6．引当金の計上基準	(2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(５年)に基づく定額法によっております。 (1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企业年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 確定給付型企业年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企业年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。 (4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。
7．収益及び費用の計上基準	当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。 委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年４回、もしくは年２回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。 運用受託報酬 運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき契約期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を顧問口座によって主に年４回、もしくは年２回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。 成功報酬 成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。
8．消費税等の会計処理方法	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当期の費用として処理しております。

9. 連結納税制度の適用	連結納税制度を適用しております。 なお、当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。
--------------	--

[会計上の見積りに関する注記]

該当事項はありません。

[会計方針の変更]

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。

これにより、営業外収益に計上しておりますシステム利用サービスに係る収益について、従来は、当該システム利用サービスに係るシステム関連費用を控除し、純額で認識しておりましたが、控除せず、総額で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に反映させ、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

これによる財務諸表に与える影響は軽微であります。

なお、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る「収益認識に関する注記」については記載しておりません。

（時価の算定に関する会計基準の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。これによる財務諸表に与える影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。ただし、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日）第7-4項に定める経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前事業年度に係るものについては記載しておりません。

[未適用の会計基準等]

- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）

（1）概要

投資信託の時価の算定及び注記に関する取扱い並びに貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資の時価の注記に関する取扱いが定められました。

（2）適用予定日

2023年3月期の期首より適用予定であります。

（３）当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

・「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日 企業会計基準委員会）

（１）概要

2020年3月27日に成立した「所得税法等の一部を改正する法律」（令和２年法律第８号）において、連結納税制度を見直しグループ通算制度へ移行することとされたことを受け、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを明らかにすることを目的として企業基準委員会から公表されたものです。

（２）適用予定日

2023年3月期の期首より適用予定であります。

（３）当該会計基準等の適用による影響

「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

[注記事項]

貸借対照表関係

前事業年度末 (2021年3月31日)	当事業年度末 (2022年3月31日)
１．関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払費用 1,256百万円	１．関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払費用 1,223百万円
２．有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 346百万円 器具備品 643 合計 990	２．有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 589百万円 器具備品 618 合計 1,207

損益計算書関係

前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 4,334百万円	1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 3,525百万円
2. 固定資産除却損 建物 -百万円 器具備品 2 ソフトウェア 102 合計 105	2. 固定資産除却損 建物 346百万円 器具備品 28 ソフトウェア - 合計 374

株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2020年5月19日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	23,950百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	4,650円
基準日	2020年3月31日
効力発生日	2020年6月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2021年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	26,268百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	5,100円
基準日	2021年3月31日
効力発生日	2021年6月30日

当事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

（１）配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2021年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	26,268百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	5,100円
基準日	2021年3月31日
効力発生日	2021年6月30日

（２）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2022年5月18日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	24,877百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	4,830円
基準日	2022年3月31日
効力発生日	2022年6月30日

金融商品関係

前事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

（２）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとん

どないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	4,281	4,281	-
(2)金銭の信託	35,912	35,912	-
(3)未収委託者報酬	24,499	24,499	-
(4)未収運用受託報酬	4,347	4,347	-
(5)有価証券及び投資有価証券	30,400	30,400	-
その他有価証券	30,400	30,400	-
資産計	99,441	99,441	-
(6)未払金	16,948	16,948	-
未払収益分配金	0	0	-
未払償還金	8	8	-
未払手数料	7,256	7,256	-
関係会社未払金	8,671	8,671	-
その他未払金	1,011	1,011	-
(7)未払費用	9,171	9,171	-
(8)未払法人税等	2,113	2,113	-
負債計	28,233	28,233	-

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引

先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注2：非上場株式等（貸借対照表計上額：投資有価証券1,767百万円、関係会社株式9,942百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。なお、当事業年度において、非上場株式について618百万円（投資有価証券35百万円、関係会社株式582百万円）減損処理を行っております。

注3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	4,281	-	-	-
金銭の信託	35,912	-	-	-
未収委託者報酬	24,499	-	-	-
未収運用受託報酬	4,347	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	30,400	-	-	-
合計	99,441	-	-	-

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的と

して、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

（２）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

２．金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 金銭の信託	35,894	35,894	-
資産計	35,894	35,894	-
(2) その他（デリバティブ取引）	121	121	-
負債計	121	121	-

(注) 1 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、有価証券、短期貸付金、未払金、未払費用、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注) 2 投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	当事業年度（百万円）
市場価格のない株式等（ ）1.2	9,529
組合出資金等	1,886
合計	11,415

（ ）1 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

2 非上場株式等について、当事業年度において727百万円減損処理を行っております。

（注）3 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	2,006	-	-	-
金銭の信託	35,894	-	-	-
未収委託者報酬	27,176	-	-	-
未収運用受託報酬	4,002	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	29,300	-	-	-
短期貸付金	1,835			
合計	100,215	-	-	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

区分	貸借対照表計上額（単位：百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託（運用目的・その他）（ ）	-	1,736	-	1,736
資産計	-	1,736	-	1,736
デリバティブ取引（通貨関連）	-	121	-	121
負債計	-	121	-	121

（ ）時価算定適用指針第26項に従い経過措置を適用し、投資信託を主要な構成物とする金銭の信託34,157百万円は表中に含まれておりません。

（注1）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル２の時価に分類しております。

有価証券関係

前事業年度（自 2020年4月 1 日 至 2021年3月31日）

１．売買目的有価証券(2021年3月31日)

該当事項はありません。

２．満期保有目的の債券(2021年3月31日)

該当事項はありません。

３．子会社株式及び関連会社株式(2021年3月31日)

時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額

区分	前事業年度 (百万円)
子会社株式	9,835
関連会社株式	106

４．その他有価証券(2021年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 株式	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 譲渡性預金	30,400	30,400	-
小計	30,400	30,400	-
合計	30,400	30,400	-

非上場株式（貸借対照表計上額312百万円）及び投資事業有限責任組合への出資金（貸借対照表計上額1,455百万円）は、記載しておりません。

５．事業年度中に売却したその他有価証券（自 2020年4月 1 日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2021年4月 1 日 至 2022年3月31日）

１．売買目的有価証券(2022年3月31日)

該当事項はありません。

2．満期保有目的の債券(2022年3月31日)

該当事項はありません。

3．子会社株式及び関連会社株式(2022年3月31日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度 (百万円)
子会社株式	9,107
関連会社株式	106

4．その他有価証券(2022年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
譲渡性預金	29,300	29,300	-
小計	29,300	29,300	-
合計	29,300	29,300	-

市場価格のない株式等（貸借対照表計上額315百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額1,886百万円）は、記載しておりません。

5．事業年度中に売却したその他有価証券（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

該当事項はありません。

デリバティブ取引関係

1．ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

（1）通貨関連

前事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち一年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	1,714	-	121	121

退職給付関係

前事業年度(自 2020年4月 1 日 至 2021年3月31日)	
1．採用している退職給付制度の概要	
当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。	
2．確定給付制度	
(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表	
退職給付債務の期首残高	23,761 百万円
勤務費用	1,016
利息費用	139
数理計算上の差異の発生額	893
退職給付の支払額	781
その他	28
退職給付債務の期末残高	23,270
(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表	
年金資産の期首残高	17,413 百万円
期待運用収益	409
数理計算上の差異の発生額	1,328
事業主からの拠出額	824
退職給付の支払額	626
年金資産の期末残高	19,349
(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表	
積立型制度の退職給付債務	19,959 百万円
年金資産	19,349
	610
非積立型制度の退職給付債務	3,311
未積立退職給付債務	3,921
未認識数理計算上の差異	2,074
未認識過去勤務費用	151
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,998
退職給付引当金	3,299
前払年金費用	1,301
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,998
(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額	
勤務費用	1,016 百万円
利息費用	139
期待運用収益	409
数理計算上の差異の費用処理額	469
過去勤務費用の費用処理額	34
確定給付制度に係る退職給付費用	1,182
(5) 年金資産に関する事項	
年金資産の主な内容	
年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。	
債券	52%
株式	30%
生保一般勘定	11%
生保特別勘定	7%
その他	0%
合計	100%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企业年金制度の割引率	0.8%
退職一時金制度の割引率	0.5%
長期期待運用収益率	2.5%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、206百万円でした。

当事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	23,270 百万円
勤務費用	961
利息費用	176
数理計算上の差異の発生額	1,521
退職給付の支払額	904
その他	14
退職給付債務の期末残高	21,967

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	19,349 百万円
期待運用収益	454
数理計算上の差異の発生額	258
事業主からの拠出額	814
退職給付の支払額	672
年金資産の期末残高	19,687

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	18,807 百万円
年金資産	19,687
	879
非積立型制度の退職給付債務	3,159
未積立退職給付債務	2,279
未認識数理計算上の差異	489
未認識過去勤務費用	106
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,896
退職給付引当金	3,194
前払年金費用	1,297
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,896

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	961 百万円
利息費用	176
期待運用収益	454
数理計算上の差異の費用処理額	322
過去勤務費用の費用処理額	45
確定給付制度に係る退職給付費用	959

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	51%
株式	32%
生保一般勘定	10%
生保特別勘定	6%
その他	1%
合計	100%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企業年金制度の割引率	0.9%
退職一時金制度の割引率	0.6%
長期期待運用収益率	2.5%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、197百万円でした。

税効果会計関係

前事業年度末 (2021年3月31日)	当事業年度末 (2022年3月31日)
------------------------	------------------------

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産	百万円	繰延税金資産	百万円
賞与引当金	1,176	賞与引当金	1,381
退職給付引当金	1,022	退職給付引当金	990
関係会社株式評価減	784	関係会社株式評価減	1,010
未払事業税	430	未払事業税	285
投資有価証券評価減	428	投資有価証券評価減	110
減価償却超過額	223	減価償却超過額	272
時効後支払損引当金	179	時効後支払損引当金	182
関係会社株式売却損	148	関係会社株式売却損	505
ゴルフ会員権評価減	135	ゴルフ会員権評価減	92
資産除去債務	425	資産除去債務	348
未払社会保険料	95	未払社会保険料	114
その他	358	その他	84
繰延税金資産小計	5,410	繰延税金資産小計	5,376
評価性引当額	1,530	評価性引当額	1,795
繰延税金資産合計	3,879	繰延税金資産合計	3,581
繰延税金負債		繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	361	資産除去債務に対応する除去費用	233
関係会社株式評価益	80	関係会社株式評価益	81
その他有価証券評価差額金	25	その他有価証券評価差額金	78
前払年金費用	403	前払年金費用	402
繰延税金負債合計	871	繰延税金負債合計	796
繰延税金資産の純額	3,008	繰延税金資産の純額	2,784
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	
法定実効税率	31.0%	法定実効税率	31.0%
(調整)		(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.0%	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.0%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	3.5%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	2.9%
タックスヘイブン税制	1.9%	タックスヘイブン税制	1.8%
外国税額控除	0.5%	外国税額控除	0.5%
外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.2%	外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.4%
その他	0.3%	その他	0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.4%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.9%

資産除去債務関係

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

本社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該不動産賃貸借契約期間とし、割引率は0.0%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

（単位：百万円）

	前事業年度	当事業年度
	自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日	自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日
期首残高	-	1,371
有形固定資産の取得に伴う増加	1,371	48
資産除去債務の履行による減少	-	296
期末残高	1,371	1,123

収益認識に関する注記

１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当事業年度（自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日）

委託者報酬	115,670百万円
運用受託報酬	16,675百万円
成功報酬（注）	1,058百万円
その他営業収益	530百万円
合計	133,935百万円

（注）成功報酬は、損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

２．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

[重要な会計方針] 7. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

３．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

セグメント情報等

前事業年度(自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日)

１．セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

２．関連情報

（１）製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（２）地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（３）主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

当事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

１．セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

２．関連情報

（１）製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（２）地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（３）主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

関連当事者情報

前事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

１．関連当事者との取引

（ア）親会社及び法人主要株主等

（イ）子会社等
該当はありません。

（ウ）兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
----	--------	-----	-----	-------	--------------------	-----------	-------	---------------	----	---------------

親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	-	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払（*1）	26,722	未払手数料	5,690
							コマーシャル・ペーパーの償還（*2）	20,000	有価証券	-
							有価証券受取利息	0	その他営業外収益	0

（エ）役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

（*1） 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

（*2） コマーシャル・ペーパーの購入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

（1）親会社情報

野村ホールディングス㈱（東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

（2）重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

当事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. 関連当事者との取引

（ア）親会社及び法人主要株主等

該当はありません。

（イ）子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	ノムラ・エー・エム・ファイナンス・インク	ケイマン	2,500 (米ドル)	資金管理	直接100%	資産の賃貸借	資金の貸付	3,427	短期貸付金	1,835
							資金の返済	1,709		
							貸付金利息の受取	9	未収利息	4

（ウ）兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	-	当社投資信託の募集の取扱及び売上の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払（*1）	29,119	未払手数料	6,013

（エ）役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1．上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2．取引条件及び取引条件の決定方針等

（*1）投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

2．親会社又は重要な関連会社に関する注記

（1）親会社情報

野村ホールディングス㈱（東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

（2）重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

1株当たり情報

前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)		当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	
1株当たり純資産額	17,018円01銭	1株当たり純資産額	16,775円81銭
1株当たり当期純利益	5,101円61銭	1株当たり当期純利益	4,835円10銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1株当たり当期純利益の算定上の基礎		1株当たり当期純利益の算定上の基礎	
損益計算書上の当期純利益	26,276百万円	損益計算書上の当期純利益	24,904百万円
普通株式に係る当期純利益	26,276百万円	普通株式に係る当期純利益	24,904百万円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳		普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	
該当事項はありません。		該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数	5,150,693株	普通株式の期中平均株式数	5,150,693株

中間財務諸表

中間貸借対照表

		2022年9月30日現在
区分	注記 番号	金額(百万円)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金		1,959
金銭の信託		40,970
有価証券		8,000
未収委託者報酬		27,052
未収運用受託報酬		4,915
短期貸付金		1,448
その他		923
貸倒引当金		16
流動資産計		85,253
固定資産		
有形固定資産	1	1,534
無形固定資産		5,483
ソフトウェア		5,482
その他		0
投資その他の資産		15,974
投資有価証券		2,133
関係会社株式		10,025
長期差入保証金		519
前払年金費用		1,433
繰延税金資産		1,758
その他		104
固定資産計		22,993
資産合計		108,246

		2022年9月30日現在
区分	注記 番号	金額(百万円)
(負債の部)		
流動負債		
未払金		12,363
未払収益分配金		0
未払償還金		11
未払手数料		8,301
関係会社未払金		3,205
その他未払金	2	842
未払費用		9,504
未払法人税等		1,213
賞与引当金		2,096
その他		226
流動負債計		25,405
固定負債		
退職給付引当金		3,045
時効後支払損引当金		595
資産除去債務		1,123
固定負債計		4,763
負債合計		30,169
(純資産の部)		
株主資本		77,770
資本金		17,180
資本剰余金		13,729
資本準備金		11,729
その他資本剰余金		2,000
利益剰余金		46,860
利益準備金		685
その他利益剰余金		46,175
別途積立金		24,606
繰越利益剰余金		21,568
評価・換算差額等		307

その他有価証券評価差額金		307
純資産合計		78,077
負債・純資産合計		108,246

中間損益計算書

		自 2022年4月 1日 至 2022年9月30日
区分	注記 番号	金額(百万円)
営業収益		
委託者報酬		57,740
運用受託報酬		9,162
その他営業収益		181
営業収益計		67,085
営業費用		
支払手数料		19,423
調査費		14,540
その他営業費用		2,613
営業費用計		36,577
一般管理費	1	14,575
営業利益		15,931
営業外収益	2	7,366
営業外費用	3	1,574
経常利益		21,723
特別利益	4	30
特別損失	5	49
税引前中間純利益		21,705
法人税、住民税及び事業税		4,322
法人税等調整額		966
中間純利益		16,415

中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間(自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本					
	資本剰余金			利益剰余金		株 主
				その他利益剰余金		

	資本金	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計	資本合計
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	30,030	55,322	86,232
当中間期変動額									
剰余金の配当							24,877	24,877	24,877
中間純利益							16,415	16,415	16,415
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）									
当中間期変動額合計	-	-	-	-	-	-	8,461	8,461	8,461
当中間期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	21,568	46,860	77,770

（単位：百万円）

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	174	174	86,407
当中間期変動額			
剰余金の配当			24,877
中間純利益			16,415
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	132	132	132
当中間期変動額合計	132	132	8,329
当中間期末残高	307	307	78,077

[重要な会計方針]

1．有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 … 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 市場価格のない … 時価法 株式等以外のもの (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。) 市場価格のない … 移動平均法による原価法 株式等
2．金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
3．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	時価法
4．外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下の通りであります。

建物	6年
附属設備	6～15年
器具備品	4～15年

(2) 無形固定資産及び投資その他の資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

6．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

賞与の支払いに備えるため、支払見込額に基づき当中間会計期間に見合う分を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企業年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

確定給付型企業年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。

退職一時金及び確定給付型企業年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。

(4) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

7．収益及び費用の計上基準	当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。 委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年４回、もしくは年２回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。 運用受託報酬 運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき契約期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を顧問口座によって主に年４回、もしくは年２回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。 成功報酬 成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。
8．消費税等の会計処理方法	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当期の費用として処理しております。

[会計方針の変更]

（時価の算定に関する会計基準の適用）

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27 - 2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。

これによる中間財務諸表に与える影響はありません。

[追加情報]

当社は、当中間会計期間から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行しております。これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日。以下「実務対応報告第42号」という。）に従っております。

また、実務対応報告第42号第32項（１）に基づき、実務対応報告第42号の適用に伴う会計方針の変更による影響はないものとみなしております。

[注記事項]

中間貸借対照表関係

2022年9月30日現在	
1 有形固定資産の減価償却累計額	1,577百万円

資産計	40,970	40,970	-
(2)その他（デリバティブ取引）	74	74	-
負債計	74	74	-

（注１） 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、有価証券、短期貸付金、未払金、未払費用、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注２） 投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表には含まれておりません。当該金融商品の中間貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
市場価格のない株式等（ ）	10,260
組合出資金等	1,898
合計	12,159

（ ）市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

２．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（１）時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

区分	中間貸借対照表計上額（単位：百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託（運用目的・その他）	-	40,970	-	40,970
資産計	-	40,970	-	40,970
デリバティブ取引（通貨関連）	-	74	-	74
負債計	-	74	-	74

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。構成物のレベルに基づき、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル2の時価に分類しております。

有価証券関係

当中間会計期間末（2022年9月30日）

１．売買目的有価証券(2022年9月30日)

該当事項はありません。

２．満期保有目的の債券(2022年9月30日)

該当事項はありません。

３．子会社株式及び関連会社株式(2022年9月30日)

市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額

区分	中間貸借対照表 計上額（百万円）
子会社株式	9,919
関連会社株式	106

４．その他有価証券(2022年9月30日)

区分	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
譲渡性預金	8,000	8,000	-
小計	8,000	8,000	-
合計	8,000	8,000	-

デリバティブ取引関係

１．ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(１) 通貨関連

当中間会計期間（2022年9月30日）

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち一年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	1,371	-	74	74

資産除去債務関係

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

当該資産除去債務の総額の増減（単位：百万円）

	自 2022年4月 1日 至 2022年9月30日
期首残高	1,123
有形固定資産の取得に伴う増加	-
時の経過による調整額	-
中間期末残高	1,123

収益認識に関する注記

１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

区分	当中間会計期間 (自 2022年4月 1日 至 2022年9月30日)
委託者報酬	57,740百万円
運用受託報酬	8,912百万円
成功報酬（注）	250百万円
その他営業収益	181百万円
合計	67,085百万円

（注）成功報酬は、中間損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

２．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

[重要な会計方針] 7. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

３．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

セグメント情報等

当中間会計期間(自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)

１．セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

２．関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

1 株当たり情報

	自 2022年4月 1日 至 2022年9月30日
--	------------------------------

1株当たり純資産額	15,158円67銭
-----------	------------

1株当たり中間純利益	3,187円11銭
------------	-----------

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益につきましては、潜在株式がないため、記載しておりません。

2. 1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

中間純利益	16,415百万円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る中間純利益	16,415百万円
期中平均株式数	5,150千株

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等(委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。)又は子法人等(委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記 に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1)定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2)訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託者

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社 (再信託受託者：日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

* 2023年4月末現在

(2) 販売会社

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
株式会社ＳＢＩ証券	48,323百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
野村信託銀行株式会社	35,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

* 2023年4月末現在

2【関係業務の概要】

(1) 受託者

ファンドの受託会社（受託者）として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行ないます。なお、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行ないます。

<再信託受託者の概要>

名称：日本マスタートラスト信託銀行株式会社
 資本金：10,000百万円
 事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

ファンドの取扱販売会社として、口座内でのファンドの管理事務、信託契約の一部解約に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行ないます。

3【資本関係】

(2022年9月末現在の持株比率5.0%以上を記載します。)

(1) 受託者

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

第3【その他】

- (1) 目論見書の表紙にロゴ・マークや図案を採用すること、またファンドの形態などの記載をすることがあります。
- (2) 目論見書の巻末に約款を掲載する場合があります。
- (3) 届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表等を付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
- (4) 目論見書は電子媒体等として使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。
- (5) 目論見書は目論見書の別称として「投資信託説明書」と称して使用することがあります。
- (6) 目論見書の表紙裏等にインターネットホームページに加え、他のインターネットのアドレス（当該アドレスをコード化した図形等も含む）も掲載し、当該アドレスにアクセスすることにより基準価額等の情報を入手できる旨を記載する場合があります。
- (7) 目論見書に当該委託会社の金融商品取引業者登録番号、当該委託会社が運用する投資信託財産の合計純資産総額および目論見書の使用を開始する日を記載する場合があります。
- (8) 目論見書に投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨を記載する場合があります。

独立監査人の監査報告書

2022年6月7日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	湯 原 尚
--------------------	-------	-------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	津 村 健二郎
--------------------	-------	---------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	水 永 真太郎
--------------------	-------	---------

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第63期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の2022年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2023年6月2日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

河野 明 史

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているゴールベースラップ専用ファンド・レベル1の2022年4月28日から2023年3月29日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ゴールベースラップ専用ファンド・レベル1の2023年3月29日現在の信託財産の状況及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2023年6月2日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

河野 明 史

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているゴールベースラップ専用ファンド・レベル2の2022年4月28日から2023年3月29日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ゴールベースラップ専用ファンド・レベル2の2023年3月29日現在の信託財産の状況及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2023年6月2日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

河野 明 史

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているゴールベースラップ専用ファンド・レベル3の2022年4月28日から2023年3月29日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ゴールベースラップ専用ファンド・レベル3の2023年3月29日現在の信託財産の状況及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2023年6月2日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

河野 明 史

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているゴールベースラップ専用ファンド・レベル4の2022年4月28日から2023年3月29日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ゴールベースラップ専用ファンド・レベル4の2023年3月29日現在の信託財産の状況及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2023年6月2日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

河野 明 史

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているゴールベースラップ専用ファンド・レベル5の2022年4月28日から2023年3月29日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ゴールベースラップ専用ファンド・レベル5の2023年3月29日現在の信託財産の状況及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2022年11月24日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

湯原 尚

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

水 永 真太郎

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第64期事業年度の中間会計期間（2022年4月1日から2022年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の2022年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2022年4月1日から2022年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財

務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1．上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。